

文選諸本の研究

斯波六郎



斯波博士退官記念事業會

昭和32年3月

A STUDY OF WÊN-HSÜAN TEXTS

PUBLISHED IN COMMEMORATION
OF THE RETIREMENT OF DR. ROKURO SHIBA

MARCH 1957

文選諸本の研究の刊行にあたって

このたび、斯波先生は、停年のため御退官になることになった。先生は、大正十五年、京都帝國大學文學部支那文學科を御卒業、ひきつづき大學院にて御研究のところ、昭和四年、廣島文理科大學開學とともに御來任なされたのであった。爾來二十八年の長きに亘り、廣島文理科大學・廣島高等師範學校・新制廣島大學に於て、中國文學を講ぜられた。殊に草創の文理科大學漢文學科をみごとに開花せしめ、いままた、わが新制廣島大學中國文學科の基礎を牢固たらしめたことは、何人も知るところである。

今や、わが大學に於て再び、先生の該博なる御學識と慈愛にみちた御薫陶に接し得なくなることを思へば、まことに惜別の情に堪へないものがある。この惜別の情の一端を表はすために、先生の數ある御著述の中、「文選諸本の研究」を刊行して、その御退官を記念することにした。

親しく教を受けたものにとって、先生の文選の授業ほど懐しい思ひ出はない。われわれは、先生を通じて文選を知り、文選を通じて學問を知った、といつても決して過言ではない。固より先生の研究分野は、文選に限定するには餘りにも廣い。文選の研究のみが先生の本色であるとも、勿論いふことはできぬ。併し如何なる分野の研究に於ても、そこに一貫して流れてゐる先生の學風は、その犀利卓抜なる見識を裏づける堅確精緻な實證的精神であらう。時に裏に潜んで底知れぬ深みとなり、時に表に顯れて磐石の重みとなる、その變化はあるにしても、常にその根幹を成すものは、徹底した實證的精神であり、これこそ先生の學風の眞骨頂である。そして先生の此の實證的精神が最も端的に如實に發露したものこそ、まさしく「文選諸本の研究」に他ならぬ。本著は先生が昭和十二・三年頃までに書き上げられたもので、その一部を既に「文選集注に就いて」と題して「支那學」第九卷二號に發表され、他の一部を「文選の板本に就いて」と題して「帝國學士院紀事」第三卷一號に發表されており、その後いくらか訂正を加へて深く筐底に藏せられてゐたものであるが、いま先生に請うて、特に本著を上梓する次第である。なほ本著の刊行にあたり、なみなみならぬ御配慮と力添へを賜つた京都大學人文科學研究所の平岡武夫氏に深甚なる感謝の意を表したい。

昭和三十二年三月

斯波博士退官記念事業會

文選諸本の研究 目次

例	言	4
上篇	板本	5
	I 總説	5
	II 各説	13
	1 李善單注本	13
	1 清胡克家重雕宋淳熙刊本	13
	2 明覆元張伯顔刊本	26
	3 明汪諒刊本	28
	4 明朱純臣刊本	28
	5 明翻張伯顔刊本	28
	6 明唐藩刊本	30
	7 明養正書院重刊本	31
	8 明晉藩刊本	31
	9 明文思堂校正本	32
	10 明鄧原岳刊本	34
	11 清懷德堂重影汲古閣本	34
	12 清素位堂重刊汲古閣本	38
	13 清錢士謐重校汲古閣本	38
	14 清文盛堂重影汲古閣本	39
	15 清光霽堂重影汲古閣本	39
	2 五臣李善注本	40
	1 宋明州刊本	40
	2 明袁褰仿宋刊本	44
	3 明丁觀重刊本	48
	4 張守校正本	50
	5 慶長活字本	50
	6 寬永本	51
	3 李善五臣注本	51
	1 宋贛州刊本	51
	2 四部叢刊景宋本	58
	3 明重刻陳仁子刊本	62
	4 明洪樾校本	66
	5 明萬卷堂校刊本	69
	6 明崔孔昕校本	70
	7 明徐成位重校本	74
	8 明吳勉學重校本	75
	9 明潘 <small>准時</small> <small>惟德</small> 校刻本	76
	10 明蔣先庚重校本	76
	11 慶安板本	77
	12 寬文板本	80
下篇	舊鈔本	81
	I 唐鈔李善單注本殘卷二種	81
	II 舊鈔文選集注殘卷	84

例 言

- 1 此の稿は予の閲覽せる板本李善注文選・李善五臣合注文選の内の33通と舊鈔本3通とをとりて解説を試みたるものである。
- 2 解説はその本の系統と特色とを明かにすることに重きを置いた。
- 3 此の稿に著録せる板本33通の内、其の十の八九は短時日間に借覽せしものなるを以て、對校の粗鹵不備甚だ多かるべく、随つて論斷亦誤謬尠少に非ざるべしと思ふ。後日博物者の高教を仰いで訂正せんことを期する。
- 4 既に借覽するを得て未だ解説の成らざる者及び所藏者明かなるも未だ借覽するを得ざる者が尙數通有る。是れ等の解説は、後日此の稿に追補せんことを期する。
- 5 文選刪註・文選音註・文選旁訓・文選正文等の無注本及び陳與郊文選章句・張鳳翼文選纂註・葉樹藩參訂文選・秦鼎翻刻葉氏本(未完本)等の李注を刪節せしものは、之を閲覽せりと雖も、すべて此の稿に收めない。

文選諸本の研究

上篇 板本

I 總説

支那に於ける雕板は、中唐の頃より既に行はれてゐたやうだが^①、未だ必ずしも盛てはなかつた。然るに五代の時に及んで乃ち盛行し、九經をはじめ、相當大部のものまで印刷されるに至つた^②。而して文選の始めて付梓されたのも亦實に是の時に在るといふ。宋の王明清の揮塵餘話卷2に、陶岳の五代史補に據つて記して曰く、

母昭裔（原本作邱儉、今據島田翰說改）貧賤時、嘗借文選於交遊間、其人有難色、發憤（憤下疑當有曰字）、異日若富貴、當板以饜之遺學者、後仕王蜀爲宰相、遂踐其言刊之、（學津討原本）。（王國維曰、昭裔相蜀、在孟昶明德二年、至廣政十六七年、尙在相位、中言（王明清字）謂其相王蜀、已非事實、其刊文選、在相蜀後、不得在長興之前）

と、諸家皆此を以て文選印行の嚆矢とする。昭裔の刻した文選は何種の本であつたかを知らないが、爾後宋に至つて文選の刊行漸く多く、元・明を経て清に迄るまでに出た板本の種類は、無慮數十百に上らう。

管見の及ぶ所、諸家の書目を涉獵して知るを得た文選の異種・異板は、李善注本・李善五臣合注本、各々30餘本有る。而して其の内、或は存亡既に明かならざる有り、或は重價遂に購ふ能はざる有り、或は遠く異域に備せられて見る可からざる有り、或は深く秘藏せられて窺ふべからざる有つて、今に至る迄に親ら緝閲するを得たものは、李善注本・李善五臣合注本、合して纔に40通にも充たぬ。今其の内、33通を擇んで下の如く三類に大別する。

其の一は李善單注本で、次の15通が之に屬する。

清、胡克家重雕宋淳熙刊本、	明、覆元張伯顏本、	明、汪諒刊本、
明、朱純臣刊本、	明、翻張伯顏本、	明、唐藩刊本、
明、養正書院重刊本、	明、晉藩養德書院刊本、	明、文思堂校正本、
明、鄧原岳刊本、	清、素位堂重刊汲古閣本、	
清、懷德堂重雕汲古閣本、	清、錢士謐重校汲古閣本、	

清，文盛堂重雕汲古閣本， 清，光霽堂重雕汲古閣本

其の二は，五臣注を前に出し，李善注を後にさせるもの，即ち所謂五臣李善注本で，次の6通が之に屬する。

宋，明州刊本， 明，袁褰仿宋刊本， 明，丁觀重刊本， 宋，張守校正と題する本（其の實，明代商估の贗を售れるもの），日本慶長活字本，日本寛永本

其の三は，李善注を前に出し，五臣注を後にさせるもの，即ち所謂李善五臣注本で，次の12通が之に屬する。

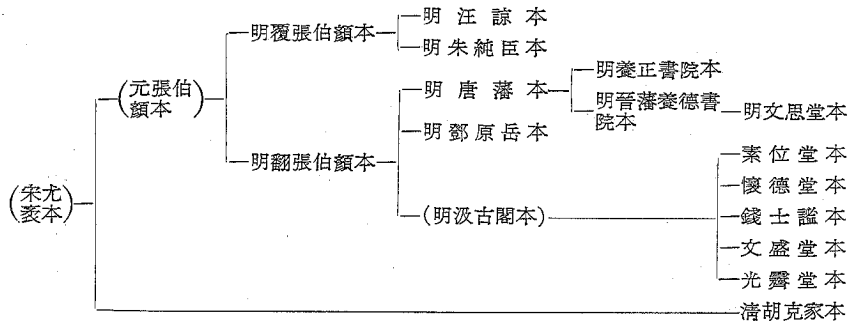
宋，贛州刊本， 四部叢刊景宋本， 明，重刻茶陵陳仁子刊本，
明，洪樞校本， 明，萬卷堂校刊本， 明，崔孔昕校本，
明，徐成位重校本， 明，潘（惟時，惟德）校刻本， 明，吳勉學重校本，
明，蔣先庚重校本， 日本慶安板本， 日本寛文本

下に此の三類に就いて，それぞれ，其の種屬本の系統と特色とを概説しよう。

(1) 李善單注本

此の類に屬する15通の祖本は，宋淳熙間，尤袤が貴池に於て刊せし本，即ち所謂尤本である。而して尤本に據れるもの，元張伯顔本と清胡克家本との2に分れ，元の張伯顔本は又明の覆張伯顔本と明の翻張伯顔本との2に分かれ，覆張氏本に據れるものに汪諒本・朱純臣本が有り，翻張氏本に據れるものに唐藩本・鄧原岳本・明汲古閣本が有り。而して唐藩本・汲古閣本亦各々若干に分かれる。15通の系統を示すこと下の如し。

表中（ ）を附せるは未見の本である。表中同列に在る諸本は，必ずしも各々其の直上の本から出たのではなく，或は同列本の中に於て相承けたのがあるかも知れない。例へば，覆張氏本と翻張氏本とは表中假に同列に置いたけれども，翻張氏本はもと直接元張伯顔原本に據つたのではなく，或は覆張氏本に據つたのかも知れぬ。



此の類の祖本たる尤本は，今，之を見るを得ないが，尤本を景模重模せる胡刻本を

以て推すに、是の本はもと唐の李善單注本に據れるには非ず、李善注と五臣注とを併せ採れる本に就いて、正文は李善本と思はれる文字に従ひ、注は李善注と思はれるもののみを抽出したに過ぎない（而も胡氏の據れる尤本は、甚だ補刻の多い本だつたやうである）。随つて、正文の文字及び分節俱に五臣本に従つたり、注中に五臣の文を混じたり、正文中に音釋を存したり（李善本は決して正文中に音釋を夾記しない）する誤謬が有つたやうである。加之、正文・注俱に後人が意を以て改めたり、もと旁記だつた文を注中に錯入したり、注所引の書を今の原書に照らして妄改したりした誤謬も亦其の免れざる所であつたらしい。胡氏の據れる尤本の短所は此の通りである。併し胡刻本及び袁本・四部叢刊本等の現存板本を以て、唐鈔李善單注本（敦煌出土本が2種有る）・舊鈔文選集注本（李善本の眞面目を保つ所が多い）・北宋板李善單注本の殘卷^④と對校するに、今の板本中、最も多く上の古本と合するのは胡刻本である。これから推せば、尤本は現存の六臣合注諸本に比べて、優る所の有る本であつたことが知られる。是を以て、尤本を景模重鑄せる胡刻本は、李善本の舊を存する度に於ては、今の板本中の白眉なりと謂ふことが出来る。

元の張伯顔原刊本は未だ見ないが、明の覆元本を以て之を考へるに、張氏刊本は胡刻本と同じく南宋尤本を景模せしものなることが知られる。然るに、胡刻本と覆張氏本とを對校するに、2本互に異なる所が尠くなく、而もそれらは概して覆張氏本の方が劣つてをる。翻張氏本に至つては、正文・注俱に六臣注本に據つて妄改せる所多く、注中「向曰」、「翰曰」、「銑曰」、「濟曰」等の五臣注さへ混ざることが尠くない有様で、殆んど張氏原本の舊を失せるもののやうである。

汪諒本・朱純臣本は俱に覆張氏本と大差無く、唐藩・養正書院・晉藩養德書院・文思堂・鄧原岳の5本は互に異同は有るが、概して之を言へば、皆翻張氏本と相近い。明の汲古閣本（未見）亦翻張氏本の系統に屬するもののやうであるが、重雕汲古閣本5通互に異同多くして、而も素位堂・懷德堂の2本頗る相似てをる。蓋し此の2本が5通中に於ては比較的原刊本の舊を存するのではないかと思はれる。

(2) 五臣李善注本

此の類に屬する6通の内、最も舊いのは、宋の明州刊本で、之に次ぐのは、明の袁氏仿宋刊本である。而して袁氏本は直ちに明州本に據つたのではなく、恐らく別に本づく所が有つたものと思はれる。吾が慶長活字本は、明州本に據つたもので（總目のみは茶陵本に據る）、寛永本は慶長本の重刊である。又、丁觀本は袁氏本に就いて、唯

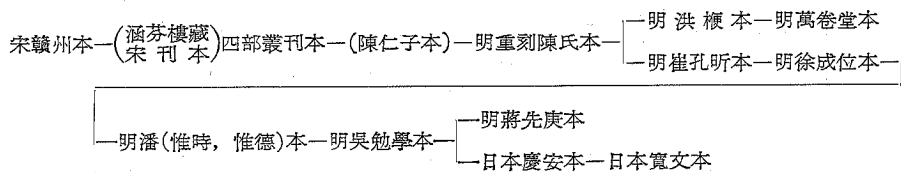
毎半葉の行數のみを改めたものであり、張守本は直ちに丁氏本を襲つたものに過ぎない。

明州本は、五臣注詳であるが、李善注略なる所の多きを其の劣れる點と爲すべく、其の優れる點は、袁本・贛州本・四部叢刊本よりも多く李善注・五臣注の舊式を存することと、李善注中の文字に於て、胡刻本・袁本・贛州本・四部叢刊本俱に後人の竄改を経た所、此の本獨り往々其の舊を保てることとに在る。

袁氏本は五臣注と共に李善注をも詳出し、而も是れ等皆本づく所有るもののやうである。此れ其の最も優れる點である。又胡刻本・贛州本・四部叢刊本皆改竄せられ、或は誤脱有る所て、此の本のみ未だ誤らない例も尠くない。此れ亦其の優れる點である。既に此の二長所が有る以上、此の本を以て決して他の明刊本と同一視すべきではない。字畫概ね正法に従へるのも亦其の特色と爲し得よう。但筆者刻工の犯せる文字の譌誤が少くないのは其の短所である。丁氏本は袁氏本を襲うて、而も其の誤を正せる所も有るが、亦袁氏本未だ誤らずして、此の本却つて誤れる所も有る。張氏本は、丁氏本と全く同じ。

(3) 李善五臣注本

此の類に屬する 12 通に於ては、宋の贛州本を其の祖と推すべきである。而して涵芬樓藏宋刊本（四部叢刊本の原本）は贛州本を本としたもののやうであり、陳仁子本（茶陵本）は涵芬樓本と同種の本から出たもののやうである。陳氏本は明の時重刻されたが、陳氏本からは洪楨本と崔孔昕本とが出た。洪氏本を襲つたのが萬卷堂本で、崔氏本からは徐成位本が出てをり、崔氏本に據れるかと疑はれるものに潘氏本が有る。而して吳勉學本・蔣先庚本は順次潘氏本を承けたものであらう。尙、吳氏本に據れるものに吾が慶安本が有り、慶安本を直ちに襲へるものが寛文本である。此の類に屬する 12 通の系統を表示すれば下の通りである。



贛州本は、現存李善五臣注本中最古のものであるが、是の本は決して單行李善注本・單行五臣注本に本づいたのではなく、唯五臣李善注本に據つて、李善と五臣との順序を互に易へたものに過ぎない（其の證 7 有り、詳に後に述べる）。而して其の刊行年

時は、現存五臣李善注本中最も古い明州本よりも後に在る。是を以て、是の本は、竟に明州本に一籌を輸せざるを得ないのである。併し其の本づく所は、必ずしも明州本ではなく、又袁氏本の祖本でもないやうだから、随つて自ら其の長所も無いでもない。即ち (1) 明州本・袁本に於ては善注を省略せる所、是の本之を詳出せる有り、(2) 明州本・袁本、五臣注無くして是の本之を存する所有り、(3) 明州本・袁本、正文及び注に於て既に誤つて、是の本未だ誤らざる所有る等は其の長所である。但此れ等の長所、實際の數に於ては必ずしも多くはない。以上は是の本の長所であるが、これ等の外、更に是の本の特色を挙げれば、(1) 正文中、李善・五臣の異同を校注すること明州本・袁本よりも多く、(2) 李善注中の音釋、明州本・袁本よりも少く、(3) 他の本の善注中「已見上文」又「已見某篇」に作れるものの十の八九之を複出し、(4) 李善注・五臣注の取舍必ずしも明州本・袁本と同じからず、(5) 注文の分別・連合必ずしも明州本・袁本と同じからず、(6) 李善引く所の舊注の位置、明州本・袁本と全同でない等が數へられよう。併しながら此れ等殆んど皆後人の妄りに増添改易せし結果生ぜる特色と謂ふべく、是の本の短所亦自ら是に藏せられる。

四部叢刊本は殆んど贛州本と同じきも、後人の増損改易を経たること彼の本よりも甚だしく、筆者刻工の譌誤亦彼の本よりも多い。又是の本の原本は完本ではなく、他種本(恐らく陳仁子本、若しくは其の同種本)を以て補足せる所が有る。此れら皆是の本の劣れる所で、其の長所は、纔かに贛州本の譌誤が間々正されてあるくらゐのことである。

陳仁子原刊本は未だ見ない。嘉靖間重刻本に據つて之を論ずるに、其の本は、全く四部叢刊本と同種の本に據れるもので、彼の本誤つて卷1の卷端に残せる子目1條を是の本は刪去せる外は、行款全く相合する。但是の本は譌誤字・脱字・衍文甚だ多く、殊に注文中、字を脱して(故意に刪去せしかと疑はれる所もある)空格を存するもの每行之れ有りといふも決して過言ではない。其の纔かに優れる點は、往々彼の本の譌誤の字を正せることに在る。併し是れ等は皆胡刻本・明州本・袁本・贛州本の何れかに於て未だ誤らざるものに屬するから、決して是の本特有の長所とは謂へないのである。是の本の卷首に冠せる總目は、宋本總目の書式を一新せるもので、爾後明刊六臣注諸本總目の俑を作した。洪楨本は陳氏本を襲うて愈々譌誤を増し、萬卷堂本は全く洪氏本を襲へるに過ぎない。

崔孔昕本は、陳氏本から出たけれども、行款全く彼の本と異り、且つ後人が意を以

て増損改易せし所が多い。尤もその爲に自ら陳氏本の短を補つた所も有るが、概して其の得、其の失を償ふに足らない。徐成位本は、崔氏本に就いて聊か改訂を加へたものであるが、纔かに此れ彼より優るの範圍を出てない。潘（惟時、惟徳）本・吳勉學本・蔣先庚本は皆徐氏本の系統に屬し、次を逐うて相襲うたもので、而も其の付印愈降つて其の文字愈々清朗を缺いてをる。又、吾が慶安本は吳氏本に訓點を加へたものであるが、間々校改を加へてをり、寛文本は慶安本の重刊である。

以上三類に就いて、それぞれ各本の系統と特色とを略述したが、更に其の二類若しくは三類に通じて附言すべきことが有る。

先づ李善五臣合注本の正文の間に夾記してある李善本・五臣本同異の校注に就いて述べよう。現存板本中、此の校語の見える最古のものは明州本であるが、就いて詳考するに、其の據れりと爲せる李善本及び五臣本は、皆既に後人の改易を経たこと多き本で、決して李善の舊、五臣の舊を全くは存せしものではない。そのことは、唐鈔李善本・舊鈔集注本・舊鈔五臣本（三條家藏）・舊鈔無注本^⑤等の殘卷正文、及びそれらの鈔本に間々記された校語^⑥を本として詳考を加へれば、實に思半に過ぐるものがある。況して明州本以外の板本に見える校語には、李善注五臣注（皆必ずしも其の舊を存するものではない）の文より推して爲されたるが有り、又妄りに意を以て作られたるさへ有るのである。

次に述ぶべきは、宋板相互間に於て、又、上は宋板より下は明清板に至る各本を通じて、全く同一の誤謬が多いことである。此れに據つて、板本の末流多種に分かれてはをれど、其の由つて出た源は、僅かに一二種の本に過ぎなかつたことが知られるのである。思ふに板本未だ世に出ず、讀者互に相傳寫した時代には、恐らく幾多の異本が有つたであらう。然るに板本なるものは、それら異本の中から、主として其の一を擇び、以て付梓せしに過ぎないのである。而も誰か、その始めて付梓せられた本を以て最も善き本を採つたものと斷言し得よう。然らば、板本の出現によつて、幾多の善本が驅逐されたであらうことは想像に難くない。此の事は獨り文選に於てのみならず、廣く古典に於て亦有つた現象と思はれるが、實に深く惜しむべきことである。板本の由來既に斯の如しとせば、縦し宋板本文選であつても、尙幾多の缺漏有るを免れないのは寧ろ當然のことと謂はねばならぬ。

次に現存板本刊行の前後と文選舉との關係に就いて一言しよう。管見の及ぶ所では、現存李善と五臣との合注本中最も古いのは、五臣李善注本で、夫の李善五臣注本の若

きは、もと五臣李善注本から出たものに過ぎないことは前に述べた通りである。又現存李善單注本完本の最古のものも、もと李善と五臣との合注本から抽出したに外ならぬことも前に述べた通りである。もと、現存本以外に尙數種の板本の有つたことは固より何人も容易に推測し得る所ではあるが、而も今、眞の李善本の完本が残らず、眞の李善五臣本の存するものも無いのは、是れ決して偶然のこととは思はれぬ。此の事實は恐らく、宋代に始めは五臣注が盛行し、後漸く李善注再び行はるに至つた五臣注・李善注盛衰の歴史、換言すれば文選學の歴史と深い關係が有るのであらうと想像する。

最後に吾が國の翻刻本文選に附せられた訓點に就いて述べよう。淺見を以てすれば、附點翻刻本は慶安本にはじまるやうである。而して慶安本は、明吳勉學本に據つたものだから、固より李善五臣注本に屬する。然るに其の訓讀中、李善注にも、五臣注にも從はず、別に一説有つて之に從つたかと思はれる所が有る。試に慶安本の此の類の訓讀を以て足利明州本及び宮内廳書陵部藏明州本に見える加點と較するに、三者殆んど相合する^⑦。而も更に進んで、之を九條家藏・上野氏藏・觀智院藏等の舊鈔本の加點と相較するに、亦殆ど相合する。是に於てか、慶安本の訓點及び明州本の加點はもと、各々其の本に即して附せられたものではなく、吾が國王朝時代の訓讀を之に移せるものなることが知られる。されば、其の李善注及び五臣注に從はない訓讀は、王朝時代の學者、別に承くる所が有つたのであらうと思はれる。文選訓讀の歴史を精究せば、獨り選學上得る所有のみならず、亦國語學界に寄與する所も尠くなからうと思ふ。

以上板本文選の系統と特色とに就いて概説したが、之を要するに、現存李善單注本に於ては胡氏刻本を以て最と爲すべく、五臣李善注本に於ては明州本と袁本を善と爲すべく、李善五臣注本に於ては贛州本・四部叢刊本を以て尤と爲すべきで、爾餘の諸本の若きは、愈々降つて愈々妄改を經、皆齊しく自鄙に屬せしむべきものである。

以下章を改めて、各本の特色と系統とに就き、聊々詳説を試み、以て大方の叱正を仰ぎたい。立説は、すべて、書物の形式よりも内容に重きを置いた。

注

- ① 元微之の白氏長慶集序・司空圖の爲東都敬愛寺講律僧惠確化募雕刻律疏(文集卷9)・柳玘家訓序(舊五代史唐明宗紀注引)(以上3文、葉德輝の書林清話卷1既に引證す)及び馮宿の禁版印時憲書奏(全唐文卷624)に據る。
- ② 詳に島田翰「雕版淵源考」、葉氏「書林清話卷1」、王國維「五代兩宋刊本考卷上」に見える。
- ③ 楊守敬の日本訪書志卷12に、昭齋上木の本を以て五臣本なりと爲せども、恐らくは是れ當時五臣本盛行せし事に據つて立てた臆説であらう。

- ④ 劉文興定めて天聖明道間の本と爲すもの(北平圖書館々刊第5卷第5號)。予は劉氏が館刊に載せし1葉と、吉川幸次郎氏所藏の景照6葉とを見るを得た。
- ⑤ 上野氏・西園寺家・觀智院・九條家に各々殘卷を藏し、又敦煌本が有る。上野氏藏本は實物を見、それ以外は寫眞または影印本で見た。
- ⑥ 但九條本行間に記された校注には板本に據れるものがある。
- ⑦ 三本の訓點、未だ全卷に涉つて校合するを得ないが、處々相校せし結果より推せば、すべて三者全同に庶幾からうと思はれる。但三本加點年時の前後により、訓讀の精粗、語辭の新舊等の差は固より少くない。

Ⅱ 各 説

(1) 李善單注本

1 清胡克家重彫宋淳熙本文選序、梁昭明太子文選序、唐李崇賢上文選注表

24冊 廣島大學藏

嘉慶14年の胡克家が重刻宋淳熙本文選序、梁昭明太子文選序、唐李崇賢上文選注表を冠し、次に文選目録が有る。正卷は、第1行に「文選卷第幾」、第2行に「梁昭明太子撰」、第3行に「文林郎守太子右内率府録事參軍事崇賢館直學士臣李善注上」と題し、次に子目が有つて、毎卷、後題の次に「賜進士出身通奉大夫江南蘇松常鎮太等處承宣布政使司布政使胡克家重校刊」(1行33字)の刊記が有る。毎半葉10行、行20字、注は雙行、或は21、或は22、或は23字で、一樣ではない。白口、左右雙邊。板心には雙魚尾有るあり、又單魚尾有るあり、上隅、或は大字小字數を分注し、或は唯總字數のみを記し、下隅には刻工氏名が有る。刻工欄に見える文字は、

陳新、 陳森、 陳卞、 翁珍、 蔡勝、 蔡洪、 劉仲、 從元龍、 蔣正、 蔣必先、
曹伋、 曹但、 曹侃、 余仁、 潘暉、 馬弼、 馬才、 朱梓、 葉友、 葉平、
葉正、 王亨、 王才、 王弼、 黃金、 黃生、 李全、 李卞、 李彥、 毛用、
斯從、 唐才、 唐恭、 夏旺、 彥中、 金大有、 金大受、 端升、 張宗、 張共如、
柯文、 湯盛、

(以下重刊記有る紙葉に見える者)

王才、 王嘉祥、 王政、 王明、 王元壽、 王大亨、 王辰、 黃室、 黃定刀、 劉升、
劉邁、 劉用、 劉彥中、 劉端、 劉彥龍、 劉文、 劉彥事、 劉彥、 仲甫、 揚琰、
昇彥、 陳亮、 曹儀、 曹伯、 唐彬、 盛彥、 夏義、 夏應、 張成、 湯仲、
丘全、 吳志、 余致遠、 賈林、 熊才、 李格

等である。

此の本に就いて胡克家は「往歲顧千里彭甘亭見語以吳下有得尤槩者^④、因卽屬兩君、遂手影摹、校刊行世、踰年工成」(嘉慶十四年二月既望重刻宋淳熙本文選序)と言つてをるから、その宋淳熙中、尤袤貴池に於て刊せる所の李善注本に據れるものなることがわかる。ところが陸心源の羣書校補卷100記する所に據れば、宋刻尤本の後には考異41葉及び袁説友の跋が附せられ、楊守敬の日本訪書志卷12に據れば、其の見る所の宋刻尤本には、尤袤・袁説友・計衡の3跋が有り、瞿鏞藏書目錄卷23に據れば、瞿氏が定めて、「重ねて校正を加へたもの」と爲せる1本には、李善與五臣同異と題した宋

本を影鈔して附し、又、袁説友の兩跋有りといふが、此の本は則ち袁跋・計跋・考異皆無く、唯尤跋のみを附してをる。又、阮元の南宋淳熙貴池尤氏本文選序(碑經室3集卷4)に據れば、文選樓の藏してゐた尤本は、書口に「景定壬戌重刊」の木記があるといふが、此の本にはそれが無い。是に由つて之を觀れば、所謂尤本にも亦數種あつたことが知られる。然らば此の本の據れる所は果して如何なる本であつたかといふに、今之を審にし得ないが、唯諸卷書口に「乙丑重刊」(卷1, 第7葉・第16葉・第17葉等)、「乙卯重刊」(卷1, 第29葉, 卷2, 第18葉・第20葉等)、「壬子重刊」(卷3, 第9葉・第14葉, 卷5, 第6葉等)、「戊申重刊」(卷8, 第18葉, 卷17, 第10葉等)、「辛巳重刊」(卷15, 第2葉, 卷28, 第1葉等)、「丁未重刊」(卷22, 第15葉・第18葉等)、「丙寅重刊」(卷45, 第18葉, 卷51, 第4葉等)等の文字頻りに見え、殆んど枚舉に違が無いから、少くともその決して原刻完本でなかつたことだけは疑ふ餘地がない。かく胡氏の據つた所、既に尤氏の原刻完本でなかつたとすれば、此の本に據り、更に遡つて尤氏の本づく所を推すのは、固より至難の事に屬するが、今假に、此の本を精査して以て憑臆の言を爲してみるに、尤氏の本づく所は、必ずしも李善單注本の舊を存したものでないやうである。其の論據を下に列舉しよう。

- (1) 胡刻本は正文・注俱に舊鈔李善本と合せずして、却つて舊鈔五臣本と合する有り、又、舊鈔李善本とも舊鈔五臣本とも合せずして、却つて袁本・四部叢刊本と合する所がある。

任彦昇奏彈曹景宗の一部分・奏彈劉整の大部分、及び楊德祖荅臨淄侯牋・繁休伯與魏文帝牋・陳孔璋荅東阿王牋の3篇の全文は、舊鈔集注本・舊鈔五臣本俱に存するを以て、此の諸篇に就いて、胡刻本・集注本・五臣本を對校した結果、胡刻本の集注本に合せずして五臣本と合するか、若しくは集注本及び五臣本に合せざるものは下の通りである。

胡 刻 本	集 注 本	五 臣 本
〔奏彈曹景宗〕		
1 愍彼司侯	崩	悞 (旁記崩字)
2 收付廷尉法獄治罪	罰 (校語, 鈔五家陸善經本罰爲治)	治 (旁記罰字)
〔奏 彈 劉 整〕		
3 整便責范米六調哺食	升	斗
4 忽至戸前隔箔	簿	薄
5 突進房中	屋	屋

6 並。已。入。衆。又。以。錢。婢。姊。妹。……私。貨。得。錢。並。不。分。遂。(34字)	(無此34字)(校語, 五家本有並已入衆……並不分遂)(32字)	並。已。入。衆。……並。不。分。遂。(32字)
7 整。及。母。并。奴。婢。等。六。人。……悉。以。法。制。從。事。如。法。所。稱。整。即。主。(696字)	(無此696字)(校語, 五家本多六百八十七字)	存「整。及。整。母。并。奴。婢。等。六。人。」以下395字, 其餘亡佚
8 薛。包。分。財	苞	(亡佚)
9 免。整。所。除。官	新	(亡佚)
10 治。罪。諸。所。連。逮	爵	(亡佚)
11 婢。采。音。……請。不。足。申。盡。(34字)	(無此34字)(校語, 五家本有婢采音……請不足申盡)(34字)	(亡佚)
〔荅臨淄侯牋〕		
12 脩。死。罪。死。罪	死罪(校語, 鈔陸善經本死罪下又有死罪二字)	死罪
13 自。周。章。於。省。覽	目	目
14 然。而。弟。子。拊。口。市。人。拱。手。者	拊	拊
15 固。所。以。殊。絕。凡。庸。也	所	所。以
16 若。此。仲。山。周。且。之。儔	(無之儔2字)	(無之儔2字)
〔與魏文帝牋〕		
17 能。喉。嚨。引。聲。與。筋。同。音	轉宛(校語, 五家本轉爲轉)	轉宛
18 同。坐。仰。嘆	歎	歎
19 自。左。驥。史。納。審。姐。名。倡	唱	倡
〔荅東阿王牋〕		
20 然。後。東。野。巴。人。蚩。鄙。益。著	然	然。後
21 載。權。載。笑。欲。罷。不。能	疲	罷

上21條は皆、胡刻本が集注本と合せずして、却つて五臣本と合するか、若しくは、胡刻本が集注本にも合せず、亦五臣本にも合せざるものである。而して上21條を今の板本と較するに、其の内(3)(13)(18)を除き、残り18條は皆、胡刻本は袁本・四部叢刊本と合する。

次に、敦煌出土唐鈔李善單注本西京賦(首缺)の正文を取つて胡刻本と對校するに、唐鈔本と胡刻本と合しない所は下の通りである。而してそれら、胡刻本の唐鈔本と合しない所は、多く袁本・四部叢刊本と合する。(表の袁本・四部本欄に、○を記せる所は、其の本が胡刻本と同字であることを示す。)

	胡刻本	唐鈔本	袁本	四部本
1	果層構而途躋	躋	○	○
2	驟輻輕驚	驟	驟	驟
3	途閣雲蔓	連(原鈔作途,後塗改作連字),曼	連,善本作途,○	連,善本作途,○
4	望窳篠以徑延	叫	叫,善本作窳	○,五臣本作叫
5	澄道邇倚以正東	麗	○	○
6	長風激於別隲	蟲(原鈔作隲,後塗滅之,其旁記蟲字)	蟲	○,五臣作蟲
7	濯靈芝以朱柯	之	於	○,五臣作於
8	於是采少君之端信	以	○	○
9	屑瓊藥以朝飧	藥,浪	○,○	○,○
10	美往昔之松喬	橋	○	○
11	瓊貨方至	瑰	○	○
12	麗美奢乎許史	靡	○	○
13	趨悍號駘如虎如獮	趨,壑	○,○	○,○
14	剖析臺蓋	豪蓋	○蓋	○蓋
15	綵垣縣聯	亘	○	○
16	羣獸駭駭	否	○	○
17	聚似京峙	峙	○	○
18	韋則葳莎菅割	蔽	○	○
19	王芻箇臺	藜	藜	藜
20	決滌無疆	莽,疆	○,○	○,○
21	揭焉中峙	峙	○	○
22	鮪鯢管鈔	鈔	鈔	鈔
23	脩額短頂	頷	○	○
24	鳥則鸕鷀鴟鴞	鴟	○	○
25	奮隼歸臆	集	集	○,五臣本作集
26	沸卉駢匐	軒	駢,善本作駢	○,五臣本作駢
27	寒風蕭殺	斂	○	○
28	爾乃振天維符地絡	迺,術	○○,○	○○,○
29	在彼靈囿之中	於	於	○,五臣作於
30	天子乃駕彫軫	迺,雕	○,雕	○,雕
31	萬騎龍趨	趨	○	○
32	載獫獫獫	濕	○	濕,五臣本作濕字
33	乃有秘書	迺	迺	迺
34	蛭魅魍魎	蛭	蛭	蛭

35	駭。雷鼓。	駭	駭	○, 五臣作駭
36	緹衣。鞅。駘。	鞅	○	○
37	睢盱。拔。扈。	跋	跋, 善本作拔。	○, 五臣本作跋字
38	吳嶽。爲之。陶堵。	岳	○	○
39	失歸。忘。趨。	趣	趣	○, 五臣作趣
40	不。邀。自。遇。	徼	○	○
41	徒。搏。之。所。撞。秘。	撞	○	○
42	陵。巒。超。壑。	浚	○	○
43	乃。有。迅。羽。輕。足。	迺	○	○
44	乃。使。中。黃。之。士。育。獲。之。儔。	迺使中黃	○○○○○○○	○○○○○○○
45	袒。裼。戟。手。	檀	○	○
46	奎。躡。磬。桓。	磬	○	○
47	據。沸。羽。	僞	○	○, 五臣作僞字 猥
48	突。棘。藩。	蕃	○	○
49	陵。重。獻。	浚, 獻	○, ○	○, ○
50	磬。于。游。畋。	般	○	○
51	於是。鳥。獸。殫。	單	○	○
52	置。互。擗。牲。	牙	○	○
53	方。駕。授。粢。	邕	○	○
54	升。觴。舉。燧。	飭	○	○
55	炙。炮。練。	練	○	○
56	徒。御。悅。	說	○	○
57	相。羊。乎。五。柞。之。館。	(無乎字)	○	○
58	旋。憩。乎。昆。明。之。池。	(無乎字)	○	○
59	挂。白。鷁。	掛	○	○
60	發。引。和。校。鳴。葭。	蘇。葭	○○	○○
61	灑。鯀。紉。	灑	○	○
62	擗。溼。解。	摘	○	○
63	程。角。觥。之。妙。戲。	恆	○	○
64	鳥。獲。扛。鼎。	缸	○	○
65	衝。狹。驚。濯。曾。突。鉅。鋒。	陔, 匈	○, ○	○, ○
66	跳。丸。劍。之。揮。霍。	嶽	○	○
67	華。嶽。峨。峨。阿。巒。參。差。	岳, 尚	○, ○	○, ○
68	戲。豹。舞。罷。	儻	○	○
69	蒼。龍。吹。篪。	倉, 篪	○, 篪	○, ○
70	聲。清。暢。而。蛟。蛇。	咎, 馳	○, ○	○, ○
71	復。陸。重。關。	復	復	○, 五臣作復
72	是。爲。蔓。延。	舅	○	○

73	奇幻條忽	條	○	○
74	侷僮程材	童	○	○
75	盤樂極	般	○	○
76	秘舞更奏	舞	○	○
77	美聲暢於虞氏	管	○	○
78	增燭蚰以此豸	禪	○	○
79	奮長袖之颺纒	褒	○	○
80	一顧傾城	壹	○	○
81	暫勞永逸	暫	暫	○, 五臣作暫
82	得之者彊	疆	疆	疆
83	驀烈彌茂	驀	○	○
84	前八而後五	(無而字)	○	○
85	獨儉齋以齷齪	僣促	○○	○○

上 85 條，胡刻本の唐鈔本と合しないものであるが，これらは殆んど皆却つて袁本，四部叢刊本と相合するのは注意すべきことである。

次に西京賦注を検するに，胡刻本，綜注 206 條の内，唐鈔本と互に異同有るもの，^⑩ 119 條有り，善注 228 條の内，唐鈔本と互に異同有るものが 166 條有る。^⑪ 而してこれら胡刻本の唐鈔本と異なるものは，概ね，袁本・四部叢刊本と相合する。今，煩を避けて，其の數條を示すに止めよう。

胡 刻 本	唐 鈔 本	袁 本	四 部 本
(善注) 漢書曰孝武作栢梁銅柱承露 仙人掌之屬三輔故事曰武帝作銅盤承 天露和玉屑飲之欲以求仙楚辭曰屑瓊 藥以爲糧王逸曰糜屑也	武下有又字，仙 作僂，屬下有矣字， 盤作槃，屑瓊藥作 精瓊糜，糧作糧， 糜作靡	(同胡本)	(同胡本)
(善注) 漢書曰長安宿豪大猾箭張回 酒市趙放皆通邪結黨一云張子羅趙君 都其〔其〕疑當作〔共〕長安大俠具游 俠傳	禁，(無市字) (無一云以下17字)	(同胡本)	(同胡本)
(善注) 毛萇曰蠶	長毛	(同胡本)	(同胡本)
(善注) 膏取肉名不論腐敗也	(無此條)	(同胡本)	(同胡本)
(善注) 漢官儀漢有五營五軍卽五營 也周禮天子六軍六師卽六軍也尙書曰 張皇六師千列列千人也	「五軍卽五營也」 6字在「六師卽六 軍也」上 無「千列列千人也」 6字	(同胡本)	(同胡本)

(綜注) 詩有 _○ 無 _○ 鼈 _○ 清 _○ 醑 _○ 美酒也	練炙也	(同胡本)	(同胡本)
(綜注) 船頭象 _○ 鷁 _○ 鳥 _○ 厭 _○ 水 _○ 神 _○ 故 _○ 天 _○ 子 _○ 乘 _○	(重「鷁鳥」2字)	(同胡本)	(同胡本)
之翳 _○ 覆 _○ 也 _○ 爲 _○ 畫 _○ 芝 _○ 草 _○ 及 _○ 雲 _○ 氣 _○ 以 _○ 爲 _○ 船 _○ 覆 _○ 飾 _○	(無爲畫以下13字)		
也			
(綜注) 於 _○ 檀 _○ 子 _○ 作 _○ 其 _○ 形 _○ 狀 _○	上	(同胡本)	(同胡本)
(綜注) 中 _○ 堂 _○ 中 _○ 央 _○ 也	(重「堂」字)	(同胡本)	(同胡本)

以上例示した様に、胡刻本は舊鈔李善本と合せずして、却つて舊鈔五臣本又は板本の袁本・四部叢刊本と合する所が多い。而して右校勘に用ひた舊鈔本は唐鈔であるか、若しくは唐鈔の舊を襲つたもので、袁本・四部叢刊本は後人の改竄を経たること多き板本である^⑩。然らば、舊鈔李善本と合せずして、舊鈔五臣本、又は板本の袁本・四部叢刊本と合する所多き胡刻本は、李善本の舊を失せる所多しと謂はざるを得ない。而もかく袁本・四部叢刊本と合する所多き事實は、胡刻本随つて尤本と、六臣注本との間に密接の關係有ることを示唆してをる。

(2) 胡刻本李善注夾記の位置は、往々舊鈔李善本と合しない。

胡刻本は卷2 西京賦に於て「練垣縣聯四百餘里植物斯生動物斯止」の16字を一連に出し、其の下に分注がある。然るに、唐鈔李善本は、「練垣綿聯四百餘里」「分注」「植物斯生動物斯止」「分注」に作られてをる。

胡刻本、西京賦、「炙無膠清醑紱皇恩溥洪德施」「分注」に作るのに、唐鈔本は「練無膠清醑紱」「分注」「皇恩溥洪德施」「分注」に作る。

唐鈔本卷2 殘卷及び卷23 殘卷を通覽するに、李善注は、必ず正文の句意一まつまり毎に夾記せられてをるから、それが李善注本本來の書式かと思はれる。されば、上の二例に於ても、唐鈔本の夾注が是で胡刻本非と謂はねばならぬ。胡刻本は恐らく、妄りに六臣注諸本(夾注の位置概して五臣本に従ふ)の如く作つた本に據つて、李善の舊を失つたのであらう。唐鈔本に於ては上二例の内、後例の「皇恩溥洪德施」下に在る綜注を、胡刻本に於ては誤つて善注の末に混入してをる。此れ亦胡刻本がもと六臣注本(恐らく五臣李善注本)の如く作れる本に據り、意を以て改作した痕跡である。

又、胡刻本は卷40、奏彈曹景宗に於て「若使郵部救兵徵接聲援」「分注」「則單于之首久懸北闕」「分注」に作つてゐるが、集注本は「若使郵部……久懸北闕」「分注」に作る。

胡刻本は、楊德祖答臨淄侯牋に於て、「銘功景鍾書名竹帛」「分注」「斯自雅量棄所畜也豈與文章相妨害哉轉受……」に作つてゐるのに、集注本は「銘功景鍾……豈與文章相妨害哉」「分注」に作る。

上二例に於て、其の文義を考ふるに、集注本の夾注是で胡刻本は非である。胡刻本は恐らく六臣注本の如く作れるものに據り妄りに意を以て分節したのであらう。

以上の例證から、胡刻本の夾注の位置は、李善の舊式を紊してゐることがわかる。

(3) 胡刻本は正文中に音釋を夾記してゐて、唐鈔李善注本の書式と合しない。

凡そ李善本の例、音釋は之を注末に記して、決して之を正文中に夾記せざること、唐鈔李善注本殘卷に據つて之を知ることが出来る。又、凡そ五臣本の例、音釋は之を注中に記せずして、必ず之を正文中に夾記すること、舊鈔五臣本殘卷に據つて之を知ることが出来る。李善本の例、五臣本の例、既に此の如きに、今、胡刻本は、正文中に音釋を夾記すること甚だ多く、而して此れ等の音釋は皆六臣注本に有る所である。

(4) 胡刻本の李善注中に往々五臣注の文を混ざる。

胡刻本、卷4、左太冲三都賦序、「左太冲」下の善注は「臧榮緒晉書曰左思字太冲……賦成張華見而咨嗟都邑豪華競相傳寫三都者劉備都益州號蜀……故作斯賦以辨衆惑」の121字に作る。然るに舊鈔集注本は則ち「競相傳寫」の下に「遍于海内也」の5字有り、「三都者……故作斯賦以辨衆惑」の46字は呂向の注となつてをる（袁本は集注本と合する。）注文文義を案ずるに、集注本が是である。乃ち胡刻本は善注中に向注を混じたのである。

卷40、楊德祖答臨淄侯牋「敢望惠施以忝莊氏」下の善注は「曹植書曰其言之不慚侍惠子之知我也修言已豈敢望比惠施之德以忝於莊周之相知乎……故引之」の53字に作るが、今舊鈔集注本及び舊鈔五臣本を検するに、皆此の53字を以て劉良注に屬せしめてをる。而して集注本の善注は「曹植書曰其言之不慚侍惠子之知我也」の16字に過ぎない（袁本同じ）。是れ胡刻本は良注を混入してをるのである。

卷40、吳季重在元城與魏太子牋「南望邯鄲想廉藺之風」の注「廉頗藺相如趙國之賢將也故想其風邯鄲趙所都也」21字に作る。然るに今舊鈔五臣本を検するに、此の21字は是れ劉良注であるから、胡刻本は誤つて良注を混入したものであることがわかる。

上3例から推して、胡刻本の善注と爲せるものの中には、誤つて五臣注を混ざる所尠からざることが知られる。茲に注意すべきは、上3例の胡刻本善注は全く四部叢刊本と同じく、而も四部叢刊本のそれらの條に於ける五臣注は皆「(五臣)某同善」に作れることである。

凡そ四部叢刊本は、もと、五臣注を先にし、李善注を後にし、而もその五臣注は之を詳出し、其の善注は則ち之を略して「善同(五臣)某注」に作ること多き本に據り、其の五臣注と李善注とを互に換へたものかと疑はれるが、胡刻本の上3條の如きは、恐らく、四部叢刊本に類する六臣注本に據り、誤つて其の所謂善注なるものを抽出したのであらう。

以上論述した様に、胡刻本は、(1) 正文及び注に於て、舊鈔李善本と合せずして、却つて舊鈔五臣本及び板本の袁本・四部叢刊本と合する所有り、(2) 夾注の位置、舊鈔李善本と合せざる所有り、(3) 正文中に音釋を夾記するのは、全く李善本の舊に非ずして、却つて六臣注本に近く、(4) 其の李善注中に誤つて五臣注を混じてをるから、

此れ等の點に據つて考へれば、胡刻本の本づいた尤本なるものは、唐代李善單注本を傳承したのではなくて、實は六臣注本に據つて、其の李善注を抽出したものであるまいかと疑はれる。是を以て、胡克家が、其の文選考異序に於て「夫袁本茶陵本、固合併者（五臣注と李善注とを合併したことを謂ふ）、而尤本仍非未經合併也」と言へる論、竟に易ふべからざるを知るのである。然らば、尤本は、單に六臣注本から、李善注を抽出したまでで、自ら手を加へることがなかつたかといふに、決してさうではない。そのことは袁說友の跋文に「尤公博極羣書、今親爲離校」と言つてあるので知られる。

胡克家考異末尾に曰く「此跋（袁說友の跋を指す）末言尤之讐校、語雖未竟、而其有所改易、顯然已見」と。然るに、程先甲、選雅略例に於て、胡氏を難じて曰く「胡氏考異號稱精審、乃其以袁說友斷闕跋語有有補二字、遂疑尤有所改易、于尤本與袁本茶陵本參異者、輒稱尤改」（千一齋刊本選雅）と。案ずるに程說非。考異の文を蕪するに、胡說の據る所は袁跋の「有補」の2字に在るに非ずして「讐校」の2字に在るのである。袁跋既に「尤公博極羣書、今親爲讐校」と言へば、其の改易せしことは、固より疑ふことは出來ない。西京賦注「小説家者流蓋出於稗官」、考異「流」「於」の2字を以て尤の増す所と爲してをる。今唐鈔本を検するに正に此の2字が無い。王僧達和琅邪王依古詩法「甘泉賦曰往往離宮」、考異に曰く「袁本茶陵本往往作遙遙、案當作遙遙、形近之誤、尤改未是」と。今集注本を検するに正に「遙遙」に作る。此れ皆尤本の改易かと疑ふべき例である。但、胡氏、以て尤の改易と爲せど、其の實必ずしも然らざるに似たるものも固より尠くない。曹子建求自試表「必以殺身靜亂」、考異「袁本茶陵本無以字、案魏志有、蓋尤據之添也」と爲せども、集注本正に「以」の字有りて胡刻本と合し、司馬長卿離蜀父老「遷延而解避」、考異「袁本云善作退、茶陵本云五臣作避、案史記漢書皆作避、尤校改是也」と謂へども、集注本、正に「避」に作つて、胡刻本と合するが如き、其の例である。

さて尤本は、もと六臣注本に據つて其の李善注を抽出せしもので、決して李善單注本に據れるには非ずと疑はれ而も尤自らも亦離校を加へたものではあるが、今胡刻本を以て袁本・四部叢刊本と對校する時は、胡刻本獨り李善本の舊を存して、今の六臣注本皆非なる所決して尠くない。試に西京賦正文・注に就いて其の例を示さう。

西京賦正文（○は胡刻本と相合するを示す）

胡刻本	唐鈔本	袁本	四部本
譬衆星之環極○	} (缺)	北極	北極
大夏耽耽○		厦	厦
徑北通乎桂宮		于	于
後宮不移		於是	於是
處甘泉之爽塏		而	而
狀亭亭以苕苕○		迢迢, 善本作苕苕○	○, 五臣作迢迢

恍悼慄而慄兢	○	聳	聳
轉相踰延	○	逾	逾
上林岑以壘鼻	○	壘	壘
趨悼唬如虎如獮	○	獮	獮
所惡成創瘡	○	瘡	瘡
邪界細柳	○	斜	斜
莽葦蓬茸	○	莽	莽
已彌其什七八	○	十	十
隅目高匡	○	匡	匡
廼使中黃之士育獲之儔	○	乃	乃
徒御悅士忘罷	○	疲	疲
櫟昆鯁	○	鯁	鯁
蕤藕拔	○	業	業
總會僂倡	○	仙	仙
是爲曼延	○	蔓	蔓
倂僮程材	○	逞	逞
章后皇之爲貴	○	彰	彰
適驩館	○	歡	歡
若驚鷗之羣罷	○	罷	罷
唯愛所丁	○	惟	惟
許趙氏以無上	○	之	之
袷帶易守	○	襟	襟
馨烈彌茂	○	而	而

西京賦注

「櫟（當に「櫟」に作るべし）輻輳驚，容於一扉」の綜注「馭車欲馬疾，以筆襟於輻，使有聲也」の14字，袁本・四部叢刊本皆誤つて，前句下の善注末に接せしめて，綜注とは爲さぬに，胡刻本獨り唐鈔本と合し，「奮（當に「集」に作るべし）隼歸鳧，沸奔駢旬」の綜注「奮迅聲也」4字，「爾乃振天維，衍地絡」の綜注「維綱也，絡網也，謂其大如天地矣，振整理也，衍申布也」21字，「蕩川瀆，簸林薄」の綜注「林薄草木叢生也，蕩動也，簸揚也，謂驅獸也」17字の諸條，袁本・四部叢刊本皆無く，胡刻本のみ獨り有つて唐鈔本と合し，（但多少文字の異同がある。）「皇恩溥，洪德施」の綜注「皇皇帝，普博施（「施」は衍文）也」の1條，胡刻本誤つて善注としてはあるが，袁本・四部叢刊本皆之を刪去してゐるのに比すれば較々唐鈔本に近く，「赫眙眙以弘儼」の善注「（眙）音戶」2字，「下斷巖以岵巖」の善注「巖音音」3字，「鮪鮠鱈鈔」の善注「鱈音音」3字，「載獫狁濞」の善注「獫呂驗切，獫許喬切」（二「切」字皆當に「反」に作るべし。下同じ。）8字，「飛罕瀟箭，流鏑撝操」の善注「瀟音肅，箭音朔，撝音麥切」10字，「當足見展」の善注「展女展切」4字，「若夫游驕高聳，絕阬踰斥」の善注「驕舉喬切，阬音剛，斥音尺」10字，「龜兔聯豨」の善注「（龜）音譏」2字，「揅獬狔，批竊狻」の善注「竊音庚，狻音酸」6字，「梗林爲之靡拉，樸叢爲

之摧殘」の善注「(梗)古杏切, (撲)補木切」6字, 「陵重嶽, 獵昆駘」の善注「駘音途」3字, 「杪木末, 攢獮獮」の善注「杪音眇」3字, 「翮音胡」3字等, 袁本・四部叢刊本皆無く, 胡刻本のみ有つて唐鈔本と合する(但, 「切」の字, 唐鈔本は皆「反」に作る。)

上は西京賦正文・注に就いて, 胡刻本のみ唐鈔本と合する例を示したのであるが, 尙他の篇に於ても, 胡刻本のみ李善本の舊を存せりと思はれるもの尠くない。其の數例を示さう。

卷1, 西都賦, 内則別風之嶮嶮

胡氏考異に云ふ, 袁本, 茶陵本「之」の字無しと。四部叢刊本も亦此の字が無い。然るに, 今人劉文興定めて北宋明道以前刊本とせる李善單注本文選には正に此の字が存してある(北平圖書館館刊第5卷第5號, 北宋本李善注文選校記。)

卷28, 陸士衡挽歌詩三首, 胡刻本は「流離親友思」の首を以て第三に列し, 集注本(卷56)と正に合する。袁本・四部叢刊本は俱に此の首を以て第二に列して, 集注校語に記せる音決・五家・陸善經本と合する。

卷31, 江文通雜體詩三十首, 胡刻本は「雜體詩三十首」の6字を題し, 其の下の李善注に雜體詩序を節引するが, 餘本皆, 「雜體詩三十首」の下「并序」の2字を小記して, 其の下李注無く, 且, 序の全文を掲げて正文と爲してをる。今集注本(卷61上)を検するに, 篇題及び其の下の李善注, 皆胡刻本と同じく, 而して其の校語に據れば音決本・陸善經本は序を録して正文と爲せしを知るのである。

卷46, 王元長三月三日曲水詩序, 金龜在席

胡氏考異に曰く, 「袁本茶陵本龜作匏, 案善引禮記爲注, 匏字是也, 龜雖匏之別體, 但元長用此, 未見其證」と。四部叢刊本亦「匏」に作る。然れども, 集注本(卷91下)は正に「龜」に作り^⑩, 此の胡刻本と合する。「龜」の字は蓋し李善の舊を存するものであらう。

今王元長の此の文「葆俗陳階, 金龜在序, 戚奏翹舞, 籥動邠詩」を考へるに, 其の謂ふ所, 正に舞樂に在るのだから, 「金龜」の2字皆解して樂器と爲すべきである。然るに, 今本文選皆此の文の注に「毛詩曰, 我姑酌彼金罍, 禮記曰器用陶匏」を引いたのは甚だ謬るものと謂はねばならぬ。蓋し今本此の注は淺人の竄改する所であるから, 當に集注本の, 漢書を引けるのを以て是となすべきである。然らば則ち胡克家, 今本注引く所の禮記に據つて, 此の正文當に「匏」に作るべしと謂へるは竟に疏鹵の譏を免れない。

説文を考へるに「匏瓠也, 从包, 从瓠省, 包取其可包藏物也」有つて「龜」の字を収めない。今本玉篇始めて「匏」「龜」兩字を収めて, 「匏歩肴切, 瓠也, 取其圓圓可包藏物也」(澤存堂本包部443), 「龜蒲包切, 龜杓也」(瓜部188)と言ひ, 玉篇以下は, 「匏」を飲器の字と爲し, 以て樂器の意に用ひられる「匏」の字と判別したのである。然るに, 今詩・禮を検するに, 郊特牲「匏竹在下」, 樂記「弦匏笙簧會守拊鼓」の「匏」は皆樂器の意で, 大雅公劉「酌之用匏」, 郊特牲「器用陶匏以象天地之性也」, 「器用陶匏尙禮然也」, 「三王作牢用陶匏」の「匏」は則ち皆飲器の意であるに, 樂器の字, 飲器の字, 俱に「匏」を用ひて區別しない。然らば則ち, 玉篇以下飲器と訓ぜる「龜」の字, 亦, 用ひて樂器の字と爲して差支ないわけである。蓋し「龜」は「匏」の異體字で, 其の義本「匏」の字と同じかつたのであらう。

翻つて再び王元長の文を考へてみるに、恐らくは文選も「廳」の字に作つたのであらう。是を以て、後人、玉篇以下「廳」を訓じて飲器と爲すの説に泥して、妄りに李善原注引く所の漢書の文を刪去し、之に易ふるに禮記の飲器の文を以てしたものと思はれる。是れに由つて之を觀れば、胡刻本此の正文「廳」の字、李善の舊なること疑ふべくもない。

卷2, 西京賦, 木則樅栝椶栴, (李注) 郭璞山海經注曰, 椶一名井閭, 爾雅曰梅栴。胡氏考異に曰く「袁本茶陵本爾上有楠亦作栴四字, 案此校語錯入注也, 二本正文作楠, 蓋善栴, 五臣楠, 而著此耳」と(四部叢刊本亦袁本・茶陵本に同じ)。今唐鈔本殘卷を検するに、正に胡刻本と合する。

卷36, 任彥昇宣德皇后令, 要不得不彊爲之名, 使荃宰有寄, (注) 晉中興書孝武詔曰誠存匪懈, 治道有寄

袁本・四部叢刊本, 俱に「武詔」の2字を「昭」の1字に作る^㉔。案ずるに、晉に孝昭帝無く、又太平御覽卷543(禮儀部22)晉中興書載せる所の武帝の詔を引いて、其の文此の注と相近い。然らば則ち此の注、「孝武詔」に作るもの是である。その「孝昭」に作るものは、「詔」「昭」字似て誤り、又「武」の字を脱したのである。今集注本(卷71)を検するに正に胡刻本に同じい。

卷36, 王元長永明九年策秀才文, 懋陳三道之要, 以光四科之首, (注) 崔寔政論曰, 詔書故事, 三公辟召, 以四科取士, 一曰德行高妙, 志節清白, 二曰……三曰……四曰……

餘本, 注の「一曰」以下52字が無い。案ずるに、正文の「三道」に對しては、注の上文に、漢書及び張晏の注を引いて「三道」の何たるかを明かにしてをるから、正文「四科」に對する注も亦、當に一曰云々有りて、「四科」の何たるかを明かにすべきである。今集注本を検するに、正に一曰以下の文がある。蓋し六臣注本は五臣注中に四科の解が有るので、李注に於ては之を刪削したのである。

卷45, 東方曼倩荅客難, 以筮窺天, 以蠡測海, 以筵撞鐘, (注) 服虔曰筮音管……文穎曰筵音庭, (又) 譬由鼃鼃之襲狗, (注) 如淳曰鼃音精, 服虔曰鼃音劬

餘本, 此の注, 兩「服虔曰」及び「文穎曰」無く、「如淳曰」以下の文も無い。胡克家考異に云ふ、無き者は誤つて刪去したのでと。今唐鈔本を検するに、此の注文皆有つて胡刻本と同じい^㉕。

之を要するに、尤本は、六臣注本に據つて李善注を抽出したものかと疑はれるが、其の據る所の六臣注本は現存の板本よりも優れたものであつたか、否らずんば、尤氏の時、尙他に善本の存するあつて、それに據つて參訂した後上梓したのかであらう。是を以て、尤氏本を重彫せる胡刻本は、現存板本中、最も李善の舊を存するものだと謂ふことが出来る。

胡刻本を翻刻したものに、同治8年潯陽の萬氏重校本有り^㉖、同治8年湖北崇文書局重彫本有り、光緒21年成都同文書局重彫本が有る。萬氏本は未だ見ない。湖北本・成都本は俱に行款・筆蹟皆、胡刻本の舊に照らしたとはいふが、摹印は未だ精でない。又胡氏原刻本に本づいた石印本數種が有る。中に就き上海、掃葉山房本最も原刻本の

面目を傳へ、上海、會文堂本は行款胡氏の舊を改めたるのみならず（亦字數、刻工名皆刪削す）、卷15、張平子思玄賦「乃貞吉之元符」の句、「乃貞吉之」の下に於て9格を空にして「元符」の2字を次行に提し、卷16、潘安仁閑居賦「俄而復官除長安令」注「漢書音義如淳曰凡言除者云々」の「音義如淳曰」の5字を脱して之を空格にし、卷23、劉公幹贈五官中郎將詩「華燈散炎輝」注「華燈已見上文」の「已見上文」4字を脱して之を空格とせる類の疵瑕は有るが、字畫甚だ鮮明、倣摹亦精巧である。又、島田翰の記する所に據れば、我が應安7年、俞良甫が尤本に據つて刻した本有りといふも、（古文舊書考卷3）、未だその存否を知らぬ。

注

- ① 「重刊」の文字有る紙葉は概ね單魚尾である。
- ② 重刊記ある紙葉には、多く總字數を記す。瞿氏藏書目錄卷23に著録された校正淳熙本は、總字數のみを記して、大小字數を分注せずと云ふ。
- ③ 楊守敬（日本訪書志）は、胡氏本は原本の刻工人姓名を盡く刊削したと言ふが、此の本は尙存してゐる。楊氏見る所の胡氏本なる者は、恐らく原刊本ではなからう。
- ④ 案ずるに、楊守敬日本訪書志卷12に據れば、これは黃蘗園を指してゐる事がわかる。
- ⑤ 淳熙本刊行の始末は、尤袤の跋文、及び尤の擧を助けた袁説友の跋文に詳である。袁跋は胡刻本に附せられず、陸氏の羣書校補卷100及び楊氏の留眞譜に載せられてゐる。胡氏の考異卷末に附引する所は、文尾損失して完くない。
- ⑥ 考異と袁跋と俱に羣書校補に載せられてゐる。
- ⑦ 袁・計の2跋は留眞譜に收められてゐる。
- ⑧ 瞿氏の轉載せる者を見るに、兩跋の1は、文選の跋ではなくて昭明集の跋である。
- ⑨ 此の本、尤跋を卷60の後に附せずして、胡氏考異の後に附してゐるのは非である。崇文書局重彫本及び同文書局重彫本は皆卷60の後に附してゐる。
- ⑩ 其の正文は李善本に據れるものと思はれる。
- ⑪ 唐鈔本の殘存せる部分に就いて數へ、正文1分節下の注を1條とする。
- ⑫ 異體文字による異同、文末也字の有無による異同、唐鈔本明に誤寫による異同、「某某反」に作ると「某某切」に作るとの異同は、すべてこれを數へない。
- ⑬ 敦煌本は、李善が注を上つた後22年、李善の歿するに先だつこと9年の頃の書寫に係る。
- ⑭ 袁本・四部叢刊本の正文は五臣本系統である。
- ⑮ 卷2西京賦、卷5吳都賦、卷6魏都賦、卷41李少卿荅蘇武書等特に著しい。
- ⑯ 舊鈔五臣本の音釋及び舊鈔集注本引く所の五家の音と、胡刻本又は六臣注本正文中の音釋とは十の八九相一致する。
- ⑰ 袁本良注は舊鈔五臣本と同じ。其の善注は「廉頗藺相如俱趙將也」の9字に作る。
- ⑱ 四部叢刊本の項で詳述する。
- ⑲ 集注本の注は「漢書曰、金曰鐘、虬曰笙」を引いて、亦「虬」に作る。引く所の漢書は律歷志上の文。

- ⑳ 説文第9篇上包部。二徐本、文互に異なる。今段注本に従ふ。段注に曰く「包亦聲」と。
 ㉑ 敦煌本刊謬補闕切韻五着同じ。廣韻「匏瓠也、可爲笙竽」「甍似瓠可爲飲器」に作る。
 ㉒ 胡氏考異、袁本・茶陵本との異同を記せず。恐らくは校を失したのであらう。
 ㉓ 但集注本は一日以下56字有つて胡刻本より4字多い。
 ㉔ 但唐鈔本は「文穎曰箛音庭」を「文穎曰箛音（疑ふらくは音の下、庭謂の2字を脱するか、然らずば音は謂の誤）葉箛」に作る。今の漢書法は「文穎曰謂葉箛也」に作る。
 ㉕ 昭和9年7月初訂京都研究所漢籍簡目所載、又、莫友芝郎亭知見傳本書目所載。
 ㉖ 但胡刻本、每卷末に胡克家重校刊記33字有り、又、每葉板心に字數、刻工人姓名有るに、2本皆之を刪削してをる。

2 明覆元張伯顔本李善注文選 60 卷 20 冊 靜嘉堂文庫藏

元張伯顔刊本李善注文選60卷は、天祿琳琅書目卷^①・楊紹和、楹書隅錄卷5・錢大昕、十駕齋養新錄卷14に著録せられ、陳鱣・曾釗、是の本に跋し、阮元・楊守敬亦是の本に言及してをる。

今上諸家記する所を綜攷するに、張氏本は、卷首に、蕭統文選序・李善上文選註表・呂延祚進五臣集注文選表・前海北海南道肅政廉訪使余璉序が有り、毎卷に「奉政大夫同知池州路總管府事張伯顔助率重刊」と題せられ、白口、每半葉10行、行大小字俱に21字、行款一切尤本と同じく、而も書中の文字は必ずしも尤本と全同ではないものやうである。又、卷末更に「監造路吏劉晉英郡人葉誠」の1行の有る本が有ると云ふことである。

張伯顔は、長州相城の人、原名は世昌、字は正卿、成宗、名を伯顔と賜はつた。延祐7年に奉政大夫池州路同知と爲つてをる。世に張氏原刊本を、亦延祐本とも稱するのは、延祐年間、張氏が、奉政大夫池州路同知在任中に刊行せられたからである。

予、未だ張氏原刊本を見るを得ず、見る所は唯明刊張氏本のみである。而して管見の及ぶ所では、明刊張氏本は自ら2種類に分かれる。1は靜嘉堂文庫所藏の明覆元本で、張氏原刊本の舊式を存せるものであり、他は廣島大學所藏の明翻元本で、張氏の舊式を失へるものである。以下前者を覆張氏本、後者を翻張氏本と稱する。此の項に於ては、前者に就いて述べる。

靜嘉堂所藏の明覆元本は、卷首に、梁昭明太子撰文選序・唐李崇賢上文選註表・呂延祚進五臣集注文選表并上遣高力士宣口敕を列し、次に文選目錄が有る。

正卷は、第1行「文選卷第幾」、第2行「梁昭明太子選」、第3行「唐文林郎守太子右內率府錄事參軍事崇賢館直學士臣李善注上」、第4行「奉政大夫同知池州路總管府

事張伯顔助率重刊」と題し、次に子目を列する。每半葉 10 行、行大小字俱に 21 字で、行款全く胡刻本に同じく、字體亦胡刻本に似てをる。板心の上隅間々字數を記し、下隅には往々刻工名が有る。刻工名は、「九華吳清床刀筆」¹卷₁「孟」¹卷₂「張英」¹卷₁₀「李俊」¹⁸卷₂₁「楊洪」¹⁹卷₁₈ 等である。而して卷 60 後題の末には「監造路吏劉晉英 郡人葉誠」の 1 行が有る。養新錄載する所の元槧本には前海北海南道肅政廉訪使余璉の序が有るとのことであり、楹書隅錄に定めて元槧と爲せるものには、余璉の序無しとすることであるが、此の本亦此の序が無い。

今、此の本を以て胡刻本と對校するに、兩本行款相同じく、字體相似たるの外、字句亦殆んど相合する。併しながら決して全同ではない。試に卷 2、西京賦正文と、卷 36、宣德皇后令・爲宋公修楚元王墓教 2 篇の注とを取つて比較するに、下の如き相違がある。

胡 刻 本	覆 元 張 本
〔西京賦正文〕	
1 綴 <small>○</small> 隨珠以爲燭	隋
2 恍悼 <small>○</small> 慄而從菽	聳
3 若驚鷓 <small>○</small> 之羣罷	罷
〔宣德皇后令注〕	
1 論語曰孔子於鄉黨恂恂然似不能言者	如也
2 七略曰鄒 <small>○</small> 赫 <small>○</small> 子 <small>○</small> 齊 <small>○</small> 人 <small>○</small> 爲 <small>○</small> 之 <small>○</small> 語 <small>○</small> 曰 <small>○</small> 彫 <small>○</small> 龍 <small>○</small> 赫 <small>○</small> 赫	文擅
3 論語孔子曰太伯三以天下讓 <small>○</small> 人無德而稱焉	得
〔爲宋公修楚元王墓教注〕	
1 國語太子晉曰太 <small>○</small> 上 <small>○</small> 基 <small>○</small> 德 <small>○</small> 十 <small>○</small> 五 <small>○</small> 王 <small>○</small> 而 <small>○</small> 始 <small>○</small> 平 <small>○</small> 之	大王
2 孟子曰聞伯夷之風者……奮 <small>○</small> 乎 <small>○</small> 百 <small>○</small> 世 <small>○</small> 之 <small>○</small> 下 <small>○</small> 莫 <small>○</small> 不 <small>○</small> 興 <small>○</small> 起 <small>○</small> 也	百世之上・聞者

此の本と胡刻本とは、往々上に示せるが如き字句の異同有る外、又卷 27 末に、此の本は古詞君子行一首 注曰、李善本古詞止三首、無此一篇、五臣本有、今附于後 有つて、胡刻本には則ち無い。此等の異同を詳考するに、此の本概して胡刻本に劣るやうである。張伯顔本と胡刻本とは俱に南宋尤袤刻本に據つたといはれながらも、かく兩者必ずしも全同でないのは何故であらうか。

尙明の時、張氏本を覆刻せる者に、嘉靖間汪諒刊本が有り、朱純臣刊本が有る。

注

- ① 清學部圖書館善本書目、亦著録する。
- ② 陳跋は楹書隅錄に引かれ、曹跋は面城樓集卷 3 に見える。但、曹鈞の以て延祐本と爲せるものは、實は明の翻刻本に過ぎない。説明は明翻張伯顔本の項に述べる。

- ③ 確經室3集卷3, 南宋淳熙貴池允氏本文選序。
 ④ 日本訪書志卷13, 李善注文選60卷條。 ⑤ 琳琅書目・養新錄。
 ⑥ 學部書目・陳跋・阮, 尤本序。 ⑦ 阮, 尤本序。
 ⑧ 琳琅書目は葉城に作り, 學部書目は葉盛に作り, 陳跋は葉誠に作る。
 ⑨ 瞿氏書目引鄭元祐, 平江路總管致仕張公擴誌。

3 明汪諒刊本李善注文選 60 卷 20冊 卷8之10・卷26之28・卷31之34, 鈔配
 内閣文庫藏

卷首冠する所の序・表, 全卷の行款, 字體, 板心の字數標記, 刻工, 每卷首第1・2・3・4行の標題, 卷末の標識等, すべて靜嘉堂藏覆張氏本に同じ。但, 此の本文選目録の尾に「嘉靖元年十二月望日金臺汪諒古板校正新刊」の1行19字を標するを彼の本との差とする。邵懿辰, 四庫全書簡明目録標注卷19, 及び丁丙, 善本書室藏書志卷36著録する所の汪諒本は, 昭明太子文選序の前に, 濮陽李廷相の序有り, 又, 呂延祚進五臣集注文選表の次に, 余璉の序有りとのことであるが, 此の本には此の2序^①皆無い。

注

- ① 丁氏八千卷樓書目卷19に, 明汪諒覆元張伯顔本を以て, 六臣注文選の下に著録せるは誤である。

4 明朱純臣刊本李善注文選 60 卷 20冊 卷60末葉補寫

京都大學人文科學研究所藏

明成國公懷遠朱純臣の文選小序を前にし, 次に李善の表, 呂延祚の表が有り, 次に昭明太子の序が有り, 而して後, 目録を列する。行款・刻工等明覆元張伯顔本に同じ。朱純臣の小序に曰く, 「余先世舊有文選藏板, 歲久漫漶, 暇中稍補葺爲完書, 寓内故不乏善本, 而欲使昭明之業, 益廣其傳, 則余補葺意也」と。

5 明翻張伯顔本李善注文選 60 卷 30冊 廣島大學藏

唐李崇賢上文選注表を前にし, 次に呂延祚進五臣集注文選表并上遣將軍高力士宣口勅が有り, 次に梁昭明太子文選序及び嘉議大夫前海北海南道肅政廉訪使余璉序が有る。

每半葉9行, 行大小字俱に17字。四周雙欄, 白口。每卷首第1行「文選卷第幾」, 第2行「梁昭明太子選」, 第3・4行「唐文林郎守太子右內率府錄事參軍事崇賢館直學士臣李善注上」, 第5・6行「奉政大夫同知池州路總管府事張伯顔助率重刊」と題し, 次

に子目を列する。彼の覆張本巻 60 末に有る「監造路吏云云」の 1 行は此本には無い。

此れ、明代、張伯顔本を翻刊せる者であるが、今試に 2, 3 篇を取つて胡刻本を以て底本と爲し、明覆張氏本及び此の本と相較するに、3 本の異同下の通りである。

胡 刻 本	覆 張 本	翻 張 本
〔西京賦正文〕		
1 大夏耽耽	○	厦
2 蘭臺金馬遷宿迭居	○	外有
3 綏隨珠以爲燭	隋	隋
4 官以物辨	○	辦
5 愴悼傑而倦統	筭	筭
6 所惡成創瘡	○	瘡
7 擻鼻鮠珍水族	○	鯤
8 熊虎升而擧擢	○	擧
9 增嬋娟以此豸	○	娟
10 若驚鷗之羣罷	罷	罷
〔宣德皇后令注〕		
1 莊子曰夫造物者爲人	○○	子
2 六韜太公曰屈一人之下伸萬夫之上	○	人
3 七略齊田駢好談論	○	曰
4 論語曰孔子於鄉黨恂恂然似不能言	如也	如也
5 七略曰鄒赫子齊人齊人爲之諺曰彫龍赫赫	文攬, ○	○○, 雕
6 沈約宋書曰明帝於南豫州之義陽郡立司州	○	群
7 鬻子曰武王率兵車以伐紂……武王乃命太公把旄以麾之	○	白
8 論語孔子曰太伯三以天下讓人無德而稱焉	得	得
9 楊雄答劉歆曰常聞先代翰軒之使	○	人
10 梁王固讓同乎匪席之旨百辟固請庶王有不遠而復之義也	○○○	庶乎
〔爲宋公修楚元王墓教注〕		
1 漢書曰楚元王交字游高祖同父異母少弟也	○○	弟
2 國語太子晉曰太上基德十五王而始平之	大王, ○	大王, 也
3 孟子曰聞伯夷之風者……奮乎百世之下莫不興起也	百世之上, 聞者	百世之上, 聞者

上の例だけからでも、此の本が胡刻本とも覆張氏本とも全同でないことがわかる。

此の本と、胡刻本及び覆張本とは、上に例示せるが如き、正文・李善注の異同有る外、此の本には胡刻本及び覆張本に見えない五臣注の混入がある。例へば、此の本巻

25、陸士龍答兄機詩注に向曰・翰曰の文各々1條を混じ、蒼張士然詩注に翰曰・銑曰・向曰・濟曰の文各々1條を混じ、卷46、顏延年曲水詩序注に翰曰の文1條を混じ、卷47、三國名臣序贊注に向曰の文1條を混ざるが如き是れてある。^①

之を要するに、此の本は覆元張氏本よりも遙に劣つてをる。阮元が「元人張正卿，翻刻是書，尤氏本を指す行款一切，頗得其模範，第書中字句同異，未能及此，若翻張本及晉府諸刻，改其行款，更同自鄙矣」（南宋淳熙貴池尤氏本文選跋）と言つたのも尤もである。

一體、此の本は2項に述べた覆張氏本と俱に、明刊張氏本の二種類を爲すものであるが、此の本は恐らく直接元刊本に據つたものではなく、寧ろ覆張本に據つて更に改易を加へたものであらう。

尙、明の時、張氏本を翻刻せる者に、唐藩成化本有り、唐藩成化本を重刊せる者に、唐藩養正書院本有り、唐藩成化本を重刊せるかと疑はれる者に、晉藩養德書院本有り、養德書院本を重刊せる者に文思堂本が有る。又、張氏本を翻刊せるかと疑はれる者に鄧原岳本が有り、汲古閣本が有る。

注

① 曹釗、延祐本文選跋に曰く「國初毛氏本，偶從宋本校刊，而廿五卷陸士龍答兄機詩注，有向曰翰曰之文，與此本正同」と。然らば曹氏の以て延祐本と爲せる者，實は，明の翻張本であつたのかも知れない。

6 明唐藩刊本李善注文選 60 卷

20 册

靜嘉堂文庫藏

明の成化丁未（23年）、唐藩希古の重刊文選序を先にし、次に唐李崇賢上文選注表、次に呂延祚進五臣注文選表并上遣高力士宣口敕、次に昭明文選序、次に嘉議大夫前海北海南道肅政廉訪使余璉序を掲げ、然る後、目錄を列し、卷末に弘治元年唐世子（成王）の跋が有る。

每卷第1行「文選卷第幾」、第2行「梁昭明太子選」、第3行・第4行「唐文林郎守太子右內率府錄事參軍事崇賢館直學士臣李善注上」、第5行・第6行「奉政大夫同知池州路總管府事張伯顏助率重刊」と題する。每半葉10行、行22字、小注亦行22字。黒口、四周雙欄。

弘治元年唐世子の跋に曰く、「仰惟我王考莊王，嗣承藩服有年，知爲治必本於道，厥後始得梁昭明太子所選秦漢魏晉以來諸名公之文，玩其辭旨，揆之經，與道脗合無間，遂因善本，筆而錄之，芟其附註之繁，正其傳寫之誤，復躬序諸卷端，爰命鈔梓，將欲嘉惠後學，以廣其傳，奈何功方告成，而吾親適已仙逝，可勝痛哉」と。此に據れば、此

の本はもと唐藩^①莊王其の鋟梓を企て、王薨じて後告成せしものなることが知られる。而して丁未^②嘉平吉旦、希古の序に「近得善本、止存李善註、間有增註者、頗簡要明白、因命儒臣、校讎訂正、刻梓以傳、其於五臣之註、皆在刪除、而獨留善註者、蓋以蘇子瞻謂、五臣乃僂儒之益陋者、反不如善故爾」と言つてをるが、此の本、注中往々五臣注を混ざること廣島大學藏の翻張本と同じく、その他、正文及び注の異同も、亦多く彼の本と合して、靜嘉堂藏の覆張本とは合しない。此れ亦翻張氏本である。唐世子跋に莊王躬ら卷端に序せしことを言へば、今見る所の希古の序は即ち是れて、希古は即ち莊王であらうかと疑はれる。但序末記する所の成化丁未は、莊王薨後2年に當る。

此の本を重刊せし者に、唐藩養正書院本有り、又此の本の重刊かと疑はれる者に晉藩養德書院本が有る。而して晉藩養德書院本を重刊せし者に文思堂本が有る。

注

① 芝址、成化21年薨。明史卷118唐王桎傳、及び卷102諸王世表(3)に見ゆ。

② 「丁未」の上、此の本年號を記せず。内閣文庫藏隆慶辛未重刊本(後出)には「成化」の2字がある。

7 明唐藩養正書院重刊本李善注文選 60 卷 20 冊 内閣文庫藏

此の本は、靜嘉堂文庫藏唐藩本に比して、希古の重刊文選序の次に、隆慶辛未歲(5年)十月既望、賜進士中憲大夫南陽府知府懷寧雷鳴春の重刊文選序1篇多きの外は、2本すべて相同じ。

雷序に曰く「唐藩世稱賢、自莊王嗜學好古久、刻李善注文選于藩邸、以嘉惠後學、但舊板浸蠹、觀覽弗便、今殿下方爲世子時、即銳意斯文、崇儒重道、甫就講筵、首命再拜、丹封既成、益篤學不倦、日以是編置左右、兼以重修、欽賜養正書院、使諸士子樂有所造就、一時容聞籍々、如衡陽淮南、不多讓云、文選刻竣、左史楊君屬余敘、故爲敘之」と。乃ち此の本は隆慶中、養正書院に於て、成化唐藩本を重刊せる者である。而して明史諸王世表(3)を案ずるに、雷序に言ふ所の今殿下とは、莊王芝址の玄孫、端王碩熿(隆慶3年封世子、5年襲封)を指すものやうである^①。

注

① 莫友芝、郎亭知見傳本書目卷16に、養正書院本の刻年を隆慶辛亥としてをるが、未だ其の據る所を知らない。

8 明晉藩養德書院刊本李善注文選 60 卷 京都臨川書店に於て寓目

前に嘉靖己丑(8年)皇帝聖書・晉王知焯恭謝文・嘉靖乙酉(4年)晉王重刊漢文選^①

序・嘉靖乙酉山西按察司提學副使莆田周宣晉藩重刊文選序が有り、次に昭明太子序・李善上注表・呂延祚進五臣集注表・余璉序が有る。正卷、第5・6行に「晉府勅賜養德書院校正重刊」と題す。每半葉10行、行22字、注雙行亦22字、四周雙欄、黒口。

周宣序に曰く「文選舊刻於南畿國學、歳久漫漶、繼刻於唐藩、禁幕深秘、學者鮮窺焉、嘉靖壬午(元年)春、宣督學山西、方欲遍購是編、布諸學宮、力未逮也、晉王殿下聞之、爲刻置於養德書院、茲以宣將應廣東按察之命、特命爲言、以引其端」と。據つて其の刻板の由來を知ることが出来る。

予唯此の本の第1冊を瀏覽せるのみで、未だ各卷にわたり詳考する事は出来ぬが、其の行款・字體より推して、成化唐藩本を重刊せしものと思はれる。乃ち此の方が、前項に述べた唐藩養正書院の重刊本よりも40年程早く刊行せられたのである。

注

- ① 明史卷100、諸王世表(1)、及び卷116、晉恭王綱傳によるに、端王知烺は弘治16年封を襲ぎ、嘉靖12年薨じた。

9 明晉藩文思堂校正本李善注文選60卷

京都臨川書店に於て寓目

此の本と養德書院本とを比較するに、

- (1) 此の本は、皇帝璽書・晉王知烺恭謝文・周宣晉藩重刊文選序、皆無い。
 - (2) 此の本は、余璉序の後8行を全く空白とするに、養德書院本は其の紙の末行に「文選序終」の4字を標する。
 - (3) 此の本は、正卷卷首第1行に「文選卷之幾」と題し、末葉末行に「文選卷之幾終」と題するに、養德書院本は前題・後題俱に「文選卷第幾」に作り、而も後題は正文の後2行を隔てて書かれてをる。
 - (4) 正卷首葉第5・6行に於て、此の本は「晉藩文思堂大麓主人校正重刻」と題するに、養德書院本は「晉府勅賜養德書院校正重刊」と題する。
 - (5) 此の本は四周單欄、白口、單魚尾であるのに、養德書院本は四周雙欄、黒口、兩魚尾である。
 - (6) 此の本は、板心、魚尾の上に「文選」の2字を標し、魚尾の下に、それぞれ「序」「表」「目錄」と標し、又「卷幾」と標するに、養德書院本は上魚尾下に於てそれぞれ「文選序」・「文選表」・「文選目錄」と標し、又「文選卷幾」と標する。
 - (7) 此の本、字體既に明朝風なるに、養德書院本はなほ元板の字體を存する。
- 等の差が有る。其の外、本文及び注に於て、養德書院本の誤字、此の本に於ては之を

正せる有り、養徳書院本未だ誤らずして此の本却つて誤る等の差がある。其の例下の如し。

(i) 養徳書院本誤りて此の本誤らざる例

養 徳 書 院 本	此 本
[兩都賦序]	
(注) 楚詞曰抒中情而屬詩	情
[西 都 賦]	
(注) 言階級勤城然	勒
(注) 漢書曰……其壁帶往往爲黃金缸由藍田壁明珠翠羽飾之	函
(注) 又贊曰……姪娥視二千石	姪
作畫一之歌	畫
(注) 尺子曰虹霓爲析翳	尸
(注) 東溥河華	溥
[東 都 賦]	
于時之辭	亂
(注) 孔安國曰言百姓兆人訴大帝也	天
(注) 史記五帝本紀曰黃帝顓頊帝嚳帝堯帝舜也	頊
遂綏哀牢開永昌	開
背僞而歸貞	眞
(注) 漢書詔白農天下之大本也	日

(ii) 養徳書院本未だ誤らずして、此の本却つて誤れる例

養 徳 書 院 本	此 本
[兩都賦序]	
(注) 荀悅曰諱詢字次卿	子
(注) 史記曰金馬門者宦者署	官
或以抒下情而通諷諭	遣
(注) 廣雅曰抒潔也	舒
(注) 國語冷州鳩曰夫律所以宣布哲人之令德	州
(注) 諸釋義或引後以明前示臣之任不敢專	君
[西 都 賦]	
(注) 史記曰周后稷名弃	邦
商洛緣其隈	限
(注) 毛詩曰實穎實粟	賣
(注) 說文曰綺文繒也	繒
(注) 又曰邠吉字少卿魯國人也	吉
列双鑕鏃	鏃

〔東都賦〕	
(注) 論語曰夫子喟然歎曰吾與點也	典
眇古昔而論功	眇
(注) 麗音離	雜
(注) 寢或作諫	侵
戈鏃誓雲	鏃
(注) 說文曰焱火華也。弋劔切	戈
(注) 字書曰瞰望也	瞰
(注) 尙書考靈耀曰葵惑順行甘雨時也	盛

尙、養徳書院本既に誤りて、此の本之を襲へる者も亦尠くない。例へば、西都賦注「蒼顧篇曰演引也」の「顧」當に「韻」に作るべく、又「爾雅曰金鏃箭羽謂之鏃」の下の「鏃」の字、當に「鏃」に作るべきに、2本齊しく誤れる如きは是れである。

之を要するに此の本は養徳書院本を校正重刊したものであるが、實は却つて彼に劣るやうである。

10 明鄧原岳刊本李善注文選 60 卷 20 册 内閣文庫藏

萬曆辛丑(29年)、九月、閩中鄧原岳刻李善文選注序・昭明文選序・李善上文選注表を冠し、次に目錄が有り、毎卷首第4行に「明雲南提督學校按察司僉事鄧原岳校刊」と題し、第60卷末に、萬曆壬寅福清薛夢雷の重刻李善文選後語が有る。毎半葉10行、行20字、小注亦行20字。

鄧序に曰く「余雅欲爲李氏恢復舊業、示好古者、久之行部過袁牟、得朱邸故刻、旣多魯魚、又苦漫漶、蓋以分合屢更、或非其質矣、乃求別本、參互訂之、擇工鍍板、願之學官」と。又薛後語に曰く「學使鄧先生、校刻文選李注、以惠溷人士、功垂成、遷參楚藩、不佞續其緒、又十浹辰、殺青始竟」と。是れ薛が鄧の後を承けて其の刊行を完うしたのである。

今此の本の内容を検するに、亦多く廣島大學藏翻張本と合する。蓋し鄧の本づきし所は翻張本であらう。

11 清懷徳堂重彫汲古閣本李善注文選 60 卷 16 册 家藏

汲古閣校刻書目・汲古閣刻板存亡考、俱に李善注文選60卷を著録^①、楊守敬亦崇禎間毛氏汲古閣刊本李善注文選有ることを記するが、予未だ毛氏原刻本を見ない。而して莫友芝^②・邵懿辰^③記する所に據れば、重彫汲古閣本種類多しといふも、予見る所は

素位堂刊本・錢士謐校本・懷德堂刊本・文盛堂刊本・光霽堂刊本の5本に過ぎない。錢士謐校本・文盛堂刊本・光霽堂刊本皆重刻の際校改せる所尤も多きものやうであるから、先づ懷德堂本に就いて述べる。

此の本封面に「梁昭明文選六臣全註」(中)、「乾隆十一年重鐫」(上)、「汲古閣校訂」(右)、「懷德堂藏板」(左)と題する。每半葉12行、行25字、注は雙行37字。每卷初葉と末葉との魚尾下に多く「汲古閣 毛氏正本」と標し、每卷首尾卷第の下多く「琴川毛鳳苞氏審定宋本」(篆文雙行)の印記がある。

汲古閣本は張伯顔本を以て原と爲すと謂はれるが、^⑤ 明刊、張伯顔本には自ら2種類有つて、而も兩者互に著しき異同有ること前述の通りである。然らば、此の本は上2種の張氏本の内果して何れに近きか。

今、此の本を以て張氏本2種と對校するに、夫の覆張氏本と翻張氏本と異なる所、此の本は幾んど皆、翻張氏本と合して、覆張氏本とは合しない。即ち既に翻張氏本の項に於て述べた翻張氏本と覆張氏本と互に異なる所は、此の本すべて翻張氏本と合して、覆張氏本とは合しないし、其外、尙、

イ 脫文を以て言へば、

(1)卷8上林賦「司馬長卿」の下「郭璞注」の3字、(2)卷15思文賦「行頗僻而獲志兮」の注「蕭該音……廣雅曰陂邪也」の35字、(3)卷37求自試表「故君無虛授臣無虛受」の注「王符潜夫論曰……忠臣不敢以虛受」の21字、(4)卷37求通親親表「有不蒙施之物」の6字等、^⑥ 覆張氏本には有つて、翻張氏本と此の本と並に之を脱する。

ロ 衍文を以て言へば、

(1)卷15思文賦「行頗僻而獲志兮」の注「頗僻邪佞也離羅也」の8字(此の8字もと五臣翰注である)、(2)卷24陸士衡荅賈長淵詩「我求明德」の注「我求懿德已見上文」の上「毛詩曰」の3字、(3)卷25陸士龍荅兄機詩注「向曰」「濟曰」の各1條、(4)荅張士然詩注「翰曰」「銑曰」「向曰」「濟曰」の各1條、(5)卷33山鬼「采三秀兮於山間」の注「逸曰」の2字、(6)卷46顏延年曲水詩序注「翰曰」の1條、(7)卷47三國名臣序贊注「向曰」の1條等、翻張氏本と此の本と並に之を衍して、覆張氏本は則ち衍しない。

ハ 誤寫・改竄を以て言へば、

(1)卷4蜀都賦「千廡萬室」の「室」を「屋」に作り、(2)卷8羽獵賦「群娛乎其中」の「娛」を「嬉」に作り、(3)卷24陸士衡荅賈長淵詩「思媚皇儲」の「思」を「恩」に作り、(4)卷36永明九年策秀才文「自萌俗澆弛」の「萌」を「氓」に作り、(5)卷50宋書謝靈運傳論「莫不寄言上德」の注「老子德經」を「老子道德經」に作る等の誤り、翻張氏本と此の本と同じくて、覆張氏本は則ち誤らない。

上に擧げた諸證に據つて之を觀るに、此の本は乃ち直ちに元張伯顔本若しくは其の

覆刻本に據つたのではなくて、實に翻張氏本の系統に屬するものであること疑ふ餘地が無い。

抑々翻張氏本は、殆んど張伯顔原本の面目を失せるものであることは前既に之を明かにした。而して此の本は翻張氏本の系統に屬しながら、又彼の本未だ誤らないで、此の本は誤つてゐる所も尠くない。例へば、

(1)卷3東京賦「重舌之人九譯」の注「韓詩外傳曰……獻白雉於周公」の23字、(2)卷24陸士衡答賈長淵詩「魯侯辰止袞服委蛇」の8字及び其の下の注34字、(3)卷34七發「客見太子有悅色……然而有起色矣」と其の注との數百字、皆翻張氏本正に存してゐるのに、此の本は則ち之を脱し、(4)卷5吳都賦「趨材悍壯」の注「胡非子曰、翻張氏本誤らずして、此の本「胡」を「韓」に作る、

等の類、是れである。然らば、此の本は概して翻張氏本より劣れるもので、張伯顔原本に遠ざかること愈々甚しと謂はねばならぬ。

若し夫れ、一見、此の本の、翻張氏本及び其の他の諸本に優るが如く思はれる所に至つては、是れ皆校者が意を以て改めたもので、決して據る所有つたわけではない。

例へば、此の本の子目は、毎奇數卷の卷首にのみ有つて、偶數卷には之れ無く、偶數卷内に收められる篇名をも、奇數卷首の子目内に一并に之を羅列してをる。是れは一見すれば、昭明太子30卷本の舊を存するやに思へる。しかしながら、仔細に之を検すれば、其の後人の作偽であることがわかる。其の證は下の通りである。

60卷本文選では、「樂府類」は27・28の兩卷に分載せられて、卷27所載に「樂府上」と標し、卷28所載に「樂府下」と標するが、30卷本では樂府類はすべて卷14内に收められ、隨つて上下に分たれない(九條家藏舊鈔30卷本此くの如し)。然るに今此の本を見ると、卷27の子目に「樂府上」「樂府下」を並べ擧げて、卷28には子目が無い。この「樂府類」を一ヶ所にまとめて擧げた點は恰も30卷本の舊を存するかの様に思はれる所である。併し此の本が若しはじめから30卷本に據つたのならば、それを上下に分けて擧げる筈は無いのである。然らば、此の本は、もと、60卷本の子目が卷27「樂府上」卷28「樂府下」となれるのに據つて、その卷28の「樂府下」をそのまま卷27に移したに過ぎないものと謂はねばならぬ。

60卷本では、論類は51より55までの5卷に分載せられ、それぞれ「論一」「論二」……「論五」と標せられてをるが、30卷本では26・27・28の3卷に收められ「論上」「論中」「論下」に分たれた筈である。^⑤然るに今、此の本、卷51の子目は「論上」に作り、卷53の子目は「論中」に作りながらも、卷55の子目に至つて「論五」に作

り、遂に馬脚を露はしてをる。

60 卷本では、哀類は上下に分たれて、57・58 の 2 卷に涉つてをるが、30 卷本では卷 29 内に收められ、随つて上下に分たれないはずである。然るに、今、此の本の子目は、哀類を卷 57 にのみ繋げながらも、猶上下に分つてをる。是れ亦 60 卷本卷 58 の子目「哀下」をそのまま卷 57 に移したに過ぎないのである。

上に據つて、此の本の子目は、もと之を 60 卷本に採つて、意を以て變改を加へ、強ひて昭明の舊に擬せんとして、而も未だ改め盡くさないものであることがわからう。高步瀛は汲古閣本の子目を是とするけれども、其の説遽に従ひ難い。

又、此の本は卷 23 の子目及び卷内に「臨終」の 1 類が有つて、歐陽堅石臨終詩一首を之に屬せしめてをる。之を他の諸本が、臨終の目を立てないで、歐陽の詩を詠懷類に屬せしめ、而も歐陽よりも後輩の謝靈運の秋懷詩の下に位せしめてをるのに比べれば確に合理的である。是を以て胡克家文選考異にも汲古閣本を是としてをる。此の歐陽堅石臨終詩を詠懷の末に置けることに就いては大いに論ずべき餘地は有るが、併しながら、此の本が果して據る所有つて此くの如く作つたのであるか否かは頗る疑はしい。現に九條家舊鈔本も此の本の如くは作られてゐない。

以上懷徳堂本に就いて述べたが、此の本に據つて直ちに汲古閣原刊本を評價するわけにはいかぬけれども、元來汲古閣本は誤脱・衍文等多き本なること、既に四庫提要・阮元・瞿鏞等の論ぜる所であるから、此の本の誤脱・衍文等も或は原刊本を襲うてをるのかも知れぬ。

胡刻文選の未だ世に出ぬ時、清儒の用ひた李善注文選は主として汲古閣本であつたものの如く、或は汲古閣本を以て善本なりと爲すけれども、其の必ずしも採るに足らぬものなること、上に論述した所に據つて推すことが出来よう。

注

- ① 東方學報東京第 6 冊所載、原三七氏「汲古閣刻板考稿」に據る。
- ② 日本訪書志卷 12、李善注文選六十卷の條。
- ③ 邵亭知見傳本書目卷 16。
- ④ 四庫全書簡明目錄標注卷 19。
- ⑤ 楊守敬の説、②に示せる書に見ゆ。
- ⑥ 覆張氏本は、卷 3 東京賦「上下通情」の注「言君情通於下……君臣歡樂也」の 22 字・卷 13 秋興賦「天晃朗以彌高兮」の注「杜篤弔王子比干曰……言晃朗而高明」の 20 字、皆有るのに、翻張氏本は則ち無い。而して此の本は此の 22 字及び 20 字の 2 條皆有るけれども、その增添の痕甚だ顯白である。
- ⑦ 恐らくは此の本據る所の原本の校者。
- ⑧ 觀智院藏舊鈔卷 20 殘篇に據つて推定。
- ⑨ 文選李注義疏卷 1。
- ⑩ 邵氏四庫簡明目錄標注に曰く「眞汲古閣刊本字小、翻刻本甚多、其字較大、且字句又異」。

原刻本不相同，未知何故」と。

- ⑪ 南宋淳熙貴池尤氏本文選序。
- ⑫ 鐵琴銅劍樓藏書目錄卷 23。
- ⑬ 但諸家の據つたのは果して原刊本なりや否やは明かでない。
- ⑭ 四庫の博聚を以てすら李善單注本は、唯汲古閣本 1 種を著録するのみ。
- ⑮ 許巽行，密齋隨錄に曰く「文選以李善注爲善，李注以汲古閣雕本爲善」と。

12 素位堂刊汲古閣本李善注文選 60 卷 10 冊 京都大學人文科學研究所藏

此の本，封面に「梁昭明文選六臣全註」「汲古閣據宋本校刊」「素位堂藏刊」と題し，行款・標識・印記は懷德堂本に同じ。

此の本の刊行年時未だ明かでないがその文字は頗る懷德堂本と合する。乃ち，既に懷德堂本の項に於て同本の字句に就いて論述せしもの，すべて此の本亦彼の本と合せざるは無い。更に，試に卷 2 西京賦正文，卷 36 宣德皇后令注・爲宋公修張良廟教注・爲宋公修楚元王墓教注を取つて，相較するに，2 本全同なるに庶幾い。但全巻を通じて 2 本悉く相合するのではない。例へば，西京賦正文「麗美奢乎許史」の「史」を懷德堂本は「皮」に誤れど，此の本は誤らず，卷 15 思玄賦「爛漫麗靡，藐以迭過」の 2 句を懷德堂本は脱するけれども，此の本後に剗添せる痕跡有るが如き若干の差は有る。蓋し此の本は懷德堂本よりも後に彫板せられたのであらう。

13 錢士謐重校汲古閣本李善注文選 60 卷 10 冊 家藏

卷 1 首行前題の下に「康熙丙寅孟夏上元錢士謐重校」の 13 字が有る。款式・字體・印記・板心の標識は皆懷德堂本に同じ。莫友芝が「翻汲古閣本……不止一本，以錢士謐校爲差勝」（知見傳本書目卷 16）といひ，許巽行亦「上元錢士謐重校本其尤善者也」（密齋隨錄）といへる者，即ち是の本である。

今，此の本を以て懷德堂本と對校するに，其の差大要下の通りである。

- (1) 懷德堂本脱せる所，此の本多く之を補足する。

例へば，懷德堂本は，卷 15 思玄賦「爛漫麗靡，藐以迭過」の 2 句，卷 24 陸士衡答賈長淵詩「魯侯戾止，袞服委蛇」の 2 句，及び其の注，卷 27 曹子建筮候引「百年忽我過，生在華屋處」の 2 句，卷 28 鮑明遠放歌行「今君有何疾，臨路獨遲廻」の 2 句，卷 34 七發「客見太子有悅色」より「然而有起色矣」までの 2 段 191 字及び其の注等を脱せるに，（上の諸條の内，思玄賦の 1 條を除く外，素位堂本亦之を脱する），此の本皆之を補つてをる。併し此等を補ふが爲に却つてそれぞれ其の上文の注を刪去せる所が多い。

- (2) 此の本は六臣注本に據つて，其の正文を改めた所が有る。

試に卷 1・卷 2 に就いて其の例を示せば，

	懷德堂本	錢士謚校本	袁本	四部叢刊本
	〔西都賦〕			
1	建金城而萬雉	之	(之)	(之)
2	條支之鳥	枝	(枝)	(枝)
3	金釭玉璧	璧	(璧)	(璧)
4	人神之和允洽	神人	(神人)	(神人)
	〔西京賦〕			
1	蘭臺金馬	「外有」の2字有り	(外有)	(外有)
2	後宮不移	「於是」の2字有り	(於是)	(於是)
3	官以物辨	辨	(辨)	(辨)

(3) 懷德堂本未だ誤らざるに、此の本却つて誤り改めた所が有る。

例へば、卷5吳都賦注「薛瑩荆揚已南異物志曰……の「巳」を「巴」に誤り（舊鈔集注本は「以」に作る）、卷47漢高祖功臣頌「進謁嘉謀」の「謁」を「竭」に改めたるの類は是れである。

上3條の差に據つて錢氏校改の態度の一斑を知るに足るが、當に校改すべきに錢氏之を看過した所も亦尠くない。例へば、

卷26潘安仁河陽縣作「幹流隨風飄」、注「鶻冠子曰幹流遷徙、如淳漢書注曰幹轉也」の正文・注の「幹」字皆「幹」の誤なるに、未だ改めず、卷36永明九年策秀才文注「崔寔政論曰詔書故事、三公辟召、以四科取士、……四曰……才任劇縣令、此四者何爲通也」の「此四者何爲通也」の7字は、本、銑注を混ぜる者なるに、未だ之を刪らざる

の類、是れである。

莫友芝・許巽行等は錢氏校本を以て善と爲したが、實は較々其の文義の通し易くなれるを善と爲すべきのみで、其の汲古閣原本の舊を失せることは恐らく重彫本中の随一であらう。

注

① 許氏文選筆記に曰く、「戰國策、司馬錯曰、臣請謁其故、漢書音義曰、謁告也、說文曰、謁白也、汲古閣初刻作謁、錢士謚校改竭、非是」と。

14 文盛堂重彫汲古閣本李善注文選 60 卷 10 冊 廣島大學藏

15 光霽堂重彫汲古閣本李善注文選 60 卷 10 冊 愛知縣西尾町岩瀬文庫藏

前者の封面には「梁昭明文選六臣全註」「乾隆廿六年重鐫」「汲古閣校訂」「文盛堂藏板」と題し、後者の封面には「梁昭明文選六臣全註」「汲古閣校訂」「光霽堂藏板」と題する。此の2本それぞれ、或は懷德堂本と合して錢氏本と合せざる所有り、或は錢氏本と合して懷德堂本と合せざる所が有るが、要するに汲古閣原本に比しては

校改を加へた所が多からうけれども、未だ錢氏本の甚だしきには至らないものである。

2 五臣李善注本

1 宋明州刊本六臣注文選 60 卷目錄 1 卷 21 冊 足利學校遺蹟圖書館藏

首に、文選目錄・李善上文選注表・呂延祚進五臣集注文選表并上遣將軍高力士宣口敕、昭明太子文選序が有り、正卷には第 1 行に「文選卷第幾」、第 2 行に「梁昭明太子撰」、第 3 行に「五臣并李善注」と題し、次に子目を列する。每半葉 10 行、行 21・2・3 字不齊、注雙行、行 29・30 字不齊。白口、左右雙邊、板心下隅に刻工名が有る。刻工は武洪・施章・吳珪・宋道・王乙・王伸・徐彥・葛珙・方成・王雄・張由・俞忠・張清・董明・毛諒・刘信・徐宗・張謹等である。

此の本と同板のものが書陵部に藏せられてゐて、それには卷 60 の末に「右文選板歲久漫滅殆甚、紹興二十八年冬十月、直閣趙公來鎮是邦、下車之初、以儒雅飾吏事、首加修正、字畫爲之一新、俾學者開卷免魯魚三豕之訛、且欲垂斯文於無窮云、右迪功郎明州司法參軍兼監盧欽謹書」(直閣趙公以下は鈔補に係る)の跋があるが、此の本には無い。近藤守重はその著右文故事卷 2 (全集本第 130 頁)に於て、此の跋文の無いことを理由の一として、此の本は北宋の原刻初印本ならむかと言つてゐるが、足利學校秘本書目には、宋の紹興中に明州で刊せる本の後印修補せるものとなし、其の補刻紙葉の板心に見える刻工、施章・王伸・吳珪・方成等は亦、秘府の尙書正義及び傅氏雙鑑樓舊藏白氏六帖にも見えることから推して、蓋し光宗朝 (1190~1194) に補刻せしものと言つてをる。

予、曩に袁本・四部叢刊本を以て、此の本と對校したが、此の本五臣注・善注の詳略に於て尤も袁本と相近い。其の例を舉げれば、

卷 1、東都賦「山靈護野……風伯清塵」の注、此の本は「良曰、山靈山神也、屬御天子車也、方神(此の下恐らく脱文が有らう)雨師畢星精、風伯箕星精、善曰、山靈山神也、屬御屬車之御也、方神四方之神也、韓子曰……風俗通曰……」に作り、袁本は全く同じく、四部叢刊本は良注を略して、唯「良同善注」の 4 字に作つてをる。

卷 2、西京賦「翡翠火齊……綴隋珠以爲屬」の注、此の本は「翰曰、翡翠鳥羽也、……火齊珠也、懸黎璧也、……以當夜燭、善曰、翡翠鳥名也、火齊玫瑰珠也、六韜曰……列子曰、穆王爲中天之臺、絡以珠玉、綵曰、明月大珠、夜則有光如燭也、善曰、懸黎夜光隋珠已見西都賦」に作り、袁本は此の本と全同。四部叢刊本は則ち、下の「善曰懸黎……已見西都賦」の 13 字無く、上の善注の末「絡以珠玉」に續いて「戰國策、應侯謂秦王曰、梁有懸黎、楚有和璞、而爲天下名器、餘見西都賦注」の 29 字が有る。

卷7, 甘泉賦「陳衆車於東阨兮, 肆玉軼而下馳」の注, 此の本は「濟曰, 東阨東海也, 玉軼玉飾車軼也, 言陳列衆車於東海, 恣其車騎下馳也, 如淳曰, 東阨東海也, 晉灼曰, 軼車轄也, 韋昭曰, 軼徒計切, 善曰, 賈逵國語注曰, 肆恣也, 楚辭曰, 齊玉軼而並馳, 音大」に作り, 袁本全同。四部叢刊本は則ち「如淳曰」以下の8字を「善曰同濟法」の5字に作り, 「賈逵」の上の「善曰」2字無く(即ち「善曰」を舊法の上に移したのである), 又「並馳」の下, 「音大」の2字が無い。

元來, 袁本も亦五臣季善本で, 此の本と同系統に屬し, 四部叢刊本は則ち, 季善五臣本で, 別系統に屬するから, 上に述べたやうな此の本と袁本との一致は寧ろ當然とも謂へる。然らば兩者全同かと言ふに決してさうではない。其の差の一斑下の如し。

(イ) 此の本, 毎卷, 子目を列するが袁本は然らず。

(ロ) 此の本は, 袁本に比し, 善注に於ても, 五臣注に於ても省略がある。先づ善注省略の例を挙げれば,

卷11, 景福殿賦「惟岷越之不靜, 寤征行之未寧」の注,

此の本「翰曰, 岷越蜀吳也, 不靜猶未平也, 寤覺也, 征行謂戎馬也, 寧息也, 言三公九卿大儒, 皆知蜀吳未平, 戎馬未息也, 善同翰注」

袁本「翰曰, 岷越吳蜀吳也, ……戎馬未息也, 善曰, 岷越吳蜀二境也, 尙書曰, 西土人, 亦弗靜也」

卷57, 夏侯常侍詩「禹錫玄珪, 實曰文命」の注,

此の本「濟曰, 堯賜禹玄珪, 以彰成功, 文命禹名, 玄黑也, 善注同」

袁本「濟曰堯賜禹玄珪……玄黑也, 善曰, 尙書曰, 禹錫玄珪, 告厥成功, 又曰, 文命敷于四海, 史記曰, 夏禹名曰文命」

上の例は猶「善同某」と言つて, 略せられた善注が, 既に舉げた五臣注に同じいことをことわつてをる(實は必ずしも, 五臣注と全同ではなく, 大體に於て同じいのであるが)。然るに, 何のことわりもなく, いきなり善注を刪去してしまつてゐる所も決して少くない。例へば,

卷28, 鮑明遠東武吟「願垂晉主惠, 不愧田子魂」の注中に於て, 「言己窮老而還, 同夫奔席疲馬, ……然田子久謝, 故謂之魂」の善自注文と「韓詩曰縞衣綦巾云云」の引用文との間に在るべき「韓子曰, 文公至河, 令曰, 籩豆損之, ……窮士聞之, 知所歸心矣」の199字(袁本には此の199字がある)を刪去し,

卷44, 陳孔璋檄吳將校部曲文「進臨漢中, 則平陽不守」の注「魏志曰, 公西征張魯至陽平……乘險夜襲, 大破之」32字(袁本にはある)を刪去し,

卷47, 陸士衡漢高祖功臣頌「揔干鴻門, 披闢帝宇」の注「漢書曰, 項羽在鴻門, ……高帝笑而起」の119字(袁本には有る)を刪去して,

而も皆何等刪去した理由を明記してゐない如きは是れである。

次に五臣注省略の例を挙げれば,

卷44, 司馬長卿, 難蜀父老の司馬長卿下の良注「相如使蜀, 蜀父老多言通西南夷, 不爲國用,

……令百姓知天子意」60字、

卷46、王元長、三月三日曲水詩序の王元長下の銑注「齊武帝永明九年……勅融爲序」23字

が袁本には有つて此の本には無いの類是れである。上の(イ)は此の本優り、袁本劣れる點であり、(ロ)はその逆である。

さて、此の本は袁本と相近くして而も全同ではなく、互に一長一短有ること上述の通りであるが、然らば此の本獨特の長所は全然無いかといふに、決してさうではない。その主なるものは下の2點である。

(イ) 此の本は袁本・贛州本・四部叢刊本よりも、よく李善注・五臣注の舊式を存せる所がある。例へば、

卷1、西都賦「若乃觀其四郊、……七相五公、與乎州郡之豪傑、……隆上都而觀萬國」の善注、此の本は、

「善曰、鄭玄禮記注曰、王國百里爲郊、……然其餘不在七相之數者、並以罪國除故也、善曰、文子曰、智過百人、謂之傑、十人謂之豪、……」

に作つて、二「善曰」有るに、袁本は、下の「善曰」を「豪傑者」の3字に作り、贛州本・四部叢刊本は、下の「善曰」無く、「文子曰」を「故也」に直接せしめる。案ずるに、李善單注本に在つては、此の正文を「若乃觀其四郊……七相五公」と「與乎州郡之豪傑……隆上都而觀萬國」との二に分つて出し、善注亦各條下に分隸したのである。今、此の本、正文は既に一連に出されて李善の舊ではないが、注は則ち二分せられてゐるのは、猶李善の舊式を存するのである。袁本・贛州本・四部叢刊本は俱に既に舊式を失つてをる。

卷6、魏都賦「攸攸率士……匪藥形於親戚」の五臣注、此本は、

「良曰、攸攸和樂貌、……言歌謠滿路、洋洋乎盈耳、翰曰、河洛出圖書、開秘典、……鬼謀所序謂祥瑞也、濟曰、委棄也、……讓於魏也、向曰、玉策所以記帝王之跡、……帝王圖籍於此藏也、良曰、五德五行也、……言祭五行之行、所臨相生也、銑曰、攄擇也、……皆王者初受位之體也、翰曰、徽幟旌旗……革改也、濟曰、翌明也、……守玄默而不言、而德化以著、良曰、文帝寡言厚行……莫不盡覽、向曰、著明也、……言文帝非以私情而見於親戚」に作る。

案ずるに、五臣注本に在つては、五臣の注、各々其の釋する所の句下に分隸したのでを、此の本一括して「匪藥形於親戚」の下に移したのである。併しその五臣注の敘次は、尙、舊式に従つてをり、妄りに改めることをしてゐない。然るに贛州本・四部叢刊本は「良曰……又曰……又曰……」「翰曰……又曰……」「濟曰……又曰……」「向曰……又曰……」「銑曰……」に作つて、妄りに五臣注の敘次を改め、爲に却つて正文の敘次と相乖らしめる結果を招いてをり、袁本に至つては、五臣注の敘次を改むること贛州本・四部叢刊本と同じきのみならず、更に「又曰」の字をすべて删除し、且つ良注「文帝寡言厚行」の上に「非言厚行、陶化染學、(此の8字は正文を引く)謂」の9字を加へて、一層五臣本の舊を失つてをる。

卷6、魏都賦「漢罪流樂……或浮泳而卒歲」の注、此の本は、

「善曰左氏傳舜流四凶族……善曰左氏傳曰葭爾小國……善曰漢書淮南王曰……」に作つて、三「善曰」有るに、袁本・贛州本・四部叢刊本は唯注首の「善曰」有るのみで其餘は皆無い。

是れ此の本妄りに「善曰」の字を加へたのではなくて、李善單注本に於ては、もと其の正文三分せられ、注は各條の下に分隸してゐた舊式をそのまま保存せるのである。

(四) 善注の文字に於て、胡刻本・袁本・贛州本・四部叢刊本、俱に後人の竄改を経ているのに、獨り此の本のみ舊を存する所尠くない。例へば、

卷38、任彦昇爲范始興作求立太宰碑表、「五教以倫、百揆時序」の注、此の本「尙書、帝曰、契汝作司徒、敬敷五教、五教在寬」に作るに、胡刻本・贛州本・四部叢刊本「五教」の2字を重ねない。袁本も亦此の2字を重ねず、且其の下2格を空にする。此の注「五教」の2字を疊する者が是である。

卷60、陸士衡弔魏武帝文、「踰錦京而不豫」の注、此の本「尙書曰既克商二年王有疾不愈」に作るに、胡刻本・贛州本・四部叢刊本俱に「愈」を「豫」に作り、袁本は則ち「愈」に誤る。此の注「愈」に作る者が是である。

之を要するに、此の本は、善注に省略せる所有るを以て、其の劣れる所となすが、多く李善注・五臣注の舊式を存し、且注中文字後人の改竄を経ること少きを以て、其の優れる所とする。

尙、此の本、卷中、點校頗る密である。卷3・卷6・卷12・卷15等に、「加朱黑點 三要」の識語が有る故、それらも三要の加へた所であらう。三要は即ち足利學校第九世主閑室和尚で、諱は元信、一名三要、肥前小城郡の人、慶長17年壬子5月2日駿府に於て歿した。其の經歷は詳に足利學校藏書目錄(川上廣樹著足利學校事蹟考引)に見える。

今、此の本に記入せる訓點を見るに、中には五臣注及び李善注に據つたとは思はれない訓み方が有る。而してそれらは、多く九條家藏舊鈔本・上野氏藏舊鈔本・觀智院藏元徳2年(1330)書寫本の訓讀と相合する。蓋し三要の訓讀は必ずしも此の本に即してなされたのではなく、恐らく我國傳來の讀み方を此の本に移したのであらう。書陵部藏明州本にも訓點が記入してあるが、試みに西京賦に就いて足利本の訓點と相較するに殆んど相合する。

管見を以てすれば、訓讀を施せる文選の刻本は、慶安本を以て初めと爲すかと思はれるが、慶安本の訓讀亦此の本の書き入れと同系統に屬する(慶安本の項参照)。

又此の本、卷3大題上に「五臣二」、卷5大題上に「五臣三」と朱書し、卷20陸士龍大將軍宴會被命作詩の眉欄、別に五臣注を墨記し、本文の文字についても往々五臣本と相校してをる。此れ等亦三要の記する所かと思はれるが、據つて以て、當時吾が國に、五臣注本が尙行はれて居たことを知り得る。

注

① 東洋文庫藏本及び天祿琳琅書目後篇卷7・清、張金吾愛日精廬藏書志卷35載する所、

- 民國、王國維兩浙古刊本考卷下記する所、皆亦此の跋がある。
 ②③考、詳に拙著「文選李善注所引尙書考證」第2篇に見える。
 ④ 足利學校藏伏見板孔子家語に、慶長四年三要の跋がある。

2 明袁褫倣宋刊本六家文選 60 卷 30 冊 靜嘉堂文庫藏

諸家の書目を檢するに、袁氏倣宋本と稱する者が數種有る。其の主な者は下の通りである。

- (1) 天祿琳琅書目卷 10 に、六家文選 (三函三十冊) を載せて曰く、
 前蕭統序、次李善上文選註表并國子監奉刊文選詔旨、次呂延祚進五臣集注文選表、後明袁褫識語、……序後標此集精加校正、絕無舛誤云云 (標記下文略す)、又五十二卷末葉、標母昭裔貧時云云 (下文略す)、此二條宋槧中本有之、係存其舊、其六十卷末葉、有吳郡袁氏善本新雕隸書木記、則袁褫所自標也、褫識語云、余家藏書百年、見購鬻宋刻本昭明文選 (中略)、殆數十種、家有此本、甚稱精善、而註釋本以六家爲優、因命工翻雕、匡郭字體、未少改易、始於嘉靖甲午、成於己酉、計十六載云云、其四十四卷末葉、標丁未六月初八日李宗信雕、五十六卷末葉、標戊申孟夏十三日李清雕、

と。而して琳琅書目は其の載する所を以て、「樵刻甚精、校勘亦審、實與宋槧同工」と評してをる。

- (2) 丁丙善本書室藏書志卷 38、亦六家文選六十卷 (明袁氏倣宋刊本) を載せて曰く、
 卷一第四行、六臣名後、剷去一行、惟存皇明重刊四字、第三十卷後、有皇明嘉靖壬寅四月立夏日吳郡袁氏兩庚草堂善本雕兩行、第四十卷後、有此蜀郡廣都縣裴氏善本、今重彫於吳郡袁氏之嘉趣堂、嘉靖丙午春日、國朝改廣都縣爲雙流縣、屬成都府四行、第四十一卷後、有藏亭二字、

と。此の記事は琳琅書目と合はない點が有るのみならず、丁志は又第 52 卷末葉標記、揮麈錄を誤りて揮慶錄に作ると言へるに、琳琅書目之を言はない。それに、丁志は各卷末の題字を擧げる事甚だ詳であるのに、其の書、序の後に「此集精加校正云云」の標記有りと言はず、卷 44 末葉に「丁未六月初八日云云」の標記有りと言はず、卷 60 末に「吳郡袁氏云云」の木記有りと言はない。然らば丁氏の録する所は琳琅書目の載せる所と異なるものである。

- (3) 鄧邦述寒瘦山房鬻存善本書目卷 3、亦六家文選六十卷六十冊嘉靖己酉袁褫刊本を載せて曰く、

此書、丁目記各卷後題字甚詳、余書皆大半有之、惟六十卷後袁褰總題失去、又五十六卷後戊申孟夏十三日李清雕一行亦被裁失、而三十二卷後皇明嘉靖丙午夏雕（「謝湖」篆文印）南征一行、四十六卷後嘉靖丁未季夏晦日藏亭記一行、皆爲丁所未見、と。鄧録する所は明かに丁志記する所と異り、亦、琳琅書目載せる所とも同じくないことがわかる。

蓋し琳琅書目載せる所は袁氏の原刻本で、丁志・鄧目の記する所は皆後人作偽重雕せる者であらう^①。

袁氏の據る所に就いては、朱彝尊、宋本六家注文選跋に曰く、

六家注文選六十卷、宋崇寧五年鑄板、至政和元年畢工、墨光如漆、紙質堅緻、全書完好、序尾識云、見在廣都縣北門裴宅印賣、蓋宋時蜀牋若是也、……是書袁氏裴會仿宋本雕刻以行、故傳世特多（曝亭集卷52）

①と。然るに葉德輝は書林清話卷3及び卷5に於て、袁本を以て宋張之綱覆校本（即ち所謂贛州本）に據れる者なりと爲し、郎園讀書志卷15に於ては崇寧本に據れりと爲してをる。張之綱本は李善注前に在り五臣注後に在つて、袁本と別系統に屬するから、葉氏前説誤れること明かである^②。是を以て朱氏説竟に易ふべからざるものやうである^③。

今、靜嘉堂文庫藏する所を検するに、昭明文選序を先にし、次に李善上文選注表并國子監准敕節文、次に呂延祚上五臣集注文選表并上遣高力士宣口敕を掲げ、次に目錄を列する。每半葉11行、行18字、小注は行26字、上下單欄、左右雙邊、白口、板心下隅に刻工氏名が有る^④。每卷第1行には「六家文選卷第幾」、第2行には「梁昭明太子撰」、第3行には「唐五臣注」、第4行には「崇賢館直學士李善注」と題する。而して昭明文選序の後に「此集精加校正、絕無舛誤、見在廣都縣北門裴宅印賣」の21字（3行）を標し、卷60尾に「吳郡袁氏論本新雕」の木記（兩行）が有り、又卷60末に、文選刻跋が有つて、

「余家藏書百年、見購鬻宋刻本昭明文選、有五臣、六臣、李善本、巾箱、白文、小字、大字、殆數十種、家有此本、甚稱精善、而注釋本以六家爲優、因命工翻雕、匡郭字體、未少改易、刻始于嘉靖甲午歲、成于己酉、計十六載而完、用費浩繁、梓人艱集、……皇明嘉靖己酉春正月十六日、吳郡汝南袁生褰、題于嘉趣堂」

といひ、又

卷第20尾「吳郡袁氏、重雕宋刻廣都縣本于嘉趣堂、嘉靖甲午孟春正月二十四日」（2行）

卷第 30 尾「皇明嘉靖壬寅四月立夏日，吳郡袁氏，兩庚草堂善本雕」(2行)

卷第 32 尾「皇明嘉靖丙午夏雕「謝湖」(篆文印)南征(1行)。(天祿琳琅書目卷 10 に曰く「按蘇州志，袁褫字尙文，吳縣諸生……，晚耕謝湖之上，自號謝湖」)

卷第 33 後題下「丙午春日 第五號起」(1行)

卷第 34 尾「戊申三月初一日周模十六日付刻」(1行)

卷第 35 尾「嘉靖戊申孟夏十一日周慈寫十五日李宗信刊」(2行)

卷第 37 尾「嘉靖二十五年蟠月十二日吳郡袁氏校刊」(2行)

卷第 38 尾「嘉靖丙午十月望日吳趨陸家雕」(1行)

卷第 39 尾「丙午十月望日重雕及涇」(1行)

卷第 40 尾「此蜀郡廣都縣裴氏善本，今重雕于汝郡袁氏之嘉趣堂，嘉靖丙午春日」(2行)

「國朝改廣都縣爲雙流縣，屬成都府」(2行)

卷第 41 前後大題下俱に「藏亭」の 2 字有り，後題の次に，

「付枰板十四片 陸板五片嘉靖丁未三月吳趨陸潮雕 羅模」(2行)

卷第 42 尾「嘉靖丁未春二月 羅模」(1行)

卷第 43 尾「丁未四月三日 羅模」(1行)

卷第 44 尾「丁未六月初八日李宗信雕」(1行)

と標するの外，卷第 46 尾，卷第 47 尾，卷第 48 後題下，卷第 49 尾，卷第 50 尾，卷第 51 尾，卷第 52 尾，卷第 54 尾，卷第 56 尾，卷第 58 尾，卷第 59 尾にもそれぞれ標識が有る。

此の本恐らくは，琳琅書目載せる所と同板であらう^①。

此の本は明州本と頗る相近くして而も全同ではなく，明州本に於て省略せられた注が，此の本では却つて詳出せられてあるものがあることは，既に足利明州本の項に於て述べたが，今更に二，三例を採つて，それら此の本に詳出せる注は必ず據る所有るものであることを明かにしよう。

卷 4，左太沖，三都賦序「左太沖」下の注，此の本は

「向曰，臧榮緒晉書云，左思字太沖，齊國人也，……都邑豪貴，競相傳寫，三都者劉備都益州，號蜀，孫權都建業，號吳，曹操都鄴，號魏，思作賦時，吳蜀已平，見前賢文之是非，故作斯賦，以辨衆惑(111字)，善曰，臧榮緒晉書曰，左思字太沖，齊國人，……都邑豪貴，競相傳寫，徧于海內」(83字)

に作るに，足利明州本は善注を略して，唯々「善同向注」の 4 字に作る。今舊鈔本文選集注卷 8 の善注を検するに，正に此の本に同じ。乃ち此の本こそ，善注の舊を存するので，明州

本「善同向注」といつたのは、是れ、大概の言に過ぎないことがわかる。^④

卷 47、漢高祖功臣頌「二州肅清，四邦咸舉」の注、此の本は、

「良曰、魏趙代皆冀州分，齊青州分，故曰二州，言皆已平定，故云肅清，四邦則此四國，咸皆也，言皆舉者謂盡勝也（43字），善曰、據禹貢九州之屬，魏趙屬冀州，齊代屬青州，四邦魏代趙齊也」（26字）

に作るに、明州本は、良注は此の本に同じくして、善注は則ち唯々「善同良注」の4字に作るのみ。而も、此の本に據れば、良・善の二注、其の文大に異なること上の通りである。今、集注本卷93を検するに、良注・善注、俱に此の本に同じ。^⑤以て此の本の優つてゐる事が知られよう。

又、「宣力王室，匪惟厥武，揔干鴻門，披闕帝宇」の善注、此の本は、

「善曰、漢書曰、項羽在鴻門，亞父謀欲殺沛公，……高帝笑而起，尙書，帝曰、余欲宣力，禮記，子曰、揔干而山立，武王事也」（142字）

に作るに、明州本は「漢書曰……高帝笑而起」の119字が無い。今、集注本を検するに、正に此の本と合する。

上に示した如く、李善注の、明州本に於ては略であつて、此の本では詳なる者は、此の本多く舊鈔本と正に合するので、其の決して後人の妄りに増益した所ではなく、必ずや據る所有るのを知るべきである。

以上は、此の本の明州本に優る所有ることを述べたのであるが、又、胡刻本・贛州本・四部叢刊本皆誤つて、此の本獨り誤らない所も多い。下にその數例を示さう。

卷 34、曹子建，七啓，九旒之冕，（注）應劭漢書宮（「書宮」の2字當に「官」の1字に作るべし）儀曰、冕公侯九旒者也

胡刻本「流」を「旒」に作り、贛州本・四部叢刊本俱に「游」に作る。今集注本（卷68）を検するに、正に「流」に作りて此の本に同じく、且つ正文の「旒」亦「流」に作る。^⑥然らば李善本は正文・注竝に「九流」に作れるを知るべく、此の本の注「流」に作るは、尙、李善の舊を存するのである。

卷 46 陸士衡，豪士賦序，身愈（善本作逾字）逸而名愈劭，（注）小雅曰劭美也

胡刻本・贛州本・四部叢刊本俱に「小雅」を「爾雅注」の3字に作る。胡氏考異に曰く、「袁本爾作小，無注字，是也，茶陵本亦誤衍」と。集注本（卷91上）正に「小雅曰劭美也」に作つて袁本と同じ。引く所は廣詁の文。

卷 46、王元長，三月三日曲水詩序，時乘既位，（注）周易曰、時乘六龍，以御天

胡刻本・贛州本・四部叢刊本俱に此の注無し。梁章鉅文選旁證に曰く「下句御氣，引莊子，則此當引易時乘六龍」と。今、集注本（卷91上）を検するに此の本に同じ。

卷 47、王子淵，聖主得賢臣頌，春秋法五始之要，（注）善曰、漢官解詁，胡廣曰、五始一曰元，二曰春云云

胡刻本・贛州本・四部叢刊本俱に「善曰漢官解詁」の6字が無い。集注本（卷93）を案ずるに此の本に同じ。無き者は脱したのである。

勿論此の本にも獨特の缺點は有る。往々意を以て注文を改めてゐることが是れて、

(此の本にのみ見る書寫・刻工の誤は姑く措く。)例へば、

卷44, 鍾士季, 檄蜀文「益州先主, 以命世英才, 興兵朔野云云」の注に引く蜀志の「先主」を皆「昭烈」に改め, 「曹公」を皆「曹操」に改め, 卷47, 袁彥伯, 三國名臣序贊「刑罰不濫, 沒有餘泣」の注に引く蜀志の「丞相亮薨」を「諸葛亮卒」に改めた類に於て見られる。

之を要するに, 此の本, 明刊に屬してはゐるが, 往々宋刊にも優る所が有るから, 決して之を他の明刊諸本と同一視すべきではない。

注

- ① 書賈, 袁氏原刻本に據つて作偽せる者甚だ多いこと, 詳に琳琅書目卷10及び同後編卷19に見える。
- ② 疑ふらくは當に「葵」に作るべきであらう。「袁葵」「袁表」別人。説詳に近藤守重右文故事卷2に見える。
- ③ 瞿鏞鐵琴銅劍樓藏書目錄卷23の説, 亦朱氏に従ふ。
- ④ 楊守敬日本訪書志卷12にも袁氏刊本を以て張本より録出せる者かと疑つてをる。但訪書志上下の文を案ずるに「袁」の字は「尢」の字の誤かと思はれる。
- ⑤ 但, 天祿琳琅書目後篇卷7記する所に依れば, 宋裴氏本六家文選でありながら, 序尾の識語は朱氏の見るところと同じであるが, 書末刻記は「河東裴氏考訂諸大家善本命工鏤於宋開慶辛酉季夏至咸淳甲戌仲春工畢云云」に作る者が有ると云ふ。然らば宋板裴氏本も其の類一でなかつた事がわかり, 隨つて袁氏の據る所果して崇寧本であつたか否かは尙疑ふ餘地がある。
- ⑥ 其の刻工氏名の内, 李清・唐瓊・陸孜は亦, 重刻茶陵本の板心にも見える。
- ⑦ 内閣文庫・京都大學人文科學研究所亦此の本と同板の者を藏する。神宮文庫藏する所, 及び廣島大學藏する所は後攝本のやうである。而して神宮文庫本は昭明太子文選序の後に「此集精加校正絕無舛誤云云」の21字を標するに, 廣島大學本にはそれが無い。
- ⑧ 向注と善注と頗る異同有ること, 上の兩注を相比較して知られる。又胡刻本・贛州本・四部叢刊本は其の善注, 此の本の向注と全く同じ。彼の3本, もと「善同向注」に作れる本に據り, 妄りに, 「向曰」を改めて「善曰」に作つたに過ぎぬ。勿論, 向注・善注互に異同が有り, 就中「三都者」以下46字は是れ向注で, 決して善注に非ざることを知らなかつたのである。
- ⑨ 但, 集注本は善注, 「九州之屬」を「界」に作り, 良注「盡勝」の下に「之」字が有る。
- ⑩ 集注本校語に曰く「鈔, 晉決, 五家本流爲流也」と。

3 明丁觀重刊本六家文選 60 卷 20 冊

神宮文庫藏

梁昭明太子文選序を前にし, 次に李善上文選注表并國子監准敕節文, 次に呂延祚進五臣集注文選并上遣將軍高力士宣口敕を掲げ, 而して後に目錄を列する。

毎卷第1行「六家文選卷第幾」, 第2行「梁昭明太子蕭統撰」, 第3行「唐李善呂延濟劉良張銑李周翰呂向註」, 第4行「皇明龍魏丁觀重刊」と題す。

毎半葉10行、行18字、注雙行、行26字、板心下隅に字數及び刻工名が記される。刻工の主なる者は、楊玖安・罗十・葉杰・葉松・楊明・陳富・盧玉龍・蔡三・魏智・王應・陳慶・葉仕浩・吳隆・能簡・刘焯・張十・鄒五・吳乃隆・葉模・盧五・魏上夫・丘弟等で、卷56後題の次に「戊申孟夏十三日李清雕」の1行が有る。

此の本と袁本とを比較するに、每行大小字數俱に相合し、文字筆致頗る相近く、卷56尾「戊申云云」の1行亦相同じきを以て、其の袁本に據つて而も毎半葉1行を減じたものであることが知られる。而して此の本、袁本に就いて其の誤謬を校正せる所が尠くない。其の例下の如し。

卷2、西京賦「於前則終南太一」の善注、袁本は「尙書曰、終南惇物、漢書曰、太一山、古文以爲終南、五經要義曰、太一一名終南山、在扶風武功縣、此云終南太一山明矣」に作り、注末文義通じない。然るに、此の本は「山明矣」の上に「二」の字を校添してをる。今、李注の意を玩してみるに、其の意「漢書及び五經要義に據れば、太一は即ち終南にして、一山兩名有るに似たれども、西京賦正に終南と太一とを連舉するを以て、是れ二山なること明なり」との意味である。卷10、西征賦「面終南而背雲陽」の注「漢書、武功山有太一、古文以爲終南、此賦下云太一、明與終南別山、西京賦曰、於前則終南太一、二山明矣」といふも、亦此の注と同意である。然らば、此の注は、此の本の如く作つて、文義乃ち完きをを得るのである。尤本（胡刻本）此の注末を「不得爲一山明矣」に作るは、是れ尤妄意を以て妄りに「不得爲一」の4字を増添したので、李善の意と合しない。高步瀛義疏、曲説以て尤本を是と爲すは誤る。

次に、卷51、四子講德論1篇を取つて、袁本と此の本とを對校するに、餘本未だ誤らず、袁本のみ誤れる所は、此の本に於て多く訂正せられてをる。

袁	本	此	本
(注) 尙書大傳白 [△] 股 [△] 胫 [△] 臣也	南容王復白珪	曰	三
(注) 史記曰百里奚亡秦走宛……恐楚不 [△] 子		予	
(注) 呂氏春秋曰孟嘗君問白圭曰……三上 [△] 羽翼之也		士	
(注) 方言曰征松 [△] 惶遽也		徂	
(注) 女子曰乳犬噬虎伏雞博 [△] 狸		搏	
(注) 尙書曰威則二攘成賦中邦		三	
(注) 史記曰匈奴國射獵爲生業		因	
(注) 毛詩曰 [△] 鴛鴦在梁		鴛	

上に示せる例の如く、此の本は袁本のみを誤る所が多いが、併し亦之を襲へる所も有る。四子講德論に就いて言へば、

- (注) 鄭玄周禮注曰結繳於矢謂之[△]緝（婦の誤）婦高也
 (注) 韓詩外傳曰魏文有子……曰[△]（三の誤）年莫往來

(注) 戰國策曰白骨疑象武夫類王(玉の誤)

(注) 莊子海若曰天下之水莫大於海而(而は衍字)百川歸之而不盈

(注) 呂氏春秋曰孟嘗君問白圭曰……名號顯榮首(者の誤)三士羽翼之也

の△印を附せる字，二本俱に誤れるが如きは是れである。

又，袁本未だ誤らずして，此の本却つて誤れる所が有る。四子講徳論に就いて言へば，

(注) 史記燕昭王……誦身下一(袁本此の如し。「下一」當に「下士」に作るべし)の「下一」の「一」を「士」に正せるは可であるが，却つて「下」を「一」に誤り，(正文)日逐擧國而歸徳，單于稱臣而朝(原注)善本有賀字の「賀」の字を「賢」に竄改してをる

如きは是れである。

然れども，之を大觀するに，此の本の誤は袁本よりも少い。是れ重刻の際に校正を加へたからであらう。

4 張守校正本六家文選 60 卷目錄 1 卷 48 冊 家藏

此の本は，前項に述べた丁觀重刊本に就き，唯々其の毎卷首第4行の「皇明龍藏丁觀重刊」の1行を竄改して「皇宋紹興二年子固張守校正重刊」に作れる者である。張守，字は子固，崇寧元年の進士，宋史卷375に傳が有る。蓋し坊估射利の徒が，是の人に假託して，贗を售つたのであらう。

5 慶長活字本六臣注文選 60 卷目錄 1 卷 31 冊 神宮文庫藏

正卷卷首の體式は明州本に同じいが，目錄は則ち全く異なる。乃ち此の本の目錄は，首行に「茶陵前進士陳仁子校補」と題し，目錄の書式も亦茶陵本と全く同じ。卷60後題の次に1行を隔てて盧欽の跋(明州本の項参照)が有り，跋の次に1行を隔てて「慶長丁未活洗上旬八葉板行畢」の刊語が有る。川瀬一馬氏「古活字版の研究」に據れば，「所謂慶長活字本文選に有刊語本と無刊語本と有り，有刊語本は較々多く存し，無刊語本は安田文庫現藏の一部(「米澤藏書」の印記有り)有るのみ。無刊語本の形式整はざるは，或は最初の試みであつた爲であらう」といふ(267頁～268頁意取)。此の本，亦有刊語本である。毎半葉10行，行22字，注は雙行亦22字，四周雙欄。

羅山文集卷54，題跋四，家藏本の條に，慶長板文選に就き記して曰く，「文選有李善註本，有六臣註本，其六臣註本中，又有就善本而加五臣者，有就五臣而添善註者，今此者就五臣而添善註者也，此本近歲米澤黃門景勝陪臣直江山城守兼續，開板于要法寺」と。據つて以て慶長板文選付梓の始末を知るべきである。

經籍訪古志卷6に云ふ、慶長活字本は、蓋し足利本に依れるものなりと。島田翰の説も亦同じ(古文舊書考卷2)。今、此の本を取つて足利本と詳に對校する事の出来ぬのは、残念であるが、予が既に明州本の項に於て述べた明州本と袁本と異なる所を以て此の本と較するに、此の本皆明州本と相合するから、前人の説是であらう。訪古志・舊書考又俱に説を爲して云ふ、「足利の明州本は總目無く、又跋文を缺くが故に、慶長本は、其の目錄を茶陵本より取り、其の跋文を別刻明州本より取る」と。然るに、予、足利本を検するに、正に總目1卷を存し、而も其の目錄の刻工、正卷の刻工と相合するから、他種の本から目錄を取つて附加したものでないことは明かである。然らば、慶長本の據れる所は、目錄有りて跋文無き足利の明州本ではなくて、實は跋文有る明州本に據り、而も其の本が偶々總目を缺いてみた爲に、已むを得ず、之を茶陵本より採つたのではあるまいかと思ふ。

6 寛永板六臣注文選 60 卷目錄 1 卷 31 册 京都大學人文科學研究所藏

慶長活字本を重刊せるもので、卷60末、慶長丁未刊記の次に1行を隔てて「寛永二乙丑孟夏上旬日 板行畢」と識す。慶長活字本は有界であるが、此の本は、目錄以外は無界である。

3 李善五臣注本

1 宋贛州刊本文選 60 卷目錄 1 卷 61 册 宮内廳書陵部藏

李善上文選注表を首にし、次に呂延祚進五臣集注文選表并上遣高力士宣口敕、次に昭明太子文選序が有り、次に目錄が有る。每卷第1行文選卷第幾、第2行梁昭明太子撰、第3行唐李善注、第4行・5行唐五臣呂延濟劉良張銑呂向李周翰注と題し、次に子目を列する。

每半葉9行、行14、15字不齊。注は雙行、行20字。左右雙邊、白口。板心兩魚尾有り、皆下方に向ふ。上魚尾上間々大小字數を分注し、下魚尾下、刻工氏名が有る。又、每卷末後題の次に、多く校對・校勘・覆對者の銜名(皆贛州の僚屬である)姓名を列して、而も其の姓名は各卷必ずしも同一ではないが、蕭鵬・張之綱の名を題するものが最も多い。刻工・校對・校勘・覆對者のこと、及び書中宋諱を避けて缺劃した文字のことに關しては、楊守敬日本訪書志卷12・島田翰古文舊書考卷2・圖書寮漢籍善本書目卷4に述べられてをるから、今、煩を避け、重ねては記さぬ。^①

此の本の特色に就いては、楊守敬説を爲して曰く、

書中善注居前，五臣居後，今以袁褰本校之，凡五臣所引書，與善注複者則刪之，其不複而義意淺者，亦多刪之，其善注往往較袁本爲備，蓋袁本以五臣爲主，故於善注，多削其繁文，此以善注爲主，故於五臣，多刪其枝葉也，又其中，凡善注之發凡起例者，皆作陰文白字，如兩都賦序，福應尤盛下善注，然文雖出彼以下十九字作陰文，又以備制度下善注，諸釋義至類此二十字，亦作陰文，此當有所承（日本訪書志卷12），

と。今此の本を検するに、略々楊説の通りである。然れども此の本の特色に就いて更に注意すべきことが有る。乃ち此の本の據れる所はもと五臣注を前にし李善注を後にせる本であつて、決して單行李善本や單行五臣本ではないことは是れである。其の證下の如し。

證1 凡そ文選收むる所の同一篇の文に於て、李善の取つて注解せし語句と、五臣の取つて注解せし語句とは必ずしも一致しない。是を以て同一篇の正文に於て、李善本夾注の位置と五臣本夾注の位置とは自ら異らざるを得ない。今、幸にして舊鈔集注本卷79・舊鈔五臣注本卷20俱に残存し（何れも60卷本の卷40に當る）、同一正文にして二本齊しく載する者6篇有るから、據つて以て李善本夾注の舊式と五臣本夾注の舊式と皆之を知るを得る。さて此の本は既に李善注を前にし五臣注を後にする本であるから、その卷40の夾注の位置は集注本と合するはずであるのに、其の實必ずしも然らずして、却つて五臣注本に合し、隨つて五臣李善注本と合する者十の八九に居る。又敦煌出土唐鈔李善本殘卷が二種有つて、西京賦・荅客難・解嘲の諸篇を存するが、此の本、此の諸篇の夾注の位置亦多く唐鈔本と合しないで、五臣李善注本と合する。

證2 此の本は既に李善注を前にし、五臣注を後にするを以て、其の正文は當に李善本に従ひ、其の正文中に夾記せる李善五臣の異同は當に悉く「五臣作某」に作るべきに、其の實必ずしも然らずして、正文は五臣に従ひ、其の校語は「李善作某」に作る所が尠くない。例へば、卷1、西都賦「軼埃壙（原注、善本作竭）之混濁」、卷6魏都賦「且夫寒谷豐黍，吹律以（原注、善本無以字）暖之也，昏情爽曙，箴規以（原注、善本無以字）顯之也」の類是れである。併し此の類或は、此の本の校者、善本を非とせしが爲に五臣本を主とせるのみと謂へるかも知れぬ。然るに、卷40、任彥昇、奏彈劉整文「是以義（原注、五臣本義上無是以二字）士節夫、聞之有立」に至つては、既に李善本を主とせる書式を取りながら、其の校語は「是以」の下に在らずして、却つて「義」の下に在る。是れ、もと五臣李善注本の「義（善本義上有是以二字）士節夫……」に作れるに據つて改作せし痕跡を留むるものに外ならない。

證3 李善單注本は、決して正文中に音釋を夾記せずして、五臣本は則ち正文中に音釋を夾記すること、唐鈔李善本・舊鈔五臣本に於て之を知る。然るに此の本は、正文中に音釋を夾記すること、五臣李善注本と同じくて、而も其の多くは五臣の音釋である。

證4 卷28、陸士衡、挽歌詩三首、此の本は「沈離親友思」の首を以て第二に列するが、集注本校語に據れば、此の首を第二に列するのは、音決本・五家本・陸善經本である。今、此の

本、李善注を前にしながら、而も陸詩の順序、五臣本と合する者は、是れ五臣李善注本が、直ちに五臣本を取つて、其の李善本との異同を校注せざりしが爲に、誤つて彼の本を襲つたのである。

證5 卷7、楊子雲、甘泉賦「下陰潛以慘懷兮」の注、此の本は「善曰慘懷寒貌也、善本懷作廩」に作り、又、「徘徊招搖靈棲遲兮」の注「善曰……善本棲遲作迟遲」に作る。此れ、もと五臣李善注本に在りては、五臣注を前にし、李善注を後にし、而して李善注の末に、五臣本と李善本との異同を記せしを（明州本・袁本此の如く作る^⑤）、此の本誤つて、李善注と校語とを一連と爲し、以て五臣注の前に移したのである。

證6 卷45、楊子雲、解嘲、「東南一尉」の注、此の本は「向曰、一尉官名也、如淳曰、地理志云、在會稽」に作る。此の「如淳」以下の9字は、もと李善が漢書の舊注を採つたので、是れ向注ではないから、此の本の例に據れば、此の注、當に「善曰、如淳曰、地理志云、在會稽、向曰、一尉官名也」に作るべきである。然るに、今、「如淳」以下の9字を向注に系けたのは、是れもと、五臣李善注本が、五臣注を第一にし、李善の採れる舊注を第二にし、然る後に、「善曰」の2字を以て李善の自注を記し起す例なるに（明州本・袁本此の如し）、此の條偶々李善の自注無く、隨つて「善曰」の2字無かつた爲に、此の本誤つて「如淳」以下9字をも向注に屬すと爲し、直ちに五臣李善注本の舊を襲つたのである。卷45、荅客難「語曰以管窺天、以蠡測海」の銑注の末に「張晏曰、蠡瓢瓢也」の7字を連ね書し、卷47、聖主得賢臣頌「勞筋苦骨、終日矻矻」の輸注末に「如淳曰、矻矻健作貌」の8字を連ね書せる等皆亦同一の誤である。

證7 此の本卷4、三都賦序「左太沖」下の注「善曰、臧榮緒晉書曰、左思字太沖、……賦成、張華見而咨嗟、都邑豪貴、競相傳寫、三都者劉備都益州、號蜀、……思作賦時、吳蜀已平、見前賢文之是非、故作斯賦、以辨衆惑（123字）、向同善注」に作る。然るに集注本卷8を検するに、其の善注は「競相傳寫」の下に「通于海內也」の5字有り、「三都者」より「以辨衆惑」までの46字は之を呂向注に屬せしめてをる。案ずるに、集注本是である。此の本の善注なる者は、五臣注を混じて、善の舊を案せるに外ならぬ。此の本の善注、是の如き混亂有る所以は、もと「向曰臧榮緒晉書曰左思字太沖……競相傳寫三都者……以辨衆惑、善同向注」に作れる本（明州本正に此の如し）に據つて、「向曰」を善日に改め、「善同向注」を「向同善注」に改めたに因るのである。

又、此の本卷54、辨命論「故宋公一言、法星三徙」の注「善曰、宋景公有疾、熒惑守心、熒惑災星、心宋之分野、朝臣謂公曰……公曰……是時熒惑乃退三舍、延祚二十一年、由景公之善言也、熒惑謂執法之星、故云法星也（112字）、濟注同」に作る。凡そ李善注は正文用ふる所の典據、皆之を引證するを常とするに、此の條一も出典を示さない。是れ決して李善の舊ではない。蓋し、此の本は、もと「濟曰、宋景公有疾、熒惑守心、……故云法星也、善注同」に作れる本に據つて唯々「善」と「濟」とを互に易へたるに過ぎないのである。

上の七證に據つて之を推すに、此の本若しくは其の本づく所は、五臣李善注本を改作せしもので、決して單行李善本や單行五臣本に據れるに非ざること疑ふ餘地がない。而も其の據れる五臣李善注本も、亦既に李善本の舊及び五臣本の舊を失せること多き者なりしことは、舊鈔本と比較考證して知られる。

さて、以上論じたるが如く、此の本は五臣李善注本に據れるものであるが、然らばその五臣と李善とを入れかへたが爲に生じた差異以外は、すべて現存の五臣李善注本と同じかといふに、決してさうではない。乃ち、今、此の本の正文・注を以て、明州本及び袁本と相較するに、互に異なる所が多い。其の主なる例は下の如し。

- (1) 明州本・袁本、皆五臣与李善との同異を校記せざる所に於て、此の本は則ち往往校記する。

明州・袁二本、卷1、西都賦「隄封五萬、疆場綺紛」「登降照爛」「又有永明金馬、著作之延」「混建章而連外屬」「內則別風嶮曉眇麗巧而竦擢」、東都賦「蕭公權宜而托其制」「剋己復禮以奉終始」「錦鴻藻申景繅」に作つて、校語が無いのに、此の本は、西都賦「提（五臣本作隄字）——分（五臣本作紛字）」「——昭（五臣本作照字）——」「——庭（五臣本作延字）」「提（五臣本作混字）——」「——聳（五臣本作竦字）——」、東都賦「——拓（五臣本作托字）——」「克（五臣作剋）——」「——信（五臣本作申字）——」に作つて、校注有るが若き是れである。

而して此の本、此類の校語は、もと、必ずしも他の本と校して之を記せしには非ず、唯、李善注・五臣注等を參酌して加へたるに過ぎざる者が有るかと思はれる。次の二例に據つて之を推すべきである。

此の本卷2、西京賦「磅（五臣作硨浦耕切）礎象乎天威」に作るに、明州・袁二本は「硨（浦耕）——」に作り、而も其の善注の下に「硨善本作磅」の5字が有る。然らば、此の本は、もと、善注下に記された校語に據つて、正文を校訂したのであらう。此の本卷58、楮淵碑文「饗東野（善本作杼古序字五臣作序）之祕寶」に作るに、明州・袁二本は「野」の下に校語が無い。案ずるに、此の文下の李善注に曰く「東野未詳」と、又曰く「然野當作杼古序字」と。是れ李善本、もと「野」に作られてゐたのである。又、此の正文下、翰注に曰く「野當爲序、此云野者、當書寫之誤也」と。是れ五臣本も亦もとより「野」に作られてゐたのである。然らば、此の本の校語は、唯李善注及び五臣注に據つて爲されたに過ぎない。

- (2) 明州・袁二本に於ては李善注中に在る音釋を、此の本は往々之を刪去する。

卷5、吳都賦、（善注）「許慎淮南子注曰、鷓鴣鷓雉也、爾雅曰、獾白豹、剋亦剋也、廣雅曰、落居也、駭音格」。明州・袁二本は、「鷓雉也」の下に「鷓音儀」3字有り、「白豹」の下に「音陌」2字有り、「居也」の下に「萬扶沸切」（正文「萬萬笑而被格」の音釋）4字が有る。卷15、思玄賦、（善注）「白虎通曰……尙書曰、厥篚玄黃、琕音昆」。明州・袁二本は「音昆」の下に「綯音離」（正文「獻環琕與琛綯兮」の音釋）3字が有る。

上二例に見るが如く、^①此の本の善注、明州・袁二本に比して音釋少きは、其正文中既に音釋を夾記せるを以て善注中に於ては之を省略したのである。

- (3) 明州・袁二本の李善注に於ては「某已見上文」「某已見某篇」に作れる所有るに、此の本に於ては幾んど皆之を復出する。

凡そ李注の例、既に前文に於て、證を引いて注せし語句、後文復た出づる時は、必ずしも重

ねて證を引かず、唯「某已見上文」又は「某已見某篇」と記することが有る。此の事は、李善自ら其の注例を述べた中に於て明記せる所である(西都賦注・東都賦注・西京賦注)。然るに、此の本に於ては、明州・袁二本明に「某已見……」に作れる者幾んど皆、引證を復出する。蓋し此の本は、繙讀に便せんが爲に、前注に就いて復出したのであらう。故に此の本纔に「某已見……」に作る者數條を存するのは、偶々復出を失したものである。

(4) 此の本と明州・袁の二本とは、李善注・五臣注の取捨必ずしも同一でない。

卷2, 西京賦「爾乃覽秦制, ……增九筵之迫脅」の注, 此の本「綜曰, 跨越也, 因秦制, 故曰覽, 比周勝, 故曰跨之也, 詩曰, 築室百堵, 今以爲廼, 周禮明堂九筵, 今又增之也, 善同綜注」

明州・袁二本「善曰, 以九筵爲迫脅, 故廣增之, 周禮曰, 明堂度九筵, 東西九筵, 各九尺, 綜曰, 跨越也……今又增之」

卷36, 永明九年策秀才文「是以控峒有順風之謂」の注, 此の本「善曰, 莊子曰, 黃帝開廣成子在控峒之上, 故往見之, ……廣成子曰來, 吾語女至道, 向同善注」

明州・袁二本「向曰, 廣成子在控峒山, 黃帝順下風, 膝行而進, 再拜而問治身之道」(善注なし)

上の二條は善注互に詳略有る例。

卷1, 西都賦「內則別風嶠嶢, 眇麗巧而聳擢, ……上反宇以蓋戴, 激日景而納光」の五臣注, 此の本「向曰, 言高竦而擢出, 良曰, 闔閉也, 言宮殿千門萬戶, 皆夕閉朝開, 夕爲陰, 朝爲陽, 正殿露寢也,⁽¹⁾
濟曰, 言宮殿光色, 與日景相激射, 而入宮室⁽²⁾⁽³⁾

明州・袁二本「向曰, 別風闔名, 嶠嶢高也, 言高竦而擢出, 良曰, 闔閉也……正殿露寢也,⁽¹⁾
崔崑高也, 言其高峻俯臨未央宮, 濟曰, 駘盪駘娑, 枹詣殿名, 天渠宮名, 蓋戴覆也, 激日景而納光, 言宮殿光色……入宮室⁽²⁾⁽³⁾

卷2, 西京賦「度曲未終, 雲起雪飛, 初若飄飄, 後遂霏霏」の五臣注, 此の本「翰曰,⁽¹⁾
雪下貌, 皆分爲作之, 銑曰, 曲度謂曲之節度也⁽²⁾⁽³⁾

明州・袁二本「翰曰, 飄飄霏霏, 雪下貌, 皆分爲作之, 班固漢書贊曰, 元帝自度曲, 臣瓚曰, 度曲歌終, 更授其次, 謂之度次, (銑注無し)⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

上の二條は善注相同じくして、五臣注は則ち互に詳略有る例。

卷42, 應休璉, 與從弟君苗君胄書「昔伊尹轅耕……濟蒸人於塗炭」の注, 此の本「善曰, 孟子曰, 伊尹耕於有莘之野……東觀漢記曰, 鄧曄字君章, 汝南人也……尙書曰, 民墜塗炭 (208字), 向曰, 同善注, 塗泥也, 炭猶火也, 言人如墜泥火, 意欲濟之令出難也⁽¹⁾

明州本「向曰, 伊尹耕於有莘之野……後漢鄧曄與鄧次都隱於弋陽山……塗泥也, 炭猶火也, 言人如墜泥火, 意欲濟之令出其難也 (101字) 善同向注,⁽²⁾
袁本の向注は明州本に同じく, 善注は此の本に同じ。⁽¹⁾

卷46, 豪士賦序「而成王不遺嫌吝於懷……非其然者與」の注, 此の本「善曰, 尙書曰, 武王既喪……孔安國曰……漢書曰, 宣帝始立, 見高廟……若有芒刺在背 (68字), 向曰, 言周公霍光, 所以使其疑懼之者……嫌疑, 吝恨也, 宣帝同善注 (58字)⁽¹⁾⁽²⁾

明州本「向曰, 言周公霍光, 所以使其疑懼之者……嫌疑, 吝恨也, 漢宣帝初立, 謁見高廟,⁽²⁾

螢光從參乘，上内嚴懼之，若有芒刺在背，負則背也，芒亦刺也（87字），善同向注」，袁本の向注は明州本に同じく，善注は此の本に同じ。

上の二條は善注・五臣注俱に互に詳略有る例。

以上（4）に於て善注・五臣注の詳略に就いて比較したが，概して言はゞ，此の本は善注詳にして五臣注略，明州本は五臣注詳にして善注略，袁本は五臣注・善注俱に詳なる所が多い。

(5) 注文の分別連合必ずしも同じくなくない。

卷3，東京賦「周姬之末，不能厥政，政用多僻，始於宮隣，卒於金虎」の注，此の本「綜曰，姫周姓也，末謂幽厲二主，周末世之王，多邪僻之政也，鄰近也……金白也，善曰，應劭漢官儀曰，不制之臣……譏謗之言，惡若虎也」

明州・袁二本「綜曰，姫周姓也……周末世之王，多邪僻之政也，善曰，毛詩曰，民之多僻也，綜曰，鄰近也……金白也，善曰，應劭漢官儀曰，不制之臣……譏謗之言，惡若虎也」

案ずるに，明州・袁二本，綜注・善注を各二分して出す者は，是れもと，李善本に於ては，正文「周姬之末……政用多僻」と「始於宮隣，卒於金虎」とに二分せられ，綜注・善注亦各之に分録せし舊を存するのである。此の本は則ち五臣本の正文「周姬之末……卒於金虎」を一連に出せるに隨つて，綜注・善注をも各一連として出し，而も誤つて善注の「毛詩曰，民之多僻」7字を脱したのである。

(6) 李善引く所の舊注の位置互に異なる所がある。

李善自述注例に據れば，文選載する所の篇章にして，舊注又は舊集注有つて，李善之を採る時は，先づ舊注又は舊集注を記し，李善の自注は，其の下に「臣善曰」の3字を標して記し起すを常とする（西京賦注・甘泉賦注）。唐鈔李善本・舊鈔李善本正しく其の例に従つてをる。今，板本を検するに，舊集注有る甘泉賦・子虛賦・上林賦・羽獵賦・長楊賦・鶡鳥賦・諷諫詩等の20餘篇及び舊注有る幽通賦に於ては，明州・袁二本は概ね舊注を善曰の前に記して，略々舊式を存するに，此の本は則ち注首皆善曰を以て記し起し，全く舊式を失つてをる。

(7) 文字の譌誤一致しないものが多い。

(イ) 明州本・袁本尙誤らず，此の本のみ誤る例

卷2，西京賦「於是采少君之端信，庶樂大之貞固」の向注に「凡人姓名，及事易知而別卷重見者，云見某篇，亦從省也，他皆類此」26字有れども，此れ當に善注に屬せしむべきを誤つて向注に入れたのである。

卷6，魏都賦「鑿聖武之龍飛，驂受命而光宅」の善注，「魏志曰……文帝受禪，追尊曰武皇帝，東京賦曰，世祖乃龍飛白水，毛詩序曰，文王受命，作周也」に作れども，今，○印を附せる25字は，上文に涉つて衍したのである。

卷20，續延年，皇太子釋奠會作「資此夙和」の「和」は「知」の誤である。

(ロ) 明州本・袁本既に誤つて，此の本のみ尙誤らない例

卷14，班孟堅，幽通賦「巨滔天而泯夏兮」，（注）「善曰……尙書曰象恭滔天」，明州本・袁本此の注「象」の上の「尙書曰」の3字を脱する。

卷30，謝靈運，齋中讀書詩「臥疾豐暇豫」，（注）「國語，憂施曰，我教茲暇豫之事君，韋昭

曰、眼開也、豫樂也、明州本・袁本此の注「君」の下に「幸之」の2字が有る。今集注本（卷59上）を検するに「幸之」の2字無く、曹子建、七啓注引く所の國語亦此の2字が無い（土禮居本晉語亦同じ）。胡克家云ふ、此の注「幸之」の2字有る者は衍せしのみと。卷46、顔延年、三月三日曲水詩序「施命發號、必酌之於故實」、（注）「尙書、穆王曰、發號施命、罔有不臧」、明州本・袁本此の注「穆」の字を「武」に作る。今、集注本（卷91上）を検するに、正に「穆」に作つて此の本と合し、又尙書罔命篇を考へるに、當に「穆」に作るべく、「武」に作るべきではない。

以上(1)―(7)に述べた如く、此の本は、明州本・袁本と互に異同が有り、殊に此の本にのみ善注が有つて、明州・袁二本には無く、又、此の本にのみ五臣注が有つて、明州・袁二本に無き例も有るから、此の本は恐らくは、明州本若しくは袁本と同種の本に據つて直ちに其の五臣と李善とを互に易へたのではなくて、明州本若しくは袁本の同種本以外に又一本有つて之に據つたか、然らずんば、明州本若しくは袁本と同種の本を本として、更に當時存せし餘本を參酌し、以て改修を加へたものであらう。

之を要するに、此の本は、李善注を先にし、五臣注を後にしながら、而も李善本の舊式を失すること多きを、其の最も著しい短所とする。而して此本の長所は、往々明州・袁二本に比して李善注を存すること精なると、明州・袁二本既に誤れる文字、此の本尙誤らざるものが有るとの二點に在る。

靜嘉堂文庫、又、贛州本一部を藏する（舊陸心源藏本）。就いて檢するに、書陵部本に比して、字畫清朗ならず、且つ間々原葉を缺いて、或は鈔配し（卷22の9・10・27・28・41葉等）、或は同種異板の紙葉を配し（卷3の3葉、卷12の35・36葉等）、甚だしきは、五臣李善注本を以てその缺を補へる所が有る（卷37・卷56の全卷、卷21の29葉、卷23の12葉等）。天祿琳琅書目後卷7所載の本も非常に闕補の多いもののやうである。徳富蘇峰氏の記する所に據れば、岡部家亦贛州本一通を藏し、而もその本には細い書き入れがあると云ふが（蘇峰隨筆230頁）、未だ借閱の機を得ない。

涵芬樓藏宋板六臣注文選は贛州本の系統に屬するものである。

注

- ① 但、缺割文字に就いては、楊・島田二氏の説に疑問を持つが、そのことは後日改めて述べたいと思ふ。
- ② 集注本は、正文を李善本より採り、夾注の位置亦李善本の舊を存す。
- ③ 贛州本一般の例に従へば、此の校語は、當に「是以」下に於て「五臣本無此二字」と書すべきである。
- ④ 五臣本殘卷及び集注本引く所の五臣音と相較して之を知る。
- ⑤ 此の校語、もと、行間に記せられたのを後人誤つて本注に入れたのである。

- ⑥ 胡刻本此の條の注、呂氏春秋を引き、又廣雅を引きて此の本と全く異なる。
- ⑦ 明州本・袁本、此の如し。而して其の「善注同」とは是れ大概の言に過ぎない。
- ⑧ 今の板本皆「杼」字を重ねず、今集法本に據りて補ふ。
- ⑨ 正文中夾記せる者は蓋し五臣音をも含む。
- ⑩ 西京賦注・永明九年策秀才文注等に其の例が有る。

2 四部叢刊景宋本六臣注文選 60 卷 30 册 家 藏

呂延祚進五臣集註文選表并上遣將軍高力士宣口敕を前にし、次に昭明太子文選序、次に目録が有る。每半葉 10 行、行大字は 18 字、分注は 23 字。注中、注者自ら發凡起例の處は皆其の右旁に黒線を施してをる。これは、その據つた本が贛州本に見られるやうな陰文白字になつてゐたのを斯く改めたのであらう。左右雙邊、左欄外に篇題を標記し、板上上隅に字數を記す。目録の第 1 行に「六臣註文選目録」、第 2 行に「梁昭明太子撰」、第 3 行に「唐李善註」、第 4 行・第 5 行に「唐呂延濟劉良張銑呂向李周翰註」と題し、正卷初葉第 1 行には「六臣註文選卷第幾」、第 2 行に「梁昭明太子撰」、第 3 行に「唐李善并五臣註」と題する。各卷末大題は概ね卷首の大題と同じきも、卷 7・8・10 に見る如く間々「六臣音註文選卷第幾」に作る所が有る。

此の本は、上海涵芬樓藏宋刊本を景印せるものといふが、四部叢刊書録には、其の據る所の宋刊、玄・匡・貞・徵・恒・桓・觀・穀の諸字皆闕筆と記するのみなれど、予、此の本に就いて調査せし所に據れば、慎(孝宗諱)・惇(光宗諱)・廓(寧宗諱)の字亦闕筆する。然らば則ち涵芬樓本は南宋末の刻本なることが知られる。而も此の本必ずしも完本ではない。即ち卷 30 より卷 35 に至る 6 卷は、其の筆蹟全く餘の卷に異なるのみならず、餘の卷は、左欄外に篇題を標記せるに、此の 6 卷のみは、然らず、餘の卷は、注中空格を存すること無きに、此の 6 卷には空格が甚だ多い。是れこの 6 卷は、他本より採りて此の本に配したのである。廣島淺野圖書館藏する所の茶陵本は注中空格を存すること甚だ多い。而して此の本の空格全く茶陵本に合する。然らば此の本配する所は茶陵本であらう。

今、此の本を以つて贛州本と對校してみると、兩本頗る相近い。其の著しい例を示せば、

- (1) 前項贛州本の條に於て、7 證を擧げて、以て其の本は、もと五臣李善注本に據り、其の五臣と李善との敘次を互に易へたものであることを述べたが、彼の條に擧げた 7 證は、そのまま此の本にも適用せられる。

- (2) 前項贛州本の條に於て、贛州本と明州本・袁本と異なる例7條を擧げたが、其の諸條に於ても、此の本は贛州本と全く合し、明州・袁二本とは合しない。

上の二證に據つて、此の本の贛州本と甚だ相似たるを明かにし得る。然らば此の本、全卷を通じて悉く贛州本と相合するかと言ふに必ずしも然らずして、二本互に異なる所亦尠くない。併し其の差は多く此の本の改作に因つて生ぜるものやうである。下に二本互に異なる主なる例を擧げ、且つその差の生ぜし所以を述べよう。

- (1) 贛州本では、各卷首、子目を列するが此の本は則ち子目を列しない。

今、此の本を檢するに、正文の各篇は先づ篇名を題し、次に其の作者名を題するを例とする。然るに、卷1のはじめのみは、先づ「班孟堅兩都賦二首」の1行があつて、次に更に「兩都賦序班孟堅」と題してをる。此の「班孟堅兩都賦二首」の1條は、作者名を先にし、篇名を後にしてゐるから餘の篇の書式と合はない。それに此の1條は實は此の本としては無用のものである。してみれば、これは恐らく、その據れる本の卷1の子目だつたのを、此の本の校者が篇題だと誤解して、そのまま採つたものと思はれる。かう考へると、此の本の各卷首に子目の無いのは、はじめからその無かつた本に據つたからではなく、子目の有る本に據りながら、それを刪去したものであることがわかる。

- (2) 贛州本ではその正文は五臣に従つて、その下に「善作某」と校注せるものを、此の本の正文は李善に従つて、校語は「五臣作某」に作つてをる所がある。例へば、

贛州本卷45、荅客難「蘇秦張儀、一(善作壹)當萬乘之主」,「諷誦詩書百家之言,不可勝數(善作記)」,「是故非子之所能備也(善無也字)」,「是遇其時(善有者字)也」,に作り、卷58、陳太丘碑文「不遷怒(善本作貳字)以臨下」,「禁錮(善本作固字)二十年」に作れるに、此の本は「——壹(五臣本作一)——」「——記(五臣本作數)」「——備(五臣本有也字)」「——者(五臣本無者字)——」「——貳(五臣本作怒字)——」「——固(五臣本作錮字)——」に作つてをる

の類である。併し此の類は必ずしも、此の本の校者が、別に單行五臣本を見たのではなくて、唯其の據る所の六臣本の校語「善作某」に従つて改作したに過ぎないやうである。そのことは、下の一例によつて推すことが出来る。

贛州本卷58、褚淵碑文「餐東野(善作杼古序字五臣作序)之祕寶」に作れるに、此の本は「——杼(古序字五臣本作野亦作序)——」に作る。案ずるに、此の下の李善注に「東野未詳」といひ、又「然野當爲杼,杼古序字」といひ、五臣翰注も亦「野當爲序,此云野者,當書寫之誤也」といふから、李善本も五臣本も俱にもと「野」に作つて、「杼」に作らなかつたはずである。ところが、今此の本正文「杼」(杼の誤)に作つて、其の下に「五臣本作野,亦作序」

と校注する。これはもと正文は「野」に作り、校語は「善作杼、古序字、五臣作序」に作る本（贛州本此の如し）に據つて、正文の「野」を「杼」に改め、隨つて校語の「善作杼」を「五臣本作野」に改め、且つ原本校語「五臣作序」に據つて、「亦作序」の3字を、「五臣本作野」の下に存したに外ならない。

(3) 贛州本では校語の無い所に此の本は往々校語を加へてをる。例へば、

贛州本卷1、東都賦「功有横而當天，討有逆而順民」，卷2、西京賦「化俗之本，有與推移」とあるに、此の本は「功(五臣作攻)——，討(五臣作計)——」，「化俗(五臣本作俗化)——」に作つて校語を加へてをる

が如き是れである。但、此の類も亦必ずしも別本に據つたのではなく、恐らく注文を參酌して作つたものであらうことは(2)の例から推して知られる。

(4) 贛州本と此の本とは注文互に詳略がある。贛州本と此の本とは、李善注・五臣注俱に殆んど皆相合するが、往々互に詳略が有る。而してそれらの差は皆此の本、もと贛州本の如く作れる本に據りながら、唯煩を避けて改作せしに因つて生ぜるもののやうである。其の例下の如し。

卷2、西京賦「翡翠火齊，絡以美玉，流懸黎之夜光，綴隨珠以爲燭」の善注、贛州本は「善曰、翡翠鳥名也、火齊玫瑰珠也、……戰國策、應侯謂秦王曰、梁有懸黎、楚有和璞、而爲天下名器、許慎淮南子注曰、夜光之珠、有似明月、吳都賦曰、隨侯於是鄙其夜光、鄒陽云、夜光之璧、劉琨云、夜光之珠、尹文子曰、田父得寶、徑尺、置於廡上、其夜明照一室、然則夜光爲通稱、不繫之於珠璧也、高誘曰、隨侯漢中國、姬姓諸侯也、隨侯見大蛇傷斷、以藥傅而塗之、後蛇於夜中、銜大珠、以報之、因曰隨侯之珠」に作るに、此の本は「許慎淮南子注曰」より「曰隨侯之珠」までの119字を「餘見西都賦注」の6字に作る。(明州本・袁本は「戰國策」以下「曰隨侯之珠」までの142字を「懸黎夜光隨珠已見西都賦」の11字に作る。)

卷2、西京賦「豈伊不虔思于天衢，豈伊不懷歸於粉楹，天命不滔，(五臣作諂)曷敢以渝」の良注、贛州本は「良曰、伊惟也、虔敬也、天衢洛陽也、粉楹豐社也、語善也、渝易也、言我豈惟不思洛陽、不懷歸豐社、天命不善、故不都也、誰敢易之」(明州本・袁本同じ)に作るに、此の本は「伊惟也虔敬也」の6字、「粉楹豐社也」の5字、「渝易也」の3字皆無い。蓋し綜注と重複するものを省いたのである。

以上此の本は贛州本と同様の特色を具へることと、一見贛州本と異なる所も、もとは贛州本又はその系統の本に據りながら改作したに過ぎないことを述べた。此に據つて考ふるに、此の本は贛州本の系統に屬するものなること甚だ明かである。然るに又往々贛州本と全然合しない所がある。例へば、

贛州本卷1、西都賦「有西都賓，問於東都主人曰，蓋聞皇漢之初經營也，……主人聞其故而觀其制乎」の下に、善注・銑注・向注・濟注有るに、此の本は、正文を「有西都賓問於東都主人曰」と「蓋聞皇漢之初經營也……主人聞其故而觀其制乎」の二に分ちて、濟注のみを前者の下に屬せしめ(明州本・袁本、此の如く作る)、

卷 47, 陸士衡, 漢高祖功臣頌「協策淮陰, 亞跡蕭公」の注, 「善曰……」「翰注同」に作れるに, 此の本は「善曰……」「翰曰協合也, 亞次也, 餘同善注」に作り(明州本・袁本は「翰曰, 協合也, 淮陰謂韓信也, ……亞次也, ……」の 32 字有り),

「吳芮之王, 祚由梅鎗, 功微勞弱, 世載忠賢」の注, 「善曰, 漢書曰, 天下之初叛秦, ……音義曰……」に作つて五臣注は無きに, 此の本は「良注同善」の條がある(明州本・袁本は良注有り)

の類, 是れである。是れ何故であらうか。蓋し此の本は主として贛州本に據つたのであるが, 又幾らか他の本を參酌して校訂を加へたのであらう。前に述べた如く, 此の本は贛州本に據りながらも, 注に基いて正文に手を入れたり, 或は注の文句を省略したりしてをるが, 更に今述べた如く他の本に據つて校訂した形跡がある。してみれば此の本は非常に手の加はつた本だといふことになる。此の手が加はつたことが, 概して此の本の價值を減ぜしめる所以となるのであるが, 時には贛州本の誤の正されてをる所も絶無ではない。例へば,

卷 30, 謝玄暉, 始出尙書省詩「餐茶更如齋」の注, 「毛詩曰, 誰爲茶苦, 其甘如齋」の「爲」を此の本は「謂」に作り, 胡刻・明州・袁本は「爲」に作ること贛州本に同じ。併し集注本卷 58 下, 正に「謂」に作り, 毛詩谷風亦「謂」に作れば, 此の本是なるを知る。

沈休文, 應王中丞思遠詠月詩「應門照綠苔」の善注, 「漢書, 班婕妤自傷賦曰, ……應門閉兮楚闔扃」の「楚」を此の本は「禁」に作り, 胡刻・明州・袁本は「楚」に作りて文意通ぜざること贛州本に同じ。然れども集注本正に「禁」に作り, 漢書外戚傳亦「禁」に作れば, 此の本の是なるを知る。

これらが此の本の纔かに持つ長所であるが, 全卷を通じてもその數は寥寥たるものである。

此の本に就いて更に注意すべきは, 筆誤刻譌の甚だしいことである。若し之を拾はば僕を更ふるも竭す能はざる所であるが, 今其の一斑を示して, 以て此の本が如何に此の方面に於て杜撰だつたか知る由としよう。

西京賦「帶倒茄於藻井」の善注, 「孔安國尙書傳曰, 藻水草之有文者也」の「草」を「章」に誤り,

「雖厥裁之不廣, 侈靡險乎至尊」の綜注, 「謂其裁制雖事事狹小於至尊, 然其靡麗之好, 乃過之也」の「好」を「所」に誤り,

卷 4, 蜀都賦「舒丹氣以爲霞」の善注, 「河圖曰, 崑崙山, 有五色水, 赤水之氣, 上蒸爲霞, 而赫然也」の「赤」を「亦」に誤り,

卷 16, 閑居賦「私自憐兮何極」の「自」を「息」に誤り,

卷 30, 數詩「二年從車駕」の「車」を「軍」に誤り,

石門新營所住四面高山迴溪石瀨茂林脩竹詩「清爾滿金罇」の「罇」を「鏞」に誤り,

卷 45, 荅客難「會不得掌故」の「掌」を「堂」に誤る。

茶陵陳氏刊本は此の本の系統を承けたものである。

注

- ① 「六臣註文選序」と題す。 ② 卷43の第4葉裏，卷44の第28葉裏等。
③ 卷48の第29葉表，卷56の第7葉表，卷57の第9葉表，及び第10葉表等。
④ 卷5の第16葉裏，卷45の第6葉表等。 ⑤ 此の調査白木直也君の助力による。
⑥ 贛州本に在りては，注の上文「如峴輪之所生者」の「所」の字が，この「好」の字の右に當る。故に此の本，右の行の「所」に涉りて誤りしか。

3 茶陵陳仁子刊增補六臣注文選 60 卷 30 冊 廣島淺野圖書館藏

每半葉10行，行18字，小注雙行，行23字。白口，單邊。板心下隅に刻工氏名が有る。刻工の主なる者は，李潮・李清・李丕・李鳳・李受・張敖・張淮・張恩・張朝・馬龍・唐天得・唐瓊・王今・章祥・章賢・雇千・雇連・雇松・陸孜（六孜）・陸奎（六奎）・陸呈（六呈）・六潮・六淮・六大・六云・葉堂・立溫・吉溫・祥溫・古椎・古槐・日恭・天徳等である。

昭明太子文選序を先にし，次に李善上文選注表，次に呂延祚進五臣集注文選表并上遣將軍高力士宣口敕，次に古迂陳仁子輯諸儒議論，次に文選目錄が有る。諸儒議論は「諸儒議論 古迂陳仁子輯」と題して，諸儒の文選に關する記事13條を擧げ，其の末に3字を低して「文選一編，皆纂輯秦漢魏晉文墨，中間去取，或不免涉諸君子議論，謹錄卷首，因廣其意，收拾遺漏者，亦起秦漢，迄昭明所選之時，得四十卷刊行，名文選補遺云。大德己亥冬茶陵古迂陳仁子書」と識され，識語の後に「茶陵東山陳氏古迂書院刊行」の長方木記（12字雙行）が有る。

目錄の首行に增補六臣註文選目錄と題し，次行に，梁昭明太子蕭統撰，第3行に唐李善張銑呂延濟劉良李周翰呂向（李善以下雙行に書す）註，第4行に茶陵前進士陳仁子校補と書し，各卷前後の大題は，或は六臣註文選卷第幾に作り，或は增補六臣註文選卷第幾に作つて，必ずしも齊一でないが，「增補」の2字を冠する者多きに居る。而して正卷に於ては陳仁子校補の1行は無い。

陳仁子字は同甫，古迂と號す。茶陵の人，宋末薦舉に膺つたが，宋亡びて元に仕へず。博學好古，別墅を東山に營み，人東山の陳氏と稱した。① 其の刻する所の增補六臣註文選は諸家書目記する所に據れば，宋板有り，元板有り，又明翻本有るもののやうである。即ち，清學部圖書館善本書目集部總集類に曰く，

增補六臣註文選六十卷 宋陳仁子校補，宋刊本，每半葉十行，行大十八字，小十九字，高七寸四分，廣四寸五分，白口，單邊，上有字數，首行增補六臣注文選卷

幾，次行梁昭明太子撰，空二格，唐六臣集注，三行茶陵前進士古迂陳仁子校補，鄧正闇羣碧樓善本書錄卷1に曰く，

増補六臣註文選六十卷宋茶陵陳氏刊本 目錄題下有茶陵前進士陳仁子校補一行，後有淳祐七年丁未春月上元日刊木記一方，……明繙茶陵本，丁氏善本書室載之，內有諸儒議論一卷凡十三條，……此書無諸儒議論，……丁目所舉茶陵東山陳氏古迂書院刊行木記，此本亦無，……要之此本既有宋刊木記，凡言明繙者，皆未之見，自當定爲陳刻祖本，

上の2通は宋板と稱せられるも疑はしい。殊に鄧目載せる所の刊記，淳祐7年は，陳仁子薦舉に膺れる年に先だつこと約30年なれば，明かに「前進士」の語と相鉅錮する。

葉德輝郎園讀書志卷15に曰く，

文選六臣注六十卷元茶陵陳仁子古迂書院刻本 每半葉十行，行十八字，小字雙行，
①
字數同

上の1通は元板

清學部圖書館善本書目集部に曰く，

増補六臣注文選 行款同前(宋刊本増補六臣注文選を指す)此係明翻本

又，丁丙善本書室藏書志卷38に増補六臣注文選六十卷明翻茶陵陳氏刊本を載す。丁記する所に據れば，其の本，諸儒議論1卷，陳仁子識語，茶陵東山陳氏古迂書院刊行の木記有ること淺野本と同じきことを知るが，其餘の異同は詳でない。

上の2通は明板

陳氏刊本文選題名，特に「増補」の2字を冠する所以に就いては，胡克家謂へらく，李善注中もと「已見上」に作れる者を，陳氏本に於ては悉く復出した爲であると(考異1)。葉德輝は則ち謂へらく，正文中，李善本と五臣本との同異を校注するが爲であると(郎園讀書志15)。案ずるに二説恐らくは皆非であらう。贛州本・四部叢刊本既に李注を復出すること陳氏本に同じきに，彼の二本未だ嘗て「増補」の2字を冠しない。贛州本・四部叢刊本・明州本・袁本，皆李善・五臣の異同を校注するに，彼の四本亦未だ嘗て「増補」の2字を冠しない。愚見を以てすれば，陳氏本，特に「増補」の2字を加ふる所以は，其の本，諸儒議論1篇を附載するからであらう。是れ猶，宋の所謂纂圖互註本經書が卷首纒に2・3葉の圖を附して，特に「纂圖」の字を冠し以て人目を惹かんとせしの類であらう。

今、淺野本を以て上の諸書目記する所に照らすに、稱する所の宋板とは固より相合せず、又、葉志載する所の元刻本、學部書目載する所の明翻本とも其の小字雙行の字數に於て相同じくない。然らば則ち淺野本は自ら是れ又一本であらう。

試に淺野本を以て胡克家文選考異引く所の修改茶陵本と較するに、二本相合する。即ち、

胡氏に據れば、卷4、南都賦「其陂澤則有鉗盧玉池，赭陽東坡」の「其」の上に、修改茶陵本は「於」字有つて、初刻本は無く、卷5、吳都賦舊注「於塗虎也，江淮間謂虎爲於塗」の二「塗」字、初刻茶陵本同じくて、修改本は皆「菟」に作り、卷29、古詩十九首注「然簷與占同古字通」の「占」字、重刻茶陵本は「蟾」に誤り、卷30、沈休文應王中丞思遠詠月詩、五臣注中の「朱」字、重刻茶陵本は「珠」に作ると言ふが、淺野本亦「於」字有り、「菟」に作り、「蟾」に作り、「珠」に作る事胡氏引く所の修改重刻本と同じ。

然らば淺野本亦修改本なることが知られる。而して淺野本の刻工、李清・唐瓊・陸孜は、嘉靖間袁氏刊本六家文選に見え、李清は嘉靖中、李元陽・江以達校刊十三經注疏にも見えるから、淺野本の改修重刻は、蓋し嘉靖間に在らう。

上に述べた如く、此の本は陳氏の原刊本ではないが、今、此の本に據つて陳氏本の由來を推すに、其の本は涵芬樓藏宋刊本（四部叢刊本）の系統を承けてゐるやうである。乃ち、(1) 此の本と四部叢刊本とは行款全く同じく、(2) 李善注引文複出の例殆んど皆相合し、(3) 四部叢刊本の項に於て述べた彼の本の特質は此の本にも亦有る等、^⑤其の證である。

かく、陳氏本は涵芬樓本の系統に屬するのであるが、此の本と四部叢刊本とを詳校するに二本互に異なる所亦尠くない。併しそれらは、殆んど皆此の本の校者が意を以て改めたり、故意に刪去したり、誤つて脱したりしたことに因つて生じた差で、此の本の劣る所である。其の數例を示せば、

四部叢刊本の總目では、正文の同卷内に收められた諸篇の體名と類名とを別行に書き、（卷一「賦甲」「京都上」、卷七「賦丁」「郊祀」各1行を占めるの類）且、各篇の作者名を上、題名を下に記すに、此の本では類名を體名の下に小記し（卷1に於て「賦甲 京都上」、卷7に於て「賦丁 郊祀 耕藉 畋獵上」と記するの類）且、題名を上、作者名を下に記してをる。茶陵本以後に刊行された明の六臣注本は、皆、此の形式を襲うてをる。

又、四部叢刊本は、李善注中、發凡起例の處、皆、傍線を施して他と區別してゐるが、此の本はそれをしない。此の本以後の刊行本は皆之に従つてをる。

(四部叢刊本) 卷1, 西都賦, 北彌明光, 而亘長樂, (注) 方言曰, 亘竟也, 亘與緼古字通, 此の本は「亘」及び「古字」の3字を脱す。

東都賦, 克己復禮, (注) 論語, 顏回問仁, 子曰克己復禮, 此の本「顏回」以下6字を脱す。

卷13, 鸛鷓賦, 鸛鷓過猶俄翼兮, (注) 左氏傳然明曰, 見不仁者誅之, 如鸛鷓之逐鳥雀也, 此の本「氏」及び「然明曰」の4字を脱す。

卷30, 沈休文, 應王中丞思遠詠月詩, 綸軒映珠(善本作珠)綴, 此の本は校語の「珠」を「朱」に作る。案ずるに, 李善注に「下云綠苔, 此當爲朱綴, 今並爲珠, 疑傳寫之誤」といふ。これはその正文が「珠」に作られし故に此の辨語を加へたのである。されば李善本の正文はもと「珠」に作られてゐたこと甚だ明かである。又, 袁本の銑注に據れば, 五臣本は「朱」に作れるを知る。然らばこの正文は五臣本に従ひて「朱」に作り, 其の下の校語は「善本作珠」に作るべきである。ところで四部叢刊本の正文は既に妄に「珠」に改められてゐるが, その校語は未だ誤らない。然るに此の本は, 正文既に「珠」に作るのみならず, 校語亦誤つて「朱」に作り, 遂に李善本の正文と五臣本の正文とを互に易へてしまつてをる。蓋し, 此の本の據つた文選の銑注が既に誤つて「珠」の字に作りしが爲に, (四部叢刊本銑注此の如し), 校者は, 五臣本は「珠」, 李善本は「朱」なりと誤解し, 遂に妄に校語の「珠」をも「朱」に改めたのであらう。

以上は此の本の四部叢刊本と異つて而も劣れる例であるが, 時には此の本が優つてをる所もある。即ち,

四部叢刊本卷1のはじめに誤つて存してゐる「班孟堅兩都賦二首」の1行を, 此の本は刪り去つてをる。 卷2, 西京賦, 小説九百本自虞初, (注) 應邵曰, 其說以周初爲才, の「才」を, 此の本は「本」に正してある。

卷4, 蜀都賦, 夫蜀都者, 蓋兆基於上也, (注) 惟髣左言, 不曉文字, の「髣」を, 此の本は「髣」に正してある。

卷37, 求通親親表, 伊尹恥其君不爲堯舜, (注) 尙書曰, 昔先正保衡, 作我先王, 乃曰, 予克俾厥后, 惟堯舜云云, の「予」の下に, 此の本は「弗」を補つてをる。

がしかし, 概して之を言へば, 此の本は校改によつて正された點は甚だ少く, 却つて誤れる點が非常に多い。而も此の本の短所はこれだけに止まらない。

前項四部叢刊本の條に於て, 其の本筆誤刻譌の甚だ多いことを指摘したが, 此の本は殆ど之を襲うた上に, 更に其の數を増してをる。四部叢刊本未だ誤らずして, 此の本の誤れる例を舉げれば,

卷1, 西都賦「東郊則有通溝大漕」の「漕」を「溝」に誤り, 卷22, 左太沖, 招隱詩「惠連非吾屈」の「屈」を「於」に誤り, 鮑明遠, 行藥至城東橋詩「爭先萬里途」の「先」を「光」に誤り, 卷25, 盧子諒, 贈劉琨詩「綢繆委心」の「繆」を「繆」に誤り, 卷29, 張景陽, 雜詩「庭草藝以綠」の「草」字を脱し, 卷30, 陶淵明, 雜詩「山氣日夕佳」の「夕」を「名」に誤る

の類, 及び注中の字句を脱して, 之を空格又は黒丁とせる所非常に多く(洪楨校本の項

で例示する)、此の本の筆誤刻譌を求めれば、毎葉數箇を拾ひ得るといつても過言ではない。

以上淺野圖書館藏重刊茶陵本に就いて述べたが、據つて以て直に其の原刊本を推すわけにはいかぬけれども、重刊本の持つ短所の内には、原刊本を襲うたものが少くなからうと思ふ。洪楨校本に冠せる田汝成の序文に據れば、洪本は宋板茶陵本を重鋳せるものだといふ。田の言、眞ならば、その洪本から推しても、宋板茶陵本は明の重修本と大差無いことがわかる。

洪楨校本は茶陵本に據つたものである。

注

- ① 四庫總目提要「同備」に作る。
- ② 家譜に云ふ、景炎丁丑の進士と。又四庫提要に云ふ、咸淳十年遭試第一と。
- ③ 丁丙善本書室藏書志、卷 38 引く所の茶陵志、彙纂文選補遺重刊序引く所の家譜、及び四庫全書、牧齋陸語 12 卷の提要を參取す。
- ④ 其の餘記する所、皆淺野圖書館藏本と合す。
- ⑤ 但、四部叢刊本誤つて殘存せる卷 1 の「班孟堅兩都賦二首」の 1 行は、此の本之を刪除す。

4 明洪楨校本增補六臣注文選 60 卷 30 册 京都大學人文科學研究所藏

首に嘉靖二十八年二月、錢唐田汝成の序を冠する。明詩綜卷 40 に曰く「田汝成、字叔禾、錢塘人、嘉靖丙戌進士、授南京刑部主事繇員外、轉禮部郎中、出爲廣東提學僉事、左遷滁州知州、陞貴州僉事、遷廣西左參議、有豫陽集」と。此の本に序せるは即ち是の人であらう。田序の次に、昭明文選序、次に李善上文選註表、次に呂延祚進五臣集註文選表、上遣將軍高力士宣口敕が有り、次に古迂陳仁子輯諸儒議論が有り、次に增補六臣註文選目錄が有る。而して昭明序以下の行款及び目錄の書式、皆茶陵本に同じ。但、茶陵本は昭明序の第 4・5・6 行の 3 行に涉つて五臣の名を列するに、此の本は則ち茶陵本の第 5・6 行の 2 行を併せて、第 5 行に於て雙行に記し、其の第 6 行に於ては別に「明太子詹事府主簿洪楨校」と題する。又茶陵本は目錄の第 4 行に「茶陵前進士陳仁子校補」と題するに、此の本は之を「明太子詹事府主簿洪楨校」と改めてをる。又、茶陵本諸儒議論の後に有る所の刊記は此の本固より無い。

正卷は每半葉 10 行、行 18 字、注は雙行 23 字、款式すべて茶陵本に同じ。板心に見える所の刻工名の主なる者は、蔡武・付耀・刘亭・溫厚・日新・孫・貴・金・沈・加・昌等である。

此の本の據れる所に就いて、田汝成の序に「錢唐洪君子美、得宋本而重鋳之、校讎

精緻，逾於他刻」と言ふが，此の本既に陳仁子輯せる所の諸儒議論を載せ，又全卷の款式亦淺野本と同じいから，田の所謂宋本とは蓋し茶陵本であらうと思ふ。仍て試に此の本を以て淺野本と詳校するに，胡刻本・袁本・四部叢刊本等未だ誤らないで獨り淺野本のみ誤れる所，此の本皆之を襲うてをる。

先づ誤字相合する例を擧げると，

〔正文〕 卷1，西都賦「東郊則有通溝大溝」の下の「溝」は「漕」の字の誤。

「荷棟桴而高駢」の「駢」は「驥」の字の誤。

卷7，甘泉賦「儒精垂恩」（原注，善本作恩）の「恩」は「思」の字の誤。

卷16，歎逝賦「在殷憂而弗違，天何云乎讖道」の「天」は「夫」の字の誤。

〔注〕 卷1，西都賦「天人合應」の善注「四子講德論天人竝應」の「論」の次「曰」の字を脱し，「應」の次「一」の字を衍する。

「商洛祿其隈」の濟注「商洛山居」の「居」は「名」の字の誤。

「下有鄭白之沃」の善注「史記韓開秦之好興事，欲罷無令東伐，廼使水土鄭國，間說秦…」の「記」の次「曰」の字を脱し，「土」は「工」の字の誤。

「俯仰如神」の善注「戰國策張儀謂楚王曰……」の「囉」は「國」の字の誤。

「功德著乎祖宗」の輪注「祖宗先若也」の「若」は「君」の字の誤。

「神明鬱其特起」の善注「漢書孝武立申明臺」の「書」の次「曰」の字を脱し，「申」は「神」の字の誤。

「前唐中而後太液」の善注「漢書曰……其北沼太液池，漸臺高二十餘丈，名曰太液，也中有蓬萊方丈瀛州……」の「也」は「池」の字の誤。

「鸚鵡紛紛」の善注「說文鸚古鸚字，仲姚切」の「文」の次に「曰」の字を脱し，「仲」は「俾」の字の誤。

「鏡清流」の向注「鑑照也」の「鑑」は「鏡（鏡）」の字の誤。

次に胡刻本・袁本・四部叢刊本等未だ脱しない文字を，淺野本は既に脱し，而も此の本が淺野本と全同なる例を擧げよう。

□は空格となつてをることを示す。空格は脱字の爲に生じたものである。

卷1，兩都賦序「至於武宣之世」，善注「漢書□孝武皇帝景帝中子諱徹□□□□□□孝宣帝武帝曾孫戾太子孫諱詢字次卿□□□□」

胡刻本・袁本・四部叢刊本等に據れば，當に「中子」の次に「荀悅曰」の3字有るべく，「徹」の次に「漢書曰」の3字有るべく，「戾太子孫」の次に「荀悅曰」の3字有るべきである。

「内設金馬石渠之署」，善注「史記宦者署門傍有銅馬故謂之金馬門□□□□□□」

「史記」の次に「曰金馬門者」の5字有るべく，「謂之」の次に「曰」の字有るべきだ。

西都賦，「歷十二之延祚」，善注「□國語天地之所祚圖祚祿也□□」

「國語曰天地之所祚賈逵曰祚祿也」に作るべきだ。

卷4，南都賦「貯水滄滄……」，善注「說文……廣雅……說文……方言……上林賦……□□□□」

「其草則……蔣蒲蒹葭」，善注「說文□燕薊之屬又曰苧可以爲索□□□山海經注蒨青蒨似莎而」

大扶衰切□□□毛詩箋堯小蒲也

(1) の三空格は「銑注同」に作るべく、(2) の「□□□山海經注」は「郭璞山海經注曰」に作るべく、(3) の「□□□毛詩箋」は「鄭玄毛詩箋曰」に作るべきである。

此の如く、此の本は、(1) 陳仁子の諸儒議論を載せること淺野本と同じく、(2) 全葉の行款亦淺野本と同じく、(3) 獨り淺野本のみ有る所の誤謬亦悉く襲ふを以て、其の據る所は茶陵本なること疑ふ餘地がない。随つて田序に所謂「宋本」とは實は茶陵本なることがわかる。然るに淺野本未だ誤らないで、此の本獨り誤れる所亦甚だ多い。其の例下の如し。

〔正文〕 卷1、西都賦「披三條之廣路，立十二之通門」の「門」の字を脱して空格とする。

「陵登(原注，善本作陞)道，而超西墉」の校注「陞」を「登」に誤る。

「盛娛遊之壯觀，奮太武乎上圍」の「武」を「平」に誤る。

東都賦，「今將語子，以建武之治永平之事」の「語」を「吾」に誤る。

卷5，吳都賦「其四野則畛(原注，之忍)嘖無數」の「畛」の次に「之」の字を衍す。

卷7，藉田賦「儼備駕於廛左兮，俟萬乘之躬履」の「兮」の字を脱す。

卷16，閑居賦「養更老以崇年」の「老」の字を「年」に誤る。

「華實照爛，言所不能極也」の「極」の字を「及」に誤る。

長門賦「正殿塊以造天兮，鬱並起而穹崇」の「穹」の字を「窮」に誤る。

寡婦賦「雀羣飛而赴楹兮，雞登棲而歛翼」の「歛」の字を「飲」に誤る。

「奉靈坐兮肅清，愬空宇兮曠朗」の「坐」の字を「生」に誤る。

別賦「術既妙而猶學，道已寂而未傳」の「猶」の字を「遊」に誤る。

卷27，望荆山詩「奉養至江漢，始知楚塞長」の「知」の字を「長」に誤る。

思友人詩「延首出階櫺，佇立增想似」の「想」の字を「愁」に誤る。

卷36，永明九年策秀才文「於子大夫何如哉」の「子」の字を脱す。

卷48，典引「虎螭其師，革滅天邑」の「革」の字を脱す。

「豈不克自神明哉」の「自」の字を脱す。

〔注〕 卷1，兩都賦序「而後大漢之文章炳焉」，善注「蒼頡篇□」(此の空格當に「曰」の字に作るべし)炳著明也彼皿切の「皿」の字を「四」に誤る。

「京師脩宮室浚城隍」，向注「樹菓曰苑，畜獸曰園」の「畜獸」の2字を「獸□」に誤る。

西都賦「七相五公」，善注「漢書曰……馮奉世爲右將軍，徙杜陵，史丹爲大將軍，徙杜陵」の「世」の字を「出」に誤り，後の「徙」の字を「從」に誤る。

「下有鄭白之沃，衣食之源」，善注「史記曰……並北山東注洛」の「注洛」の2字を「主各」に誤る。

「裁金璧以飾璫」，善注「韋昭曰裁金爲璧以□」(此の空格當に「當」の字に作るべし)椽頭の「以」の次の空格を省き，「以」の字が直に「椽頭」につづいてをる。

「俯仰如神」，向注「俯仰之態，其猶神人」の「態」の字を「能」に誤る。

「窈窕繁華，更盛迭貴」，善注「方言(此の次當に「曰」の字有るべし)迭代也」の「代」の字を「伐」に誤る。

「周廬千列」，善注「漢書音義，張晏曰，直宿曰廬」の「廬」の字を脱して空格と爲す。
「樊井幹而未半」，善注「漢書（此の次當に「曰」の字有るべし）武帝作井幹樓高五十丈……司馬彪莊子注曰井幹井欄也」の「樓」の字を「樓」に誤り，「莊」の字を脱して墨丁と爲す。
「捨樞楹而卻（當に「卻」に作るべし）倚」，善注「說文（此の次當に「曰」の字有るべし）樞楹間子也」の「楹」の字を「楹」に誤る。
「命荊州使起鳥，詔梁野而驅獸」，向注「荊人知鳥，梁人知獸」の前の「知」の字を「邦」に誤る。

「蹶斷（原注，五臣本作斷）巖巨石頽」，翰注「言蹶斷巖令大石下落」の注の「巖」の字を脱す。

東都賦「由數莽而創萬代」，善注「孔安國尙書傳（此の下當に「曰」の字有るべし）市四時曰莽」の「市」の字を「市」に誤る。

「蕭公權宜而拓其制」，善注「漢書……何曰……上說之」の「上」の字を「土」に誤る。

卷 47，酒德頌「劉伯倫」，善注「臧榮緒晉書曰劉靈字伯倫……著酒德頌」の「曰」の字を脱し，「酒」の字を「江」に誤る。

「奮髀蹠蹠」，善注「漢書曰……又曰尉佗蹠蹠蹠」の「尉佗」の 2 字を「舒佗」に誤る。

以上は淺野本未だ誤らないで，而も此の本獨り誤れるものの一斑であるが，此れ等皆，此の本重彫の際に筆者刻工の犯せる誤謬であらう。然らば此の本は，茶陵本よりも遙かに劣れるもので，夫の田序に「離校精緻，逾於他刻」と言へるは，決して其の實に非ざることを知る。

注

- ① 明嘉靖洪楨翻宋本路史 47 卷有り。傅氏雙鑑樓善本書目卷 2 に見ゆ。
- ② 「其北沼大液池」の 6 字は當に「其北治大池」の 5 字に作るべきである。漢書郊祀志正に此の如く作り，史記封禪書亦同じ。文選各本皆譌衍す。

5 明萬卷堂校刊本六臣註文選 60 卷

30 冊

廣島大學藏

卷首，錢唐田汝成重刻文選序を冠し，次に昭明文選序，次に呂延祚進五臣集註文選表，上遣將軍高力士宣口敕，次に陳仁子輯諸儒議論，次に李善上文選註表を列し，然る後目錄が有る。每半葉 10 行，行 18 字，注は雙行，行 23 字，白口單邊。

此の本を以て洪楨校本に較するに，

- (1) 洪氏本の田序文末は「錢唐洪君子美，得宋本而重鋟之，校離精緻，逾於他刻」に作り，且つ序末署名の上に「嘉靖二十八年二月」の 8 字が有るのに，此の本の田序文末は「今觀項氏所刻，校鑿精緻，予爲敘其首簡，而并著所以解嘲於統者，以平章選例云」に作り，且つ署名上に年時を記さない。これは恐らく洪楨本の田序を書肆が改竄したものであらう。

(2) 洪氏本田序は楷書を以て記されているに、此の本の田序は行草體を以て記されてある。

(3) 洪氏本に於ては、李善の表は昭明序の次に在るに、此の本に於ては諸儒議論の後に在る。

(4) 洪氏本は、文選序の第6行、及び目錄の第4行に、「明太子詹事府主簿洪梗校」と題するに、此の本に於ては上2行とも「明萬卷堂校刊」と題する。

の四點が相異なるのみで、行款・刻工名・文字の誤謬等は兩本すべて相合する。

此の本既に「明萬卷堂校刊」と題し而して其の載する所の田序「今觀項氏所刻云云」と言へば、萬卷堂主、其の姓項氏なるを知る。今項氏萬卷堂なる者を考へるに、天祿琳琅書目卷9、及び丁氏善本書室藏書志卷18に「萬曆甲申(12年)嘉禾項篤壽萬卷堂刊東觀餘論二卷」が著録され、又丁志卷8に「隆慶庚午(4年)嘉禾項篤壽萬卷堂刊鄭端簡奏議十四卷」が著録されてある。然らば、此の本を校刊せる項氏萬卷堂は、或は即ち項篤壽萬卷堂かと疑はれる^①。果して、然らば、此の本は、隆慶・萬曆の間に於て、項氏が洪梗校本に據つて重彫せるものであらう。

注

① 項篤壽のこと、羅振常の讀世綵堂本河東集雜識にも見える。

6 明崔孔昕校本六臣註文選 60 卷目錄 1 卷 35 冊 宮内廳書陵部藏

卷首に、萬曆二年二月二日、新都汪道昆撰の刻文選序を冠する。汪道昆、字は伯玉、歙の人、嘉靖丁未(26年)の進士、兵部左侍郎に官す(天祿琳琅書目後篇卷19)。汪序の次に昭明太子文選序、其の次に呂延祚進五臣集註文選表并上遣高力士宣口敕、其の次に、李善上文選註表有り、而して後に目錄を列する。

目錄の第1行に「六臣註文選目錄卷一」、第2行に「梁昭明太子蕭統撰」、第3・4行に「唐李善呂延濟劉良張銑呂向李周翰註」、第5・6・7・8行に「明中憲大夫崔孔昕校奉議大夫黨馨承直郎朱守行承事郎郭宗馨校」と題する。而して目錄の書式は、同一卷内に在る類名を夫れ夫れ體名下に小記し(例えば、卷1において「賦甲 京都上」、卷7において「賦丁 郊祀 耕藉 畋獵上」と記するが如し)、且つ各篇の題名を上記し、其の下に作者の名を記すること、すべて茶陵本・洪氏本・萬卷堂本の例に同じ。

每半葉9行、行18字、小注は雙行、行18字。四周雙欄、白口。板心下隅に刻工名及び字數を記す。刻工の主なる者は黃鉞・鍊・鉅・鋒・曾・戶・鋼・銀・棟・黃邦

用・鈿等である。

今、此の本を以て諸本と比較するに、其の文字の異同、淺野・洪氏・萬卷堂の三本と頗る相合する。即ち

此の本、西都賦「五都之貨殖」、善注「漢書曰王莽於長安及五都立五均更名洛陽邯鄲臨淄宛城都市長安皆爲五均司市稱師」に作るが、今迄に述べた諸本中、此れと全同なるは唯淺野本・洪氏本・萬卷堂本のみである。（袁本・四部叢刊本は「宛城」を「宛成」に作り、胡刻本・袁本は「於」の次に「長安及」の3字無く、「立五均」を「立均官」に作り、「洛」を「維」に作り、「五均司市」の次に「稱」の字が無い。此の注は、各本互に是非有るが、卷21、鮑明遠、詠史詩、卷36、永明十一年策秀才文、卷53、運命論の三注引く所、未だ誤らない。）又此の本、西都賦「卓犖諸夏」、善注「卓犖或作連蹊、連音卓、蹊呂角切、論語曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也」に作るが、諸本中、此れと全同なるは淺野本・洪氏本・萬卷堂本のみである。（四部叢刊本は「論語」の次に「子」の字有り、袁本は「卓犖或作連蹊」を「連蹊猶超絕也」に作り、「論語」の次に「子」の字有り、胡刻本は正文の「卓犖」を「連蹊」に作り、注は袁本に同じ。）

上の如き類の外、洪氏本の項で示した淺野本と洪氏本と相合する脱文の例も、殆どそのまま此の本に適用される。

但、淺野本・洪氏本では脱文の處には、其の字數相當の空格が有るが、此の本は往々にして其の空格を存しない。例へば、

兩都賦序の善注「漢書□孝武皇帝、景帝中子、諱徹、□□□□□□□□孝宣帝、武帝曾孫、戾太子孫、諱詢、字次卿□□□□」には10字の脱文（「漢書」の次の「曰」の字、「中子」の次の「荀悅曰」の3字、「徹」の次の「漢書曰」の3字、「戾太子孫」の次の「荀悅曰」の3字、計10字）に相當する空格が有るのに、此の本は「漢書曰（此の本「曰」字を補ふ）の孝武皇帝」より「次卿」までの29字を一連に出して空格無く、

又、西都賦善注「□國語天地之所祚■祚祿也□□」には4字の脱文（國語の次の「曰」字、「所祚」の次の「賈逵曰」の3字、計4字）に相當する空格が有るのに、此の本は「國語曰」（此の本「曰」の字を補ふ）より「祚祿也」までの11字を一連に出して空格を存しない。

併しながら脱文そのものは、茶陵・洪氏二本と此の本と合すると謂つて差支ない。

此の如く此の本は茶陵本（淺野本）及び茶陵本の重彫本なる洪氏本、洪氏本の重彫本なる萬卷堂本の三本と相合する所が多いから、此の本、亦茶陵本の系統に屬することを知る。然らば此の本は、上三本の内、何れの本に據つたものであらうか。

既に洪楨校本及び萬卷堂本の項に於て、洪氏本は茶陵本に據りながら、茶陵本よりも誤謬多く、萬卷堂本は亦皆之を襲へることを述べたが、今試に茶陵本未だ誤らず而も洪氏本既に誤れる諸條に就いて此の本を検するに、此の本は茶陵本と合して洪氏本と合しない。然らば、此の本の據れるは洪氏本ではなくて茶陵本であると謂へよう。

さて、此の本は茶陵本に本づいたものではあるが、二本行款相異れるの外、更に相

合せざる所がある。即ち下の通りである。

- (1) 注中、注者自ら其の注例を述べた文を、茶陵本に在つては、全條何等之を標識しないのに、此の本では、間々陰字を以て之を識し、注釋の文と判別してをる。
卷27、古辭樂府四首、題下の善注、短歌行、題下の濟注、卷28、猛虎行、題下の銃注、卷47、漢高祖功臣頌「文成作師」下の尙注、「烈烈蘇府」下の尙注、に於て之を見る。
- (2) 茶陵本に見える正文及び注の誤謬は、此の本概ね之を訂してをる。

(イ) 誤字を正せる例

(茶陵本) 卷1、西都賦「東郊則有通溝大溝」の「大溝」を「大漕」に作り、「荷棟桴而高駮」の「駮」を「驪」に作る等、洪氏本の項に擧げた茶陵本と洪氏本と誤字相合する諸例は、此の本に於ては皆謬らない。

その他、下の諸條亦茶陵本誤つて此の本は則ち誤らない例である。

(茶陵本) 卷4、蜀都賦、劉注「周禮富有之謂大業」の「周禮」を此の本は「周易曰」の3字に作り、

卷28、長安有狹邪行「歧路交朱輪」、善注「楊憚□□朱輪者十人」の三空格を此の本は「書曰乘」の3字に作り、

卷36、宣德皇后令「不易日月而二儀貞觀」、善注「周易、易有太極、是生兩儀、王肅曰、兩儀天地也、天地之道貞觀者也」の「周易」の下、此の本「曰」の字有り、

永明九年策秀才文「載懷祗懼」、善注「尙書、予□□夙夜祗懼也」の「尙書」の次、此の本「曰」の字有り、二空格を「小子」の2字に作る。

(ロ) 注中の行文を刪去せる例

(茶陵本) 卷7、甘泉賦「下陰潛以慘懷兮、上洪紛而相錯」、善注「慘懷寒貌也、善本懷作虞」、此の本は「善本懷作虞」の5字を刪去して、正文「懷」字下に「善作虞」の3字を夾記し、

「徘徊招搖靈棲遲兮」、善注「招搖猶彷徨也、遲遲即棲遲也、……善本棲遲作遲遲」、

此の本は「善本」以下の7字を刪削して、正文「棲遲」の下に「善作遲遲」の4字を夾記し、藉田賦「靡推督而常勤兮、莫之課而自勵」、善注「說文曰、誰何也、謂責問之也、……善本推作誰、勵作厲」、

此の本「善本」以下の8字を刪去して、正文「推」字下に「善作誰」の3字を夾記し、正文「勵」字下に「善作厲」の3字を夾記する。

此れ等の例に於て、茶陵本の善注中に在る「善本某作某」は、固より李善の原注ではない。故に此の本、之を刪つたのは是である。

上の(2)は、茶陵本と此の本と異つて、而も此の本の優れる點である。

- (3) 茶陵本に於ては善注中に在る音釋を、此の本は往々刪削して、之を正文文字の直下に移してをる。

(茶陵本) 卷1、西都賦「雕玉璣(璣當に「璣」に作るべし)以居楹」、善注「廣雅(此の次當に「曰」の字有るべし)璣璣也、璣與璣□□(當に「古字」の2字に作るべし)通、並徒年□□(當に「切」の字に作るべし)、此の本、注中に「並徒年□□」の4字無く、正文「璣」字下に

「徒年反」と夾記する。

西都賦「陵燈（善作陸）道而超西壙，撓（五臣作混）建章而連外屬」，善注「薛綜西京賦注（此の次當に「曰」の字有るべし）燈關道也，丁鄧切，……方言（此の次當に「曰」の字有るべし）撓同也，與混同，胡本切」，此の本は注中の「丁鄧切」の3字及び「胡本切」の3字，並に之を刪つて，正文「燈」字下「撓」字下に，それぞれ「丁鄧反」「胡本反」と夾記する。

前にも述べた如く，唐鈔李善單注本殘卷（敦煌出土本）・北宋板李善單注本殘卷を見るに，李善の音釋は必ず注中に記され，決して正文文字の直下に記されてゐない。舊鈔五臣單注本（三條本）は則ち五臣の音を正文文字直下に記して注中に記されない。是れ各々其の舊を存するのである。然るに六臣注本に至つては，五臣の音を正文文字下に記すと共に，李善の音をも亦間々正文文字下に移せるものがある。而して此の本は李善注の音を正文中に移すこと他の六臣本よりも多い。これは此の本の劣れる所である。

- (4) 茶陵本に於ては善注中に在る「某與某同」等の文を，此の本は往々刪削して，之を正文文字の直下に略記する。

（茶陵本）卷4，蜀都賦「肴核（胡革善作橘）四陳」，善注「毛詩，肴核維族，……橘與核義同」，此の本は注中の「橘與核義同」の5字を刪去し，正文「核」字下の校注を「胡革反，善作橘，義同」の8字に作る。

卷5，吳都賦「玉牒（五臣本作牒音揲）石記」，善注「說文曰，牒記也，牒與牒同」，此の本は注中の「牒與牒同」の4字を削去して，正文「牒」字下の校注を「五臣作音揲，同」の7字に作る。

抑々善注に「某與某同」の文有る所以は正文の甲某の字と李善が注中に引證した乙某の字と其の形互に異ると雖も，其の義は則ち同じきことを明かにせんとするが爲に外ならない。然るに此の本妄りに之を刪削したのは甚だしい謬りである。

- (5) 茶陵本未だ誤らないで，此の本却つて誤れる所がある。

（茶陵本）卷4，蜀都賦「冰泠北徂」，善注「家語（此の下當に「曰」の字有るべし）氷泠而農桑起」，

此の本「氷」を「水」に誤る。

「藏錕巨萬」，善注「藏錕管子之文也」，此の本「之」を「曰」に誤る。

「言於東吳王孫」，善注「漢書，漂母謂韓信曰，吾哀王孫而進食」，

此の本「而」字を脱す。

卷5，吳都賦「亦猶帝之懸解，而與夫極措疏屬也」，舊注「漢宣帝，擊磻石於上郡，陷得石室，其中有反縛械人，劉向曰，此二負之臣也」，

此の本「劉」の字の次に一格を空にして，「向曰，此貳負之臣也」の8字を獨立せしめる。

蓋し「此貳負之臣也」の6字を，五臣呂向の注だと誤解したのである。

卷29，四愁詩序「陽嘉中出爲河間相」，「善曰， 後漢書順帝紀（「後」の前，當に「范曄」の2字有るべく，「紀」の次當に「曰」の字有るべし）改永建七年爲陽嘉元年，……又曰……而此云陽嘉中誤也」，「向曰，陽嘉元年，出爲河間王相，河間王和帝子」，

「時國王驕奢，不遵法度」，「善曰，□□□後漢書（「後」の前當に「范曄」の2字有るべく，「書」の次「曰」の字有るべし）和帝申貴人……然考其年月，此是惠王」，此の本，「陽嘉中出爲河間相」の次には向注のみ有つて善注無く，「范曄後漢書順帝紀曰云云」を正文「時國王……法度」の直下に移し，且つ「永建」を「元嘉」に作る。皆非である。張景陽雜詩「飛廉應南箕，豐隆迎號屏」，「善曰□楚辭，後飛廉兮使奔屬，飛廉風伯也，□楚辭，吾令豐隆乘雲兮□□□豐隆雲師」，此の本，2「楚辭」の次に皆「曰」の字を補ひ，「乘雲兮」の次に「王逸曰」の3字を補つたのはよいが，却つて「飛廉風伯也」の5字を脱してをる。

上の(3)(4)(5)は此の本の劣れる點である。

之を要するに，此の本は，茶陵本に本づいて之に校改を加えたものらしいが，嘗に茶陵本の短所を襲うた所尠くないのみならず，亦誤つて改作せる所が甚だ多いから，其の價値は遙に茶陵本に劣ると謂ふべきである。萬曆6年徐成位重校本は此の本に校改を加へたものである。

7 明徐成位重校崔孔昕本六臣注文選60卷目錄1卷 61册 靜嘉堂文庫藏

首卷，萬曆二年新都汪道昆撰「刻文選序」を先にし，次に田汝成「重刻文選敘」が有るが，その敘末に「大明萬曆六年夏六月重錄」と記すところを見れば，此の敘は洪楨本より移したのである。敘の次に昭明太子小傳を掲げ，其の後に萬曆戊寅（6年）徐成位の識語が有り，次に昭明太子文選序，次に呂延祚進五臣集注文選表并上遣高力士宣口敕，次に李善上文選註表が有り，然る後目錄を列する。目錄の第1行に「六臣注文選目錄卷一」と題し，第2行に「梁昭明太子蕭統撰」第3・4行に「唐李善呂延濟劉良張銑呂向李周翰註」，第5・6・7・8行に「大明中憲大夫崔孔昕奉議大夫黨馨承直郎朱守行承事郎郭宗磐同校」と題する。序末・目錄末及び正卷卷末に，或は「見龍精舍重校」^①或は「冰玉堂重校」^②或は「霽宇客舍重校」^③或は「戊寅重校」^④或は「九龍館重校」^⑤と識される。四周雙欄，白口，板心下隅稀に刻工名及び字數が記される。每半葉9行，行18字，分注亦行18字。

此の本は萬曆2年，崔孔昕の刻せる本に，同6年徐成位の重校を加へしもので，行款・字句，皆崔本に據り，而も往々校改を加へてをる。例へば，

（崔本）卷1，西都賦，善注「漢書曰，王莽於長安及五都立五均更名洛陽邯鄲臨淄宛城都市長安皆爲五均市稱師」の「城」字を，此の本は「成」に改め，卷4，南都賦，善注「山海經注曰積青嶺似莎而大」の「注」を「註」に改め，卷4，蜀都賦，善注「家語水泮而農桑起」の「水」を「氷」に改め，又「藏鑑管子曰文也」の「曰」を「之」に改め，卷24，陸士衡，蒼賈長淵詩，善注「魏志曰陳留王韓奐」の「韓」を空格とし，卷60，王僧達，祭顏光祿文，

作者名下の注「善曰、顔光祿即顔延年也五臣注同」の「五臣注同」を刪り去れる、
が如き是れである。徐成位の識語に「郡齋舊有六臣文選、刻久而殘失、山東崔大夫領
郡、重爲劖削、但校離者鹵莽、中多舛訛、甚以俗字竄古文、觀者病之、余暇日屬二三
文學詳校、凡正壹萬五千餘字、庶幾復見古文之舊」と言へば、此の類の校改、蓋し徐
氏の爲せる所であらう。

注

- ① 目錄末、卷58末、卷59末。 ② 汪序末、卷22・25・27・34・39・47・49の末。
③ 卷16末。 ④ 卷4末。 ⑤ 卷50末。
⑥ 此の本の「成」の字を諦視するに、「城」の字の「土」扁を刪つたものなることがわかる。
⑦ 「韓」は「諱」の字の誤なので、それを改めようとして忘れたのであらう。

8 明吳勉學重校本六臣註文選 60 卷 30 冊 家 藏

昭明文選序を先にし、次に呂延祚進五臣註文選表并上遣將軍高力士宣口敕、次に李
善上文選註表が有り、次に目錄を列する。目錄の第1行に「六臣註文選目錄」、第2
行に「梁昭明太子蕭統撰」、第3行に「唐李善 呂延濟 劉良 張銑 李周翰 呂向註」、
第4行に「明 新安吳勉學重校」と題する。而して目錄の形式は茶陵本・洪氏本・萬
卷堂本・崔氏本に同じ。

正卷は、首行に「六臣註文選卷第幾」と題し、其の第2行・第3行の題名は目錄の
第2行・第3行に同じいが、目錄第4行に在る所の吳勉學重校の1行は無い。

毎半葉9行、行18字、小注は雙行、行18字。白口、左右雙邊。板心下隅に、往々、
璉・向・化・宣・夕・亦・璉・珣・瑜・文・爵・珂・瓊・瑤・璵・黃憲・黃廷和・黃
瑄・鑑・用・丁・乍・介・時重・堂・秀・文・鎡・可・夫・球・和 等の刻工の名が
有る。

吳勉學、字は肖愚、明の歙縣の人、嘗て河間六書27卷及び唐樂府18卷を編したと
謂はれるも、其の生卒年時を審にしない。但、萬曆丁酉(25年)吳勉學師古堂刻本性
理大全が有り、又、萬曆壬寅(30年)李三才の序せる崆峒先生詩集卷末に、門人吳勉
學覆校と題するから、此の本も蓋し萬曆中頃以後の刊行であらう。

今、此の本を以て崔孔昕校本と較するに、(1)崔本は汪道昆の序が有るに、此の本は
則ち之れ無きと、(2)校者の題名異ると、(3)刻工氏名異るとの外、二本全く相同じく、
而も字體鮮明の度に於ては此の本が劣る。乃ち此の本は崔氏本の直系である。

明の蔣先庚重校本は、此の本、又は其の同種本に據れるもので、吾が慶安5年刻本
は實に此の本を翻刊せるものである。

注

- ① 此の1行を諦視するに、原、某に作れるを、後剗改して此の如く作れるかと疑はれる。
- ② 靜嘉堂文庫所藏鈔本「唐樂府」に、「新安吳勉學師古編輯」と題する。
- ③ 四庫全書總目卷105子部醫家類存目、及び同書卷193集部總集類存目に據る。
- ④ 天祿琳琅書目後編卷16。

9 明潘^{惟時}_{惟德}校刻本

昭和13年冬、山口縣師範學校教諭小林俊雄君、六臣註文選1冊を持ち來つて示さる。披いて之を見るに、即ち莫友芝書目に所謂、潘維時本である。乃ち吳勉學重校本と較するに全く之と同種本で、唯次の3點のみが異つてをる。

(1) 吳氏本は、文選序の第3行「唐文林郎守太子右內率府錄事參軍事崇賢館直學士李善」に作り、第4行は「衢州常山縣尉呂延濟」に作り、第5行は「都水使者劉承祖男劉良」に作り、第6行は「處士張銑呂向李周翰註」に作れるに、此の本は第3行「善」の下、第4行「濟」の下、第5行「良」の下に皆「註」の字が有る。

(2) 吳氏本は、目錄第4行「明新安吳勉學重校」と題して而も剗改の痕有るに、此の本は「大明新安巖鎮潘^{惟時}_{惟德}校刻」と題して、剗改の痕が無い。

(3) 吳氏本板心往々刻工名有るに過ぎないが此の本板心殆んど皆刻工名が有る。例へば、此の本、文選序第1葉「黃璉刻」、進五臣集註文選表第1葉「黃璉刊」、卷1第1葉「黃珣」、第10・11・22・23・24・25葉「向」、第19・30葉「珂」、第20・21葉「夕」、第26・27葉「爵」と記されるに、吳氏本には皆無い。

上の(2)(3)の二點に據つて考へれば、此の本は吳氏本の先に在るやうである。そこで恐らく、崔孔昕校本—此の本—吳勉學重校本の順に相襲うたものかと思はれるが、潘氏の始末未だ審ならず、又未だ此の本の全卷を見るを得ないから姑く闕疑に従ひ、之を他日に期したい。

10 明蔣先庚重校本六臣註文選 60 卷

30 冊

廣島大學藏

此の本は、吳勉學重校本と比較するに、唯々其の目錄第4行「明新安吳勉學重校」の「明新安吳勉學」6字を剗改して「句容蔣先庚」5字に作つたものに過ぎない。是を以て全書の字畫清朗なる能はず、往々判讀し難い所が有り、(例へば、卷1第21葉、卷16第11・12・13・14葉、卷34第7・8・11・17葉、卷35第8・11葉等)又往々異種本(恐らくは洪楨本又は萬卷堂本)に據つて補刻した所が有る(卷16第50・51葉、卷60第47葉)。

首卷は、昭明太子文選序を先にし、次に呂延祚進五臣集註文選表并上遣將軍高力士宣口敕、次に李善上文選注表、(此の3篇は毎半葉8行、行15字)、而して後に目録を列する。目録の次に文選姓氏が有る(目録以下、毎半葉9行)。正卷は則ち毎半葉9行、行18字、小注亦行18字。全卷四周單欄、黒口、和訓を施し、卷60尾に「慶安五壬辰仲春城南八幡山下住佐野治左衛門梓行」(22字雙行)の長方木記が有る。

此の本、目録の第4行に「明新安吳勉學重校」と題し、又、目録及び正卷の行款亦吳氏本と同じいから、其の吳勉學本に據つて翻刻したものであること自ら明かである。併し昭明序・呂延祚表・李善表の3篇のみは、其の款式、吳氏本と異なり、目録後の文選姓氏1篇は吳氏本の無き所である。文選姓氏は、文選に採擇されてをる作家128人の略傳を記せるものであるが、此の本、蓋し之を明王象乾文選刪注より採つたのであらう。又、此の本、吳氏本に比しては、字體稍々大て、匡郭廣濶、文中亦往往異同が有る。異同の例は下の通り。

(吳氏本) 卷1、西都賦「興乎州郡之豪傑、五都之貨殖」、此の本「興」を「興」(右旁に「オコス」の訓を附し、左旁に「カネタル」の訓を附してある)に作る。蓋し銚注「興起也」に據つて改めたのであらう。

西都賦「大輅鳴鑾」、善注「禮記曰、大路者天子之車也、白虎通曰、天子大路……」、此の本は、注の2「路」の字、皆妄りに「輅」に改めて、正文「輅」の字と合せしめてをる。

卷2、西京賦「栢梁既災、越巫陳方、建章是經、用厭火祥」、善注「漢書曰、栢梁災、越俗有火災、復起屋、必以大、用勝服之、於是作建章宮」、此の本は「復起……勝服之」の10字を「即復大起宮室、以厭勝之」の10字に作る。案ずるに、李善引く所の漢書は郊祀志下の文で、漢書は吳氏本と同じい。但、武帝紀太初元年條の注に文穎曰「越巫名勇、謂帝曰、越國有火災、即復大起宮室、以厭勝之、故帝作建章宮」と見え、其の「即復」以下の10字は、此の本の注と合する。此の本、疑ふらくは文穎注に據つて妄改したのであらう。

西京賦「櫟輜輕鶯」、善注「左傳曰楚人惹之脫」、此の本、「曰」の字無く、「脱」の次に「肩」の字が有る。是れ吳本、「肩」の字を脱せしによつて、此の本は之を補ひ、却つて「曰」の字を刪つたのである。

卷7、甘泉賦「儲精垂思」(原注「善作恩」)、此の本、正文の「思」を「恩」に改め、校語の「恩」を「思」に改めてをる。今、善注及び濟注を考へるに、李善の正文は「恩」に作り、五臣本は「思」に作れるを知る。然らば吳氏本是で、此の本改むる所非である。

卷60、弔魏武帝文「物無微而不存、體無惠而不亡」、善注「言服玩雖微而必存、儀形無善而必逆、言物在而人亡也」、此の本「無」を「雖」に作る。文義を以てすれば、此の本是である。

上の例から推せば、此の本は吳氏本を本として、之に若干の校改を加へたもので、而

も其の校改は、必ずしも異本文選に據つて爲されたのではないことが知られる。

此の本の正文に施せる和訓は、足利學校遺蹟圖書館藏宋明州刊本に記入せられてをる三要の加點と殆んど相合するが、獨り三要の點と相合するのみならず、九條家藏舊鈔卷子本^①、上野精一氏藏舊鈔卷子本^②に附してある傍訓とも相合する所が多い。而して茲に最も興味有るのは、それらの和訓には、此の本の正文又は注と相合せざる者有ることである。今、其の數例を示さう。

東都賦「至^テ於永平之際^ニ、重熙^{ネテホコリ}而累洽^{カサネテ}」

李善は「熙」字に注せず、五臣(銑)は則ち「光明也」と注する。然るに、九條本既に「熙」字の右旁に「オコ」と記し、上野本亦右旁に「オコリ」と記し、其の下又「興也」と記する(又、左旁に「サカリニ」と記す)。今此の本「ホコリ」の「ホ」は即ち「オ」の譌(足利本正に「オコリ」と記す)であらうから、其の訓讀は九條本・上野本と合すると謂つてよい。而して其の訓は、李善五臣以外に別に據る所有るに似てをる。

又、「省^ミ方^{コトヲ}巡^シ狩」

李善「周易曰、風行地上、觀、先王以省方、觀民設教」を引き、五臣(翰)は「省方觀四方也」と注するのみ。然るに上野本既に「方」の左旁「コト事也」と記する(九條本には旁訓が無い)。

西京賦「程^{アラハシ}巧^ヲ致^ル功^ヲ」

薛綜注「言皆程擇好匠、令盡致其功」。李善注せず。五臣(銑)注「皆擇巧匠、以致其功」。

又、「程^{アラハス}角^ヲ觝^フ之妙^ヲ戲^ス」

綜注「程(一本、此の次に「謂」の字有り)課其技能也」。善・五臣注せず。

上2文の「程」の字、今の文選注に據れば、皆當に「アラハス」と訓ずべきではない。然るに、上野本既に、前文の「程」字の左旁に「アラハシ」と記し^⑤、九條本・上野本俱に後文の「程」字の右旁亦「アラハ」と記してをる。

又、「其樂^ヒ只^{カクハカリナリ}且^シ」

綜は注せず。善注「毛詩曰其樂只且(此の次に當に「只」の字有るべし)且辭也」。五臣(良)注「只且辭也」。

「カクハカリ」の訓は善・五臣の注に據つたのではない。必ずや承くる所が有らう。而して九條本・上野本既に亦「カクハカリ」の傍訓を施してをる。

又、「烏^ケ獲^ヲ扞^ル鼎^ヲ、都盧^マ尋^ル撞^ル」(下句の右旁に「テラツ、キハタホコノホリ」と附し、左旁に「ケラツ、キノ如ニ」と附す)。

綜は注せず。善注「漢書曰、武帝享四夷之客、作巴俞都盧、音義曰、體輕善緣撞」。五臣(銑)「都盧山名、其人善緣撞竿也」(銑注は袁本に據つて補ふ)。

今の文選注に據れば、「都盧」は「テラツ、キ」又は「ケラツ、キノ如ニ」と訓ずべきではない。然るに、九條本・上野本既に此の「都盧」の右旁に「テラツ、キマヒ」と記し、又、西

京賦上文「非都盧之輕趨」の「都盧」の左旁亦上野本「ツラツ、キマヒ」と記してをる。^④
又、「囁_{ノミツクシ} 清商_ヲ 而却_シ 轉_シ」

綜は注せず。善注「宋玉笛賦曰、吟清商進流徵」。五臣(濟)注「囁吟也、謂清商之聲」。
今の注に依れば「清商ヲノミツクス」とは訓讀すべきではない。然るに九條本既に「囁」の
右旁に「ノミツクシ」と記し、上野本亦「爵」(上野本、「爵」に作りて、「囁」に作らず)
の左旁に「ノミツクシ」と記し、「清商」の右に「酒名ス」と記してをる。恐らく別に據る
所が有らう。

又、「若_シ 鷺鶴_{クノ} 之群_{ムレシ} 罷_{ツクカ}」

綜・善皆注せず。五臣(濟)注「鷺鶴群罷、言舞容似之」。

此の本の「罷」の字は當に「シリソク」と訓すべきではない。然るに九條本・上野本は「罷」
を「罷」に作り、其の右旁「シリソク」と記す。^⑤乃ち此の本は「罷」に作れる本の訓をその
まま「罷」字に移したのである。

上は、此の本の和訓が其の正文又は注と相合せず、而も九條本・上野本の旁訓と相合
するものの數例を示したのである。此これらの例に據つて之を推すに、此の本の和訓は、
もと此の本の正文文字及び注の解釋に従つて附せられたのではなく、古來我が國に
行はれた或る本の訓讀を此の本に轉記したのだといふことがわかる。^⑥倭版書籍考卷7、
六臣註文選の條に曰く、「今の本は李善註本に五臣註を加へたるものなり。倭訓は菅
家の古點と云傳たり。寛文二年野田重周矢尾友久刊行す」と。此の和訓、果して菅家
の古點に出づるや否やは更に詳考を要するが、ともかく其の皇朝博士家の讀法に本づ
けるものなることは疑ふべくもない。

注

- ① 卷1末に「本云、弘安八年六月廿五日以管江兩家證本校合書寫了」等の識語が有る。
- ② 經籍訪古志に「攷字體墨光、當是五百許年前鈔本」と爲せるもの。
- ③ 九條本・上野本は、東方文化研究所(京都大學人文科學研究所)撮影の寫眞に據る。
- ④ 今の文選に據れば、上2文の下文「僂僂程材」の下に、綜注乃ち「程猶見也」と釋する。
- ⑤ 上野本は又右旁に「エラビ」と記す。九條本は右に「シ」の送假名有り、左に「エラビ」の訓が有る。「エラビ」の訓は蓋し綜注・五臣注に據つたのであらう。
- ⑥ 綜は注せず。善注は「漢書曰、自合浦南、有都盧國、太康地理志曰、都盧國、其人善緣高」を引き、良は「都盧山名、其山人善緣高也」と注する。而して九條本・慶安本は旁訓を施してない。
- ⑦ 敦煌本・上野本・胡刻本皆「罷」に作り、六臣注諸本皆「罷」に作る。蓋し李善本「罷」に作り、之を釋するの要が無いから、綜・善皆注しなかつたのであらう。
- ⑧ 但、すべて古來の訓讀そのままを襲うたのではなく、往々改めた所もある。
- ⑨ 寛文2年刊本については次の項で述べる。

12 寛文板六臣註文選 60 卷目録 1 卷

61 冊

家 藏

卷 60 後題の前に、下の如き刊記が有る。

寛文二壬寅歳正月吉日

洛陽烏丸通下立賣下ル町

野田庄右衛門重周

書 堂

洛陽京極通下本能寺前町

八尾勘兵衛友久

此の本は慶安 5 年板本の重刻で、ただ其の刊記を改めたに過ぎぬ。

下篇 舊鈔本

I 唐鈔李善單注本文選殘卷二種（古籍叢殘本）

羅振玉，古籍叢殘，卷6 收むる所の敦煌出土文選殘卷4種の内に，李善單注本が2種有る。甲卷は張平子，西京賦の「(井幹)壘而百增」から，賦の終までの正文及び李善注，350餘行を存して，卷末に「文選卷第二」の5字を題し，卷尾に「永隆年二月十九日弘濟寺寫」の12字を識す。永隆は唐の高宗の年號でその元年(680)は，顯慶3年(658)李善が文選注を上れるの後22年に當り，載初元年(689)李善が卒する(舊唐書儒學傳上)に先だつこと9年である。

乙卷は，東方曼倩，荅客難の「不可勝數」より，楊子雲，解嘲の「或釋褐而傳」までの約120行を存す。文中「虎」「世」「治」の諸字皆缺筆し，「且」の字は則ち缺筆せず。蔣黼は以て高宗の時の内府本かと疑つてをる(跋文)。

此の2種，恐らくは，現存李善注文選中の最古の本なるべく，據つて以て今本の誤を正すべき者甚だ多い。甲卷と今本との同異に就いては，既に高步瀛，文選李注義疏卷2に詳考有れば，今，復た述べない。乙卷に就いては未だ詳説せる者を見ないので，今，胡刻本・足利本・袁本・四部叢刊本・淺野本と比較し，胡刻本以下の板本皆非にして，唯々此の本のみ是なる例數條を左に記さう^③。以下胡刻下以下の五本を總稱して板本といふ。

荅客難，^④ 黼續塞耳，所以塞聰 (注)黼續，以黃綿爲丸，懸之於冕，以當兩耳，所以塞聰也，劉兆穀梁傳注曰，黼黃色也，士斗反

板本の注，「黼續」の前に「薛綜東京賦注曰」の7字有り，「之於冕以當兩耳所以塞聰也」の12字を「冠兩邊當耳，不欲聞不急之言也」の13字に作る。又「劉兆」以下の14字無し。

案ずるに，荅客難の正文「所以塞聰」の句有れば，其の注亦「……所以塞聰也」に作る者を以て是と爲す。蓋し李善自ら正文を釋したのである。然るに其の釋，薛綜の東京賦の注と相似たるを以て，後人妄に竄添して今本の如く作り，且「劉兆」以下の14字を刪去したのであらう。

荅客難，酈食其之下齊 (注)漢書，酈食其謂上曰，臣請說齊王……^⑤ 廼聽食其，罷歷

下守戰備

板本は「臣」の次に「請」の字無く、「廼」の次に「聽食其」の3字無く、「戰」の次に「之」の字が有る。今、漢書酈食其傳を検するに、尙、此の本引く所と合する。

解嘲，四分五割，竝爲戰國（注）晉灼曰，此直道其分離之意耳，鄒陽傳云，濟北四分五裂之國也，四分則交午而裂，如田字也

板本注は、「四分則交午」以下の11字無し。漢書楊雄傳注，晉灼を引いて此の10字有り。此の注は「四分則云云」有りてはじめて文意が完い。

解嘲，徽以糾墨（注）應劭曰，音以繩徽弩之徽（第5葉裏）

板本の注，「音」を「束」に作る。王念孫は宋祁の引く所の蕭該音義に據りて，今本文選注の「束」を改めて「音」に作るべきことを論じてをるが，此の本は未だ誤つてゐない。

解嘲，二老歸而周熾（注）孟子曰，伯夷避紂居北海之濱，聞文王祚興曰，盍歸乎來，吾聞西伯善養老者，太公避紂居東海之濱，聞文王祚興曰，盍歸乎來，吾聞西伯善養老者，二老者天下之大老

板本注，「太公」より「善養老者」までの27字が無い。梁章鉅，文選旁證に云ふ「林先生曰，善注二老，只引伯夷，而遺太公，蓋有脫文」（卷37）と。今此の本の注は則ち文完い。李周翰の注に曰く「李善引伯夷與太公爲二老，甚誤矣」と。恐らく，翰の見し善注は尙，此の27字が有つたのであらう。

解嘲，樂毅出而燕懼（注）史記曰，樂毅伐齊破之，燕昭王死，子立爲燕惠王，……召樂毅，樂毅畏誅，遂西降趙，惠王恐趙用樂毅以伐燕（第6葉裏）

板本は「召」の次の2「樂」の字，皆無く，「降」を「奔」に作る。又，四部叢刊本は「惠王恐」を「惠大恐」に作り，四部叢刊本・淺野本は「伐燕」の前に「以」の字が無い。併し史記樂毅傳は此の本と正に合す。

敦煌出土の此の2本は最も善く李善單注本の舊を保つてはをるが，惜しい哉，存する所，2本を合して纔に四百數十行に過ぎない。之を集注殘卷，尙ほ20餘卷を存するのに比べれば，その量に於て彼に及ばざること甚だ遠い。

注

① 唐會要，卷36，修撰の條に李善文選注を上れるは顯慶6年に在りと記す。今，李善上文選注表に據る。

② 此の稿を草して後，劉師培の「敦煌新出唐寫本提要」に此の本について述べてをるのを

知つたが、述べ方が予と違つてゐるから、此の稿はそのまま存しておく。

- ③ 蔣黼、既に此の甲乙兩卷の校勘記を撰せし由、其の跋文に記されたれども、未だ之を見ず。
- ④ この「塞耳」を板本は「充耳」に作る。然れども、大戴禮、子張問入官篇は「塞耳」に作つて此の本と合し、文選、東京賦、綵注引大戴禮亦同じ。
- ⑤ 今の漢書楊雄傳注引晉灼曰には「交午」を「交五」に作り、「田字」の下に「也」の字無し。
- ⑥ 讀書雜誌、四之十三、徼以剌墨の條。

Ⅱ 舊鈔文選集注殘卷

文選集注は、日本國見存書目録及び兩唐志以下、皆著録せず。其の吾が國に残存せる諸卷、亦撰者の氏名を題せるものが無い。是を以て其の何人の撰せし所なるか未だ明かでない。或は以て吾が國王朝の時の人の編する所かと謂へども、予未だ其の確證を得ない。而も、卷第93、劉伯倫、酒德頌「無思無慮、其樂陶陶」の下に編者の案語有りて曰く「自此一句已下、至感情、言詞鄙緩、皆衍字也、非劉公所爲、皆當除之、宜從陶陶即次俯觀」と。王朝の人、此の如き刪修を敢へてせしや否や、甚だ疑はしい。

文選集注は誰氏の編する所なるかを知らないが、平安朝時代、既に吾が國に行はれてゐたやうである。岡井博士は「御堂關白記、長保六年（宋の景德元年。1004）九月廿一日の條に、乘方朝臣、集注文選竝元白集持來、感悅無極、是有聞書等也、と有れば、道長亦文選集注を參考せしなり。」と言ふ。御堂關白記に見える「集注文選」が果して、「文選集注」のことであるならば、これが「文選集注」に關する最古の記事であらう。而して今存する所の卷第8末尾に「校了 源有宗」（源有宗は、ほぼ白河、堀河帝時代の人）及び「嘉曆元年（元の泰定3年。1326）、仲夏下旬加一見了」の識語が有り、卷第9末尾亦「校了 源有宗」「嘉曆改元之歲仲夏下弦之候燈下一見畢」と識され、又、元徳2年（元の至順元年。1330）の書寫なる東寺觀智院藏舊鈔本文選卷第26の標記・旁記に引く所の鈔・音決・陸善經注、及び書陵部藏舊鈔文選斷簡の紙背に記する所の鈔・陸善經注等は皆文選集注より採れるものと思はれ、且又、溫古堂舊藏古鈔本文選卷第1にも集注の名を記入すれば、「文選集注」の吾が國に行はれたること明かである。

此の書はもと120卷有りたるに似たれども、今其の所在の明かなる者は纔かに20餘卷に過ぎない。而して其の大部分は羅振玉輯する所の「唐寫文選集注殘本」及び「京都帝國大學文學部景印舊鈔本」第3集より第9集までに收めらる。今存する所の内、卷第8・卷第9と、餘の諸卷とは筆蹟互に異り、每行字數亦相同じくない。これもと各々別通に屬せしものか、抑々もと同一通に屬して寫手前後其の人異りしものか。今、皆知ることができぬ。又、羅氏收むる所の卷第116前半は、羅氏の所謂「據東友所藏謄寫小字本鈔補」者なるが、之を京大景印本に比ぶるに異同尠くない（小字本概して劣る）。而して其の異同より推すに、小字本の據る所は、必ずしも現保坂氏藏本（即ち京大景印本）に非じと思はれる點がある。

今、羅氏景印本及び京大景印本を見るに、其の正文は、必ずしも胡刻本と合せず、

又、宋槧尤本附する所の「李善與五臣同異」（群書校補卷100）、及び六臣注諸本校語と照らすに、或は其の所謂五臣本と合して其の所謂李善本と合せざる所亦多い。然れども、此の本の案語、其の正文と、鈔本・音決本・五家本・陸善經本との異同を校して、而も李善本を引く者一も無く、且つ李善本に據らずして他本を採る時は、其の旨を校記すること、例へば、卷第61上、江文通雜體詩三十首の前に、江の序の全文を載せて「音決陸善經本有序因以載之也」の若くなるを以て、其の正文は李善本に據れること疑を容れない。

此の本收むる所の諸注は則ち李善を前にし、次に鈔、次に音決、次に五家（先ず五家の音を記し次に其の注解を記す）、次に陸善經、而して後に屢々編者の案語を附す。其の採る所の鈔・音決は、皆未だ誰氏の撰なるかを審かにしない。或は以て直に公孫羅の文選鈔・公孫羅の文選音決と爲せども、予は未だ遽に之に従ふことができない。その理由次の如し。

若し、鈔・音決が俱に公孫羅の撰ならば、二書采る所の正文の文字、殆ど皆相合すべきに、今、此の本に引く所を詳に檢するに、鈔は甲字に作りて、音決は則ち乙字に作れる者が甚だ多い。例へば、吳都賦に於て、鈔の「鬱」の字を音決は「蔚」に作り、謝玄暉和王著作八公山詩に於て、鈔の「仟」の字を音決は「阡」に作り、求自試表に於て、鈔の「邑」の字を音決は「悒」に作り、漢高祖功臣頌に於て、鈔の「舒」の字を音決は「紆」に作り、この類は數へきれぬ程有る。しかしこれらはまだ、傳寫の誤に因る異同と疑へば疑ひ得よう。ところが、蜀都賦に於て、音決は「望協韻音忘、或作忘非」と言へるに、鈔は則ち「相忘言各自足也」と言ひ、吳都賦に於て、音決は「屬之欲反、或作屏、必靜反、非」と言へるに鈔は則ち「屏蔽隱處也」と言ひ、七啓に於て、音決は「塞如字、或作塞、塞居鞏反、非」と言へるに、鈔は則ち「塞取也」と言ひ、臨淄侯牋に於て、音決は「令力政反、或作懿、通」と言へるに、鈔は則ち「懿美之德謂其父也」と言ふが若きに至つては、竟に傳寫の誤に因る異同とは爲すべくもない。此れ疑ふべきの一。

若し鈔・音決が俱に公孫羅に出でなば、二書載する所の篇章も皆相合すべきに、而も其の實、必ずしもさうではない。例へば、此の本卷第61上、江文通雜體詩三十首の篇題下の案語に「以後十三首鈔脫」と言ひ、又、卷第63、離騷經一首の篇題下の案語に「此篇至招隱篇鈔脫也」と言つてをる。此の如き異同は、此の本編者の見たる鈔が偶々之を脱してゐたのか、抑々鈔がもとから之を脱して録しなかつたのか。先づ之

を解決してかからねばならない。此れ疑ふべきの二。

又、此の本卷第47、曹子建、贈徐幹詩の鈔に「羅云從此以下七首、此等人竝子建知友云々」の一條を引く。此れ司馬長卿、難蜀父老の鈔、及び王子淵、聖主得賢臣頌の鈔に、屢々「察案云云」^⑩を引くの類なるべければ、鈔の撰者は公孫羅以外に又一人有ると見られる。此れ疑ふべきの三。

既に此の三疑が有る。是れ遽に鈔・音決俱に一人に出づとの説に従ふ能はざる所以であり、亦遽に鈔は即ち公孫羅の鈔なりとの説に従ふ能はざる所以である。夫の經籍訪古志卷6に、集注卷第115首題下の「今案鈔爲郭林宗」を引いて、鈔の撰者の考據に資してをる若きは、明かに集注の案語を誤讀せる者で、固より論ずるに足らない。

此の本引く所の鈔・音決はともに何人の撰する所なるかを知らないが、これは正に人を驚かすの秘笈であつて、殊に陸善經の注に至つては、彼我の書目に一も記する所が無く、彼の國人は其の名をすら聞かざること久しかつた者である。まことに珍貴の極と謂はざるを得ぬ。^⑪而も集注本の價値は、獨り此れ等天壤間の孤本を引いてをるが爲に重いのでなく、亦其の正文及び李善注・五臣注に據つて板本の譌誤を正すべき者甚だ多きを以てである。今、胡刻本、足利本・袁本・四部叢刊本・淺野本等の板本が皆誤つて、獨り集注本のみ誤つてゐない例を示して、此の本の價値を明かにしよう。以下「板本」と稱するは、胡刻本以下の五本を指す。

甲 此の本に據りて板本の篇題・類目の誤を正すべき例

(1) 此の本は每卷首に其の卷内の篇目を列する例なるに、卷8卷首にはただ左太冲、蜀都賦一首を記すのみで、三都賦序を記さない。又、卷8内の蜀都賦の題下、及び卷9内の吳都賦の題下に皆「一首」の2字が有るのに、卷8の三都賦序の下には「一首」の2字が無い。是れ其の據る所の李善本がもと三都賦序を以て獨自篇を爲さしめなかつた爲であらう。蓋し序は賦の小引であるから、自ら獨立して一篇を爲すべきではない。若し序が獨自一篇を爲すならば、當に之を序類に收むること、皇甫士安、三都賦序に於けるが如くなるべきである。故に此の本の卷第8に、三都賦序を獨立せる一篇として取扱つてゐないのは正しい。上野氏藏舊鈔本文選卷1の子目は「班孟堅兩都賦二首并序」に作り、篇題は「兩都賦序」「西都賦一首」「東都賦一首」に作つて「兩都賦序」の下のみ「一首」の2字が無い。是れも亦序を以て賦の小引と爲して、獨立せる一篇とはしてゐないのである。然るに、今の板本の卷第4は、左太冲三都賦序一首として、獨自一篇を爲させて、蜀都賦以下と相對立

させてをり、胡刻本總目・子目・及び六臣注諸本の總目(六臣注諸本、子目無し)皆同様である。今の板本すべて非である。

(2) 卷71の類目に「策秀才文」と有る。それを今の板本卷36は皆「文」の一字に作つてをる。

案ずるに、文選類目に、「文」と名づくる者の有るべき道理がない。板本が「文」の一字に作るのは、蓋し、其の前後の類目の「令」「教」「表」等が皆一字なるに涉りて、「策秀才」の3字を誤り脱したのであらう。晁公武、郡齋讀書志、卷20、李善注文選60卷の條に、文選の類目を舉げて正に「策秀才文」に作つてをる^②。晁氏見る所の李善本はまだ誤つてゐなかつたのである。

乙 此の本に據りて板本正文の誤を正すべき例

(イ) 誤字・脱字を正すべき例

(1) 卷73下、曹子建求自試表、使名挂史筆、專列朝策

板本卷37「策」を「榮」に作る。案ずるに、板本「榮」の字は「策」の字と字形が似てゐるので誤つたのである。「策」は「策」の俗字である。魏志(卷19、陳思王植傳)は「策」に作つてをる。五臣銑注に曰く「名書史筆、爲朝廷所榮」と。是れ五臣本は既に「榮」に作られてゐたのである。

(2) 卷85上、嵇叔夜、與山巨源絕交書、吾以不如嗣宗之資、而有慢弛之闕

{ (胡刻本) 吾不如嗣宗之賢而有慢弛之闕
(足利本) 吾(善本作以字) 賢……………
(袁本) 吾(善本作以字) 賢……………
(四部本) 以(五臣作吾) 賢……………
(淺野本) 以(五臣作吾) 賢……………

今、此の下の李善注を検するに、曰く「資材量也」と。又、鈔に曰く「言我無嗣宗口不論人之資……資質也」と。是れに據つて其の正文、當に「資」に作るべくして、當に「賢」に作るべからざるを知るのである。板本が「賢」に作るのは、「資」「賢」字形相近くして誤つたのである。此の書の上下の文を案ずるに、「吾以」に作り、「資」に作つたものが文義が最も順である。此の本の是なること知るべきであらう。晉書(卷49 嵇康傳)亦正に「吾以」に作り又、「資」に作つて、此の本と合する。

(3) 卷102上、王子淵、四子講德論、今刺史質敏以流惠、舒化以揚君

板本卷51、「君」を「名」に作る。此の論の上下の文を案ずるに、「舒化以揚君」は、上文の「揚君德美」、及び「何必歌咏詩賦、可以揚君哉」と相應ず

るを以て、當に「揚名」に作るべからざるを知る。陸善經注に曰く「舒布風化，以贊揚君美」と。是れ陸氏本なほ誤つてゐなかつたのである。觀智院本文選亦正に「揚君」に作る。板本は「君」と「名」と字形相似て誤れるもの。

(4) 卷 113 上，汧馬督誄序，晉故汧督守關中侯扶風馬君卒

板本卷 57，「故」の次に「汧」の字を脱す。非である。

(12) 竄改の字を正すべき例

(1) 卷 56，陸士衡挽歌詩，悲風鼓行軌，傾雲結流藹

{ (胡刻本) 悲風_○微行軌傾雲結流藹
 { (足利本) …… 鼓 (善本作微字) ……
 { (袁本) …… 鼓 (善本作微字) ……
 { (四部本) …… 微 (五臣作鼓) ……
 { (淺野本) …… 微 (五臣作鼓) ……

今、此の本の此の句の下の李善注を案ずるに、曰く、「曹植，仲雍哀辭曰，陰雲迴於素蓋，悲風動而扶輪，集本鼓字作微」と（板本此の注を「爾雅曰微止也或作鼓」の 9 字に作る）。是れ、李善本正文、本より「鼓」に作りて「微」に作らず、而も李善見る所の陸機集は則ち「微」に作りて文選載する所と同じくなかつたのである。さればこそ、李善はその注中に更に「集本鼓字作微」と言つたのである。然るに、後人徑に正文の「鼓」を改めて「微」に作り、以て陸機集と合せしめ、又妄りに李注の「曹植，仲雍哀辭」以下の 25 字を改めて「爾雅曰云云」の 9 字に作るものが有り、而して板本は其の誤を襲うたのである。

(2) 卷 71，傅季友，爲宋公修張良廟教，遊九原者，亦流連於隨會

{ (胡刻本) 遊九_○京者亦流連於隨會
 { (足利本) …… 原 (善本作京字) ……
 { (袁本) …… 原 (善本作京字) ……
 { (四部本) …… 京 (五臣作原) ……
 { (淺野本) …… 京 (五臣作原) ……

今、此の文の下の李善注を案ずるに、曰く「禮記曰，趙文子與叔譽，觀乎九京，……鄭玄曰……京當爲原」と。李善が、此の注で、禮記鄭注の「京當爲原」（禮弓下の注）をも併せ引ける者は、是れ文選正文は正に「九原」に作りて、上注引く所の禮記の「九京」と相合せざるが故に、文選の「九原」は即ち禮記の「九京」なることを明かにせむと欲したが爲に外ならぬ。若し正文がはじめから「九京」に作られてをれば、其の注は禮記の「九京」を引くだけでよい。何ぞ、鄭注の「京當爲原」まで連引するの要が有らう。かう考へれば、集注本の「九原」が是であるを知るのである。而も、晉語 8 に曰く「趙文子與叔向遊於

九原云々」と。今、傅季友の文「遊九原」に作りて、「觀九原」に作らないから、其の本づく所は晉語であつて、禮記ではない。然らば則ち、其の文、本より「九原」に作つて「九京」には作らなかつたこと、疑ふべくもない。以上の理由に據つて、板本の「九京」は誤であること甚だ明かである。板本がかく誤つたのは、蓋し後人が注の「京當爲原」を以て、李善の校語なりと誤解し、それに據つて妄りに正文の「京」を改めて「原」に作つたのに因る。

ついでながら、此の禮記鄭注の「京當爲原」は、集注本卷 59、沈休文、冬節後至丞相第詣世子車中詩の注にも引かれてをる。然るに、板本卷 30 では、其の注の上文に引く所の禮記經文の「九京」を妄りに改めて「九原」に作り、且つ李善が連引せし所の鄭注「京當爲原」の四字を刪去してしまつてをる。是れ亦後人が「京當爲原」を以て、李善の校語なりと誤解せしに因るの失である。

(3) 卷 88, 陳孔璋, 檄吳將校部曲文, 氣高志遠, 似若無前

板本卷 40 は「前」を「敵」に作る。案ずるに、李善は此の句に注して「漢書、元后詔曰、運獨見之明、奮無前之威」を引けば、其の正文に、當に「無前」の語有るべく、當に「無敵」の語有るべからざることがわかる。此の本の案語に曰く「五家本前爲敵」と。又、濟注に曰く「自以爲無敵矣」と。是れ五家本が既に「無敵」に作つてゐたのである。然らば、今の板本は、五臣本によりて李善の舊を改めたものと謂はねばならぬ。

(ハ) 衍文を正すべき例

(1) 卷 9, 左太冲, 吳都賦, 旁魄而論, 抑非大人之所壯觀也

(胡刻本) 旁魄而論都, 抑非大人之所壯觀也
 (足利本) 論都邑
 (袁本) 論都邑
 (四部本) 論都邑 (善本無邑字)
 (淺野本) 論都邑 (善本無邑字)

上に表示せし如く、胡刻本は「論」の下に「都」の字が有り、四部叢刊本・淺野本は「都邑」の 2 字に作りて「善本無邑字」と校注し、足利本・袁本亦「都邑」に作りて而も校語が無い。案ずるに、胡氏考異に曰く「何校稱、潘稼堂未云、都字符、涉下論都而誤、今案所說是也、旁魄而論、與上握齷而筭偶句、各四字、不當偏贅一字」と。胡說從ふべきである。此の本は「論」の一字に作つてゐて、まだ誤つてゐない。此の本の案語に曰く「五家本論下有都字」と。然らば「都」の字を衍せるは、五家本に始まるもののやうである。夫の「都邑」

に作る者の如きは、岐中の岐なる者に屬する。

王念孫は、此の句の「都」の字有る者を是とし、且つ劉注「言筭量蜀地，亦是曲僻之士」（胡刻本・汲古閣本に有り）の文に據つて、上句「握齷而筭」の下に當に「地」の字が有るべきだと謂つてをるのは、甚だ謬つた説である。此の賦の正文を細翫するに「握齷而筭」「旁魄而論」の下には何れも餘字有るべきではない。「筭」は「筭地」の意に非ず、「論」は「論都」の意に非ざること、其の上下の文を細讀して之を知るべきである。それに、王の據り所とした劉注なる者は、實はもと後人が行間に記せし語に過ぎないのであつて、劉逵の原注ではない。

- (2) 卷 79, 任彥昇, 奏彈劉整一首は、板本と甚だ詳略が有る。即ち「分前奴教子當伯」の下に、板本では「竝已入衆云々」の 34 字が多く、「整便打息遼」の下に、板本では「整及母并奴婢等六人……如法所稱整即主」の 696 字が多く、「悉以法制從事」の下に、板本では「婢采音云々」の 35 字が多い。而して此の本の案語に據れば、上の 34 字は、鈔及び五家本に有り、696 字と 35 字とは、竝に五家本に有りと云ふ。すると、今の板本の文は、案語に引く所の鈔及び五家本の文と非常に近いものであることがわかる。

今、此の本には無くて板本のみ有る所の前後 765 字の下を検するに、李善の注解は一字も無い。是れ或は其の文體の性質上、注解を要しなかつたに因るとも思はれるけれども、而もまた、前後約 800 字に對して、李善が全く注しなかつたとは到底考へられない。更に注意すべきは、板本「如法所稱整即主」の下に「昭明刪此文大略，故詳引之，令與彈相應也」といふ李善注の有ることである。此の「詳引之」の 3 字を翫するに、是れは、李善が、昭明の刪略せし所を注中に援引せりとの意味であつて、正文中に挿入せりとの意味ではない。然らば則ち、此の本には無くて、而も板本のみ有る所の前後約 800 字は、皆恐らく後人の増添に係るものであらうと思はれる。尤も板本の李善注中に在る「昭明刪此文大略云々」の一條は此の本には無い。然らば、昭明の略せし所を注中に援引し、且つ「昭明刪此文云々」と附記したのは、或は後人の爲す所であつて、李善の原注ではないのかも知れない。しかしそのことは何れにせよ、李善の原本に載する所の彈文は、今の板本に比して、甚だ簡約なりしことは、疑ふべくもない。

三條家藏舊鈔五臣注文選は「竝已入衆…不分遼」の³²字に「」を施して、異本には無いことを示してをり、又、足利本文選は「整便打息遼」の「遼」の字の下右旁に「已下家本无之」と朱書し、「如法所稱整即主」の「主」の字の下右旁に「已下家本有之」と朱書して、其の家本は「整及母并奴婢等六人…如法所稱整即主」の約700字が無いことを示してをる。三條家本及び足利本の校者は何人であるかを知らないが、上に述べた書き入れから、其の據つて以て校せし所の本は、いくらか此の本に近いものであつたことが知られる。

さて三條家本の校者の據つた本は、今の板本に比して、30餘字少く、足利本の校者の據つた本は、今の板本よりは約700字少なかつたことになるわけだが、それにしても、それらを此の本と比べると、前者は既に七百數十字を衍してをり、後者は六七十字を衍してゐたやうである。然らば、今の板本の衍する所の七百六七十字も一時に悉く竄入せられたのではなくして、恐らくは次第に加添せられたものであらう。

板本の奏彈劉整文が李善本の舊を失せるものであること上述の通りである。然るに、六臣注諸本は、此の彈文中、李善本にはもと無かつたはずの所に於てすら、猶且、李善本と五臣本との異同を校してをる。凡そ六臣注諸本にある校語の盡くは信ずべからざることとは此の一事に據つても知ることができよう。

今、此の奏彈文が、板本に於ては前後約800字を衍し、而して其の下に李善の注解が一字も無い事實に據りて之を推すに、板本、卷45に載する所の孔安國尚書序・杜元凱春秋左氏傳序の若きも、李善の注が全然無いから、彼の二篇も亦或は後人の増加せし所であるかも知れない。彼の二篇の内容が、昭明文選序に於て述べたる衆篇采擇の方針と合しないといふ點より考へても、今の板本に有る所の彼の二篇は、後人の増す所ではないかと疑はれる。梁章鉅は「是時正義已頒，故李於此篇（尚書序を指す），及後春秋左氏傳序兩篇，皆不復注」（文選旁證卷38）と謂へるも、恐らくは是れ臆爲の説で、従ふことができぬ。

(3) 卷85下，趙景眞，與嵇茂齊書，斯所以忱惕於長衢也

今の板本卷43は、「衢」の下に、「按轡而歎息」又は「按轡而歎息者」の5字又は6字が多く有る。胡克家考異に曰く「案晉書無按轡而歎息，³³陳云據注則此五字衍，是也，必五臣因注云本或有於長衢之下云按轡而歎息者，故添六字，以異善，二本（袁本・茶陵本）失著校語也，詳此本（元本）乃脩改增多，是初刻

無，而所見仍不誤，尤延之不察，輒取五字，於是善以五臣亂之矣，當加訂正」
と。今此の本，正に「按轡云々」の5字が無いのは，是れ全く李善の舊を存する
のである。但，此の本は他本との同異を校して案語とするを常とするに，此
の文では，「五家本，按轡云々有り」と言つてゐない。然らば，此の數字を衍
することは必ずしも五臣本より始つたのではなくて，それ以後の人の爲せる所
かも知れぬ。

丙 此の本に據りて板本李注の誤を正すべき例

(イ) 誤字を正すべき例

- (1) 卷59上，盧子諒，時興，凝霜霑蔓草，（注），楚詞曰，激凝霜之紛紛

板本卷30，皆，「激」を「激」に作る。案ずるに，板本のやうでは文義が通
じない。「激」と「激」と字形相近くして，板本が誤つたのである。板本卷22，
王康琚，反招隱詩注，卷23，阮嗣宗，詠懷詩注，卷24，曹子建，贈丁儀詩注，
卷29，張景陽，雜詩注，引く所，皆，なほ誤つてをらず，今本楚辭九章悲回風
も亦正に「激」に作る。

- (2) 卷71，王元長，永明九年策秀才文，用能敷化一時，（注），謝承漢後書序曰，
陰脩敷化二郡，感敷能平

板本卷36，皆「郡」を「都」に作る。案ずるに，板本卷59，沈休文，齊故
安陸昭王碑文注に謝承後漢書を引いて，「郡」に作り，此の本の此の注と合す。
又，謝氏後漢書陰修傳に曰く「南陽陰修爲潁川太守，以旌賢擢俊爲務，…以光
國朝」（魏志，鍾繇傳裴注引）と，然らば，此の注「郡」に作る者は是である。

板本「都」に作るは，字形似て誤寫したのである。^⑧

- (3) 卷73上，曹子建，求自試表，成克商奄而周德著，（注），史記曰，成王東伐
淮夷踐奄

板本卷37，皆，「踐」を「徐」に作る。案ずるに，注引く所の史記は周本紀
の文。今の史記「踐奄」に作りて，此の本の注引く所と異れども，段玉裁は既
に今本史記の「踐」の字は「踐」の誤ならむかと疑ひ（古文尙書撰異卷32），又，
尙書大傳，亦正に「踐」に作れば，此の本の「踐」に作るは，史記の舊を存
するものである。然らば則ち，此の本に據りて，今本文選の誤を正すべく，亦，
以て今本史記の誤を正すことができる。板本文選が「徐奄」となつてゐるのは，
注上文引く所の「孔安國曰，淮夷徐奄之屬」に涉つて誤つたのであらう。

- (4) 卷79, 任彥昇, 奏彈曹景宗, 自頂至踵, 功歸造化, (注), 孟子曰, 墨子兼愛, 摩頂放於踵, 趙岐曰放至也

板本卷40, 俱に二「放」の字を皆「致」に作る。案ずるに, 板本卷55, 劉孝標, 廣絶交論「摩頂至踵」の注, 孟子の此の文及び趙岐注を引き, 皆亦「放」に作り, 集注本の此の注と正に合す。是れ李善據る所の趙注本孟子はもとより「放」に作りて, 「致」に作らなかつたのである。然らば則ち, 今本此の注, 二「致」の字は, 「致」と「放」と字形相似て轉寫誤れるか, 否らずんば, 後人「致」に作れる孟子に據りて改めたのである。困學紀聞卷8に「文選注, 引孟子曰, 墨子兼愛, 摩頂致於踵, 趙岐曰, 致至也」を擧げ, 其の二「致」の字, 當時の孟子と異なることを指摘してをる。擧ぐる所は任彥昇文の注なるべければ, 王應麟見る所の文選注, 亦既に此の二字を誤つてゐたことがわかる。

翟灝, 四書考異, 孟子盡心上に「江書任彈注所引致於踵者, 疑當時劉注本獨如是, 任彈下趙岐二字, 當亦爲劉熙, 寫者遷譌然爾」と言ひ, 又, 焦循, 孟子正義, 卷27に, 今本文選劉孝標文注引く所と任彥昇文注引く所と互に異なるに據りて, 「可見趙氏注本, 唐世已有其二」と言へる, 皆非である。

- (5) 卷93, 劉伯倫, 酒德頌, 有貴介公子縉紳處士, (注), 司馬相如封禪書曰, 因雜縉紳先生之略術, 臣瓚曰, 縉赤白色, 紳大帶

板本卷47俱に, 正文及び注引封禪書の「縉」の字を皆「搢」に作る。胡氏攷異, 注引封禪書の文を校して曰く「案此有誤也, 下引如淳(當に「臣瓚」に作るべし。)曰, 縉赤白色, 不得此作搢與之不相應, 疑正文自爲縉, 故不取搢挿爲義, 否則當有搢縉異同之注, 而未全, 各本皆同, 無以訂之」と。今, 此の本正文及び注引封禪書, 俱に正に「縉」に作れば, 板本の「搢」に作る者の非なること甚だ顯明。板本, 卷50, 范蔚宗, 後漢書二十八將傳論注, 封禪書及び臣瓚注を引いて, なほ誤つてはゐない。ついでながら, 此の注直に封禪書を引いて漢書を引かざれば, 其の引は恐らく文選に據つたのであらう。然らば, 文選載するの封禪文(今本篇題は「封禪文」に作り, 注内引く所多く「封禪書」に作る)もと「縉」に作つてゐたのである。今本卷48「搢」に作るのは轉寫の誤。

(四) 脱文を正すべき例

- (1) 卷56, 陸士衡, 挽歌詩, 翼翼飛輕軒, 駸駸策素馱, (注), 毛詩曰, 乘其四旗, 四旗翼翼, 又曰, 駕彼四駱, 載駮駮駮

板本、卷 28、皆、「四旗」より「駕彼」までの 10 字無し。胡克家考異に曰く「陳云、乘其當作駕彼、是也、各本皆誤」と。案ずるに、胡説非である。「乘其」と「駕彼」とは字形相渉らざれば、是れ板本の誤寫ではない。蓋し李善は小雅采芣篇の「乘其四旗云々」の二句を引いて、正文「翼翼」の注とし、又、四牡篇の「駕彼四駱云々」の二句を引いて、正文「駸駸」の注としたのを、板本の注は「乘其」の下に、「四旗四旗翼翼又曰駕彼」10 字を脱したのである。

(2) 卷 59 下、謝玄暉、始出尙書詩、歡娛讌兄弟、(注)、孟子曰驩虞如也、虞與娛通

板本卷 30、皆、正文の「娛」を「虞」に作り、注の「孟子曰驩虞如也」の 7 字が無い。案ずるに、李善は孟子を引いて詩の正文の「歡娛」に注したのであるが、詩は「娛」に作り、注引く孟子は則ち「虞」に作つて一致しなかつたが爲に注中、更に「虞與娛通」と言つたのである。板本卷 21、張景陽、詠史詩「朝野多歡娛」の注も亦「孟子曰霸者之民、驩虞如也」を引き、且つ「娛與虞古字通用」の文が有る。張景陽の詩の注と謝玄暉の詩の注と其の例當に同じかるべきである。然らば、板本の此の注は「虞與娛通」の上に脱文有ること疑ふ餘地が無い。恐らく、轉寫の際、先づ注の「孟子曰云々」を脱したので、後更に正文の「娛」を改めて「虞」に作つたのであらう。

(3) 卷 59 下、謝玄暉、和徐都曹詩、風光草際浮、(注)、楚詞曰、光風轉蕙、汎崇蘭、王逸曰、光風謂雨已日出而風、草木有光色也

板本卷 30、皆「雨已」の 2 字無し。案ずるに、板本卷 33、招魂の王注には正に「雨已」の 2 字が有つて此の本の此の注と合す。此の 2 字が有つてはじめて文義完い。無き者は脱したのである。

(4) 卷 62、江文通、雜體詩、雲天亦遼亮、(注)、莊子曰、夫道黃帝得之、以登雲天

板本卷 31、皆、「夫道」の 2 字無く、文義がまとまらない。誤りて脱したのである。莊子、大宗師篇、正に此の 2 字が有る。

(5) 卷 85 下、趙景眞、與嵇茂齊書、日薄西山則馬首靡託、(注)、漢書、楊雄反駮曰、何恐日薄於西山

板本卷 43、皆「恐」の上に「何」の字無し。案ずるに、藝文類聚卷 56、賦類引く所の楊雄反駮「何怨日薄於西山」に作つて、正に「何」の字が有り、此

の本と合する。今、反騒の上下の文を玩味するに、其の文義に於ても、其の句法に於ても、此の「何」の字の有る者が是である。

今の漢書楊雄傳亦「何」の字が無い。宋の宋祁は「兮(上句末の「兮」を指す)字下疑有何字」といつてをるから、宋の時既に脱してゐたことがわかる。板本文選に「何」の字の無いのは、或は後人が漢書に據つて削つたのかも知れぬ。

(6) 卷93, 陸士衡, 漢高祖功臣頌, 平陽樂道, (注), 論語曰, 貧而樂道

板本卷47, 俱に「道」の字無し。梁章鉅曰く「案樂下當有道字, 今皇侃本高麗本俱有道字, 唐石經道字旁添, 本書幽憤詩注, 及史記仲尼弟子列傳引, 並有道字, 觀幽憤詩云, 樂道閑居, 此頌亦云, 樂道, 若引論語, 僅一樂字, 不足爲證矣」(文選旁證卷39)と。梁說是である。今、此の本正に「道」の字が有る。

(7) 竄改の文を正すべき例

(1) 卷9, 左太冲, 吳都賦, 刷盪猗瀾, (注), 余雅曰, 河水清且瀾猗, 大波爲瀾, 郭璞曰言渙瀾也

板本卷5, 俱に正文「猗」を「漪」に作り, 注「余雅曰」以下の20字を「毛詩曰河水清且漣漪爾雅曰大波爲瀾」の16字に作る。

案ずるに、板本の、正文は「瀾瀾」に作り, 注は則ち毛詩の「漣漪」と爾雅の「瀾」とを并せ引くのは、此の本の、初めより爾雅の「瀾猗」と郭注とを引いて、正文の「猗瀾」に合せしむるに如かない。板本は後人の竄改を経てをること疑ふべくもない。蓋し余雅と毛詩と、其の文相似たるに因り、此の妄改をしたのであらう。胡紹瑛の文選箋證・高步瀛の文選李注義疏、俱に板本の此の注に據りて曲説を爲してをるが、皆採るに足らぬ。

李善がもと甲書を引いておいたのに、其の文が乙書の文と相似たるが爲に、後人が妄りに李注の「甲書曰」を改めて「乙書曰」に作れること、此の場合と同じ例が尠くない。蜀都賦の注、もと「周易曰萬國咸寧」(此の本卷8此の如く作る)を引けるに、胡刻本・四部叢刊本・淺野本は「周易」を「尙書」に改め、任彦昇、宣德皇后令の注、もと「禮記曰, 小雅曰, 高山仰止」(此の本卷71此の如く作る)を引けるに、今の板本、俱に「禮記曰」を「毛詩」に改め、王元長三月三日曲水詩序の注もと「韓詩曰, 縣蠻黃鳥」(此の本卷91下此の如く作る)を引けるに、今の板本俱に「韓詩曰」を「又曰」に改めて其の上注の「毛詩曰」を承けるやうにしてをる等がそれである。これらの例に於ける板本の非

なる所以については、拙著「文選集注校勘記」（未刊）に詳論してある。

- (2) 卷 47 曹子建，贈徐幹詩，文昌鬱雲興，（注），張孟陽魏都賦注曰，文昌正殿名也

板本卷 24，皆，「張孟陽」を「劉淵林」に作る。案ずるに，今本文選卷 6 の左太沖魏都賦に於て四部叢刊本・淺野本は「劉淵林註」と題し，胡刻本・足利本・袁本は舊注作者の名を題してゐない。而して許巽行謂へらく，魏都賦は當に張孟陽注と題すべしと^④。是を以て許氏は，今の文選の曹植詩注に引く所の劉淵林魏都賦注を以て，張孟陽魏都賦注の誤と爲してをる（文選筆記第 2）。然るに，高步瀛は，卷 6 魏都賦は當に張孟陽注と題すべしと爲しながら，而も曹詩注引く所に就いては則ち曰く「曹子建贈徐幹詩注，引劉淵林注，與此賦注」（卷 6 魏都賦舊注を指す）合，疑張劉注語偶爾相同」と。今，隋書經籍志總集類に記する所^⑤，及び西京賦李善注に引く所等^⑥に據れば，劉淵林も亦魏都賦に注せしことを知るけれども，曹子建詩の李善注に引く所に至つては，此の本は明かに「張孟陽」に作つて，「劉淵林」に作らず，而も其の語は板本文選の魏都賦舊注と正に合するのである。然らば則ち許氏説是にして，高説非なるを知るべきである。又，此の本が「張孟陽」に作つてをる事實を以て，板本卷 6 魏都賦の舊注は，張孟陽の作にして，劉淵林の作に非ざるの一證と爲すことができよう。

- (3) 卷 47，曹子建，贈徐幹詩，寶奔怨何人，和氏有其怨，（注），韓子曰，楚人和氏，得璞玉於楚山之中，奉而獻之武王，武王使玉人相之，玉人曰，石也，王閉其左足，武王薨，文王即位，和又獻之，玉人又曰石也，閉其右足，文王薨，成王即位，和乃抱璞而哭於楚山之下，王使玉人理其璞，而得寶焉，遂名和氏之璧

板本俱に二「文王」を皆「成王」に作り，「成王」を「文王」に作る。案ずるに，今本卷 45，班孟堅，荅賓戲注，「韓子曰，楚人和氏，得璞玉於楚山之中，奉而獻之，成王使玉人理其璞，而得寶焉，名曰和氏之璧」を引き，成王，玉人をして璞を理めしめたりと爲してをるのは，此の本の此の注と合して，板本の此の注と合しない。然るに，卷 39 鄒陽，獄中上書自明の注，韓子を引いて「武王薨，成王即位，和又獻之，玉人又曰石也，閉其右足也」に作れると，卷 25，盧子諒，荅魏子悌詩注，及び卷 42，曹子建，與楊德祖書注，俱に韓子を引いて，「文王玉人をして璞を理めしめて寶を得たり」に作るとは，皆板本の此の注と合して，此の本と合しない。

今、後漢書孔融傳の李賢注を考へるに、曰く「韓子曰、楚人和氏、得璞玉於楚山之中、獻之武王、武王使玉人相之、曰石也、王以和爲謾己、刖其左足、及文王即位、和又奉其璞、玉人又曰石也、又刖其右足、文王薨、成王即位、和乃抱其璞而哭楚山之下、云々」と。其の文は、此の本の此の注引く所と互に詳略は有るが、武王・文王・成王の世次は兩者全く相合する。又、淮南子覽冥訓高誘注・漢書鄒陽傳應劭注・後漢書陳元傳李賢注、竝に卞和獻璞のことを記して、其の王の世次、皆武王・文王・成王に作る。然らば則ち此の本の此の注が李善の舊を存して、板本は則ち後人の改作を経たのである。今本韓非子、和氏篇は厲王・武王・文王の順に作つて、李善の引く所と異なる。顧廣圻、韓非子識誤に曰く「厲王未詳、按此無可考、當闕之耳」と。今の韓非子が誤つてをるのであらう。

- (4) 卷 68, 曹子建, 七啓, 眇天際而高居, (注), 周易曰, 豐其屋天際[○]祥也

板本卷 34 俱に「祥」を「翔」に作る。案ずるに、周易釋文に曰く「翔、鄭王肅作祥」と。李鼎祚本亦「祥」に作る。今、此の本の注に據れば、李善の見た周易は正に「祥」に作りて、鄭玄・王肅と合せしを知る。板本「翔」に作るは、後人今の周易に據つて、改めたのであらう。

凡そ李善、文選一書に注して、周易を引くや、其の主として據れるは、王弼本周易であつたと思はれる。果して然らば此の注も亦王弼本より採つたことになる。而して此の注が若し王弼本から採つたとすれば、李善の據れる王弼本は、今本と異り、亦陸德明の用ひた所とも異つてゐたことになる。

- (5) 卷 71, 王元長, 永明九年策秀才文, 法令滋章, (注), 老子曰, 法物滋章, 盜賊多有

板本卷 36 俱に「物」を「令」に作る。案ずるに、群書治要引く所の老子德經(河上公本)、及び四部叢刊景宋刊河上公本老子德經、俱に正に「物」に作り、又北平研究院、古本道德經校刊に引く所の景龍二年道德經碑・景福二年道德經碑・奈良聖語藏舊鈔河上公本殘卷、皆亦「物」に作る。然らば、李善據る所の老子もとより「物」に作りて「令」に作らなかつたのである。板本文選、此の注の「令」の字は、後人が今の老子に據りて改めたか、然らずんば、正文の「法令」に涉りて誤つたのである。馬敘倫、老子覈詁に「法令」を是として、今本文選李善注に引く所を證擧すれども、是れ李善の舊ではないのである。但、此の注引く所の「法物」は今の河上公本と合し、今の王弼本とは合せざるの故を

以て、直に李善據る所の老子は即ち河上公本なりと斷すべきではない。

凡そ李善文選一書に注しく引く所の老子、或は河上公注を并舉し、或は王弼注を連引してをるが、王弼注を連引する者、數に於て稍々多い。恐らく李善は、主として王弼本を用ひ、而も文選正文の意味が王弼注に合しない者有れば乃ち河上公本に據るといふ方針をとつたのであらう。今、王元長の文、正に「法令滋章」(板本「章」を「彰」に作るは非なり)に作る。然らば李善、之に注するに際し、若し其の河上公本は「法物」に作り、王弼本は則ち「法令」に作りたらんには、何ぞ正文と合する王弼本を引かずして、正文と合せざる河上公本を引くことを爲さうぞ。是れに由りて之を觀れば、李善見る所の王弼本、もとより「法物」に作りて「法令」に作らなかつたのであらう。陸德明、老子音義は、王弼本と河上公本との異同を注記するを例とするに、第57章に「物」と「令」との異同ありとは記してゐない。然らば陸の見た王弼本も河上公本も俱に同一字に作られてゐたものと推測される。

- (6) 卷73下、曹子建、求自試表、名稱垂於竹帛、(注)、墨子曰、以其所書於竹帛傳遺後子孫

板本卷37俱に「所」を「功」に作る。案ずるに、楊德祖、蒼臨滯侯賤注、亦、墨子の此の文を引いて、板本は、「以其所獲書」に作るも、此の本(卷79)は則ち「獲」の字無く、此の注引く所と正に同じ。是れ李善據る所の墨子は固より「以其所書」に作りて、「以其功書」に作らず、亦「以其所獲書」に作らなかつたのである。今、墨子(墨子閒詁本に據る)を檢するに、卷4、兼愛下、「以其所書於竹帛」に作りて、此の本の此の注と正に合す。墨子、卷2尙賢下・卷7天志中・卷9非命下・卷12貴義・卷13魯問にもほぼ同じ文が見え、其の語は徹しく殊るも、而も皆「功」に作らず、亦「所獲」に作つてゐない。然らば則ち、板本文選の此の注、及び楊德祖賤注、皆淺人が意を以て改めたのであらう。

- (7) 卷85上、嵇叔夜、與山巨源絕交書、仲尼不假蓋、子夏護其短也、(注)、家語曰、孔子將行、雨無蓋、門人曰、商也有焉、孔子曰、商之爲人也、甚短於財、吾聞與人交者、推其長者、違其短者、故能久也、王肅曰、短吝嗇甚也

板本卷43俱に「甚短」の2字を「嗇短」に作る。案ずるに、板本の如くんば「嗇短」の2字甚だ不詞。假に「商之爲人也、嗇(句)短於財」と讀むも、

亦文義順でない。のみならず、若し是くの如く讀むべきものならば、王肅が「短」の字に注するはずがない。今、説苑^⑧を考へるに、亦此の記事有りて、而も正に「甚短於財」に作り（卷17雜言）、此の本の引く所の家語と合する。又、今の家語致思篇の本文は「甚悒於財」に作り、注は「悒蓄甚也」に作りて、既に此の本所引と全同ではないが、それでも「甚」の字を存してをる。然らば則ち、此の注は此の本獨り李善の舊を存して、板本は皆後人の竄改を経てをるのである。板本文選注、此の妄改を経たる所以の者は、疑ふらくは、淺人が、李善所引の王肅注を誤り讀んで、「短吝句蓄甚也」と爲し^⑨、遂に上引家語の本文「甚短」を改めて「蓄短」に作るに至つたのであらう。今の家語、亦先づ王肅注の「短悒蓄甚也」の「短」の字を脱し、遂に本文の「短」の字を改めて「悒」に作つたのであらう。今此の本に據りて、板本文選の誤を訂し得るのみならず、亦今本家語の誤を訂すことができる。

- (8) 卷88, 陳孔璋, 檄吳將校部曲文, 賊義殘仁, (注), 孟子齊王曰, 臣殺其君可乎, 孟子曰, 賊仁者謂之賊, 々義者謂之殘, 々賊之人, 謂之一夫, 誅一夫紂矣, 未聞^⑩弑其君

板本卷44, 俱に二「殺」の字皆「弑」に作る。案ずるに、孟子の此の文で「殺」に作る者が有るかどうかを知らぬ。然れども、敦煌本、檀弓殘篇・春秋經傳集解殘卷、正平板論語^⑪、天文板論語^⑫、舊鈔論語義疏^⑬の諸本に於て、それぞれの今本の「弑」の字を多く「殺」に作つてをり、又、陸德明經典釋文には、「殺」の字を出して「弑」と音し、或は「弑」の字を出して「本作殺」と注する者が甚だ多い^⑭。これらのことより推せば、此の注も「殺」に作る者が李善の舊であるに違はぬ。段玉裁、經韻樓集、春秋經傳殺弑二字辨別考の條に、凡そ三經三傳の「殺」を用ひて「弑」と爲す者は皆譌字なりと謂つてをれど^⑮、其の説は遽に従ひ難い。淺見を以てすれば、「弑」は較々後出の形聲字で、古書はもと自ら「殺」の字を用ふることが多かつたのだと思ふ。今の孟子、梁惠王下は「未聞弑君」に作りて「君」の上に「其」の字が無い。しかし足利本孟子は「其君」に作つて此の注引く所と合する。文義を案ずるに、「其」の字有る者が是である。阮元、孟子校勘記に足利本を非としてをるのは、従ふべからざる所である。

- (二) 衍文を正すべき例

(1) 卷9, 左太冲, 吳都賦, 句爪鋸牙, 自成鋒穎, (注), 攀伯陵荅司馬遷書曰, 有能者見鋒穎之秋, (「秋」の下に「毫」の字を脱するかと疑ふ), 穎刃末也, 役餅反。板本卷5, 俱に「攀伯陵」の上に「禮記曰, 刀却刃授穎, 鄭玄曰穎鋒也」の14字が有つて, 「秋毫」の下に「穎刃末也云々」の7字が無い。案ずるに, 板本注引く所の禮記及び鄭注は, 少儀篇に見ゆ。(原本鄭注「穎鏝也」に作る。今の文選「鋒」に作るは誤る) 今, 少儀篇の文を考へるに, 「穎」は「刃」に對して義を爲せば, 此の賦の「鋒穎」の語と, 其の用例同じくない。然らば, 此の注は, 攀伯陵の書を引いただけで足るのであつて, その上に禮記を引く必要はないのである。蓋し後人が「禮記曰云々」を行間に記しておいたのを, 轉寫者が誤つて李善の注中に混入し, 又一方李善原注の「穎刃末也云々」の7字を脱したのであらう。

(2) 卷61上, 鮑明遠, 代君子有所思, 物忌厚生沒, (注), 老子曰, 人之生動皆之死地, 十有三, 夫何故, 以其生生之厚

板本卷31, 俱に「人之生」の下に「生之厚」の3字が有る。案ずるに, 板本の如くんば, 文義貫かず。是れその「生之厚」の3字, 下文に涉りて衍したのである。今の老子第50章も亦正に此の3字が無い。なほ此の注引く所の老子は今本老子と異なる點があつて, そこは却つて北平研究院, 古本道德經校刊載する所の古本と合する。

(3) 卷116, 王仲寶, 楮淵碑文, 淪東野之秘寶, (注), 東野未詳, 一曰, 雜書零准聽曰, 顧命云…然野當爲杼, 杼古序字也

板本卷58, 俱に「東野未詳」の上に「王隱晉書, 庾峻曰, 知足如踈廣, 雖去(胡氏攷異に曰く, 袁本・茶陵本雖去作在是也と。足利本・四部本・淺野本亦「在」に作る) 列位而居東野」の文が有る。案ずるに, 注の上文に王隱晉書を引いて正文の「東野」の注としながら, 其の下に, 更に「東野未詳」とことわることはあり得ない。板本の「王隱晉書」より「居東野」までは, 李善の原文に非ざること甚だ明かである。

今本文選李善注中の文にして, 後人の増添せし所かと疑はれる者の内で最も興味を覚えるのは, それが, 鈔或は陸善經注と合することである。下の(4)(5)(6)(7)は其の例。

(4) 卷59下, 謝玄暉, 和王著作八公山詩, 平生仰令圖, 于嗟命不淑, (注), 平

生眇自謂也，左氏傳，汝叔齊曰，君子能知其過，必有令々圖々天所贊也，薛君韓詩章句曰，于嗟歎辭也，毛詩曰，子之不淑^⑤。

板本卷 30，俱に此の注「不淑」の下に，又，「楊泉五湖賦曰，底功定績，蓋寓令圖，不淑已見嵒康幽憤詩^⑥」が有る。案ずるに，板本に依れば，左氏傳を引いて正文の「令圖」に注し，薛君章句を引いて正文の「于嗟」に注し，毛詩を引いて正文の「不淑」に注し，更に五湖賦を引いて復た正文の「令圖」に注し，「不淑云々」と記して正文の「不淑」に注したことになる。それでは「令圖」「不淑」の注が疊出することになり，而も後記の注の叙次は正文の語次と相合しない。板本の注の「楊泉五湖賦」以下は衍文であること，疑ふべくもない^⑦。今，此の正文下の鈔を検するに，楊泉五湖賦を引いて，其の文，板本文選注と相同じ（ただ鈔は「寓」を「禹」に作る）。

- (5) 卷 61 下，江文通，雜體詩，夕飲玉池津，（注），傅玄擬楚篇曰，登岷嶽漱玉池。板本卷 31，俱に「傅玄」の上に「衡山記曰空青崗有天津玉池」の 12 字が有る。而して此の正文下の陸善經注を検するに，衡山記を引いて，板本李注引く所と正に同じ^⑧。

- (6) 卷 71，任彥昇，宣德皇后令，夫功在不賞，故庸勳之典蓋闕，（注），周書曰，平州之臣，功大弗賞，詔臣日貴。

板本卷 36 皆「周書」の上に「言功績既高，在乎不賞，故庸勳之典，蓋闕而不論」の 19 字有り，又，「周書曰云々」の下に「史記，蒯通說韓信曰，功蓋天下者不賞」の 15 字を引く。案ずるに，周書（卷 8，史記解）の文は「其の功大なるに，而も上より賞せられざる」を謂ひ，史記（淮陰侯傳）の文は「其の功極大非常，天下無比なるが故に却つて賞せられざる」を謂ふ。兩書の用ふる所の「不賞」の語，其の義各々異つてをる。凡そ李注の例，其の義互に異なる二文を並列して證と爲すこと無きを以て，板本の注の「言功績」以下の 19 字，及び「史記」以下の 15 字は，皆後人の増加せし所である。

今，此の正文下の陸善經注を考ふるに，曰く「史記，蒯通曰，功蓋天下者不賞，周禮，王功曰勳，人功曰庸，言庸勳之典，以紀常功，々在不賞，故闕而不錄」と。蓋し，陸善經は正文の「不賞」の語の解について，李善と其の説を異にせし爲に，別に史記を引いて此の注をしたのであらう（正文の「不賞」の解としては陸の説が是である）。而して此の陸注は，今本李注衍する所の文と甚だ相近

い。

- (7) 卷91下、王元長、三月三日曲水詩序、紹清和於帝猷、(注)、春秋元命苞曰、元年春王正月、苞天□□清和之□□

板本卷46、俱に、「春秋元命苞」以下の21字無く、「言以清和之德、繼於大道、楊子雲劇秦美新曰、鏡淳粹之至精、聆(足利本「聆」を「聯」に誤る)清和之正聲」の30字が有る。然るに、此の正文下の鈔に曰く「清和謂帝之德也、言以清和之德、紹繼於帝之大道也、楊雄美新云、鏡純粹之至精、聆清和之正聲」と。何と、其の文の板本李善注と相近きことよ。

今本文選李注を以て、此の本收むる所の諸注と對校するに、(4)(5)(6)(7)の如き例の尠なからざるを見る。是れ、もと此の本の編者が李善の原注と、鈔或は陸善經注と相合する者有る時は、之を李注に略して、鈔又は陸注に詳にせしに因るものか、將た今の李注が往々鈔或は陸注を混ざること、猶今の李注が時に五臣の注を混ざることがごときに因るものか。將又、後人が李注中に混入せし文が偶々鈔若しくは陸注と闇合せしに因るものか。此の問題の解決は獨り今本文選の性質を愈々明白ならしむるのみならず、亦鈔・陸善經注の本質を闡明ならしむるに與りて力が有らう。

以上記せし所に據つて、李善注は固より、類目・篇題・正文に至るまで此の本獨り最も多く李善本の舊を存することを知るべきである。蓋し此の本世に出て、廬山の眞面乃ち明かなるに庶幾しと謂つても過言ではなからう。

注

- ① 明、黃虞稷、千頃堂書目、卷31に、張所望文選集注(卷數を記せず)を録す。所望字は叔翹、上海の人、萬曆辛丑の進士(四庫全書總目提要卷128に據る)。黃氏の録する所、果して張所望の撰ならば、固より同名異書である。
- ② 經籍訪古志、卷6の説、瀧川博士、文選小攷(大東文化第14號)の説等。
- ③ 集注本、正文、「無思無慮、其樂陶々」の句が直ちに「俯觀萬物、擾々焉」の句に接する。是れ其の據る所の本は、「陶々」と「俯觀」との間に、尙若干字有りたるを、集注編者が刪去せしものか、將たもと舊に従ひて其の若干字を存し、ただ案語に於て當に刪去すべきことを述べたるのみなるに、後人が、その案語に據つて之を刪去せしものか、明かにするを得ない。今の板本は、「陶陶」と「俯觀」との間に「兀然而醉……利慾之感情」の36字が有る。
- ④ 柿堂存彙第266頁の説を意取す。但、日本古典全集本御堂關白記は「乘方朝臣云云」の記事を長保6年10月3日の條に承けてをり、道長自筆本は寛弘元年(長保6年7月20日改元)秋冬の部分皆缺く。岡井博士據る所の關白記は何本なるかを知らぬ。又別に關白記、長保6年11月3日の條に、道長、集注文選を中宮に上れる記事がある。

- ⑤ 御堂關白記に見える「集注文選」が、確かに「文選集注」であるか、否かについては、もつと精究する必要がある。といふのは支那で、「五臣注文選」を「五臣集注文選」と呼んだこともあるらしいから。
- ⑥ 此の5字と、巻内上欄記入の文字と、其の筆致相同じ。巻第9に於ても亦然り。尊卑分脈（巻13、村上源氏上）を検するに、陸奥守源有宗は、村上天皇の曾孫に當る。而して元亨二年具注曆裏書に「寛治七年（1093）十月二日有宗來曰云々」の記事有り（大日本史料寛治7年雜載部に據る）又、大日本史巻81、后妃列傳には、中右記・今鏡に據りて、有宗の女、白河帝の寵を蒙れることを記す。これらを綜考して、有宗は白河・堀河帝御宇頃の人なるを知る。
- ⑦ 此の12字及び17字は、有宗の後、二百數十年にして、又一人有りて記する所。
- ⑧ 文選集注巻8・巻9は九條家所藏。今、京都帝國大學景印本に據る。
- ⑨ 首缺。巻尾「元徳二曆中春於庄嚴寺書畢」の識語有り。東方文化學院京都研究所（京都大學人文科學研究所）景照本に據る。
- ⑩ 圖書寮漢籍善本書目巻4に「紙背間引公孫羅文選鈔可珍也」と記せども、予、山田勝美君を煩はして踏寫せし所の背記に據れば、「鈔」に作りて「公孫羅鈔」に作らず。
- ⑪ 今、大阪上野精一氏所藏。
- ⑫ 羅振玉唐寫文選集注殘卷序に云ふ、此の書善注本の1巻を析ちて2と爲すと。
- ⑬ 各卷悉くは完からず。
- ⑭ 現存卷第及び其の所在は、關靖氏、金澤文庫本圖録解説、及び同氏の莊内訪書録（書誌學3の6）に詳かである。而して其の過半数は金澤文庫に藏せられ、其の五の一は東洋文庫に藏せらる。予、兩文庫を訪ふこと各々2回、略々其の藏本を閲讀したが、其の餘は未だ原本を見ないので、本論文は、その景印本に據つた。
- ⑮ 羅氏輯する所は、巻第48・巻第68・巻第93の外、皆京大景印本と重複して、而も缺損多く、又巻第48・巻第59以外は悉く移寫に係るを以て、往往寫手意を以て改め記し、或は誤り録せし所が有る。
- ⑯ 日本國見在書目に公孫羅文選鈔69巻を録し、兩唐志は公孫羅文選注60巻を録す。文選鈔・文選注、兩者或は是れ本同一書ならんか。又、日本國見在書目、公孫羅文選音決10巻。舊唐志、公孫羅文選音（新唐志音義に作る）10巻有り。君山先生、唐鈔本文選殘卷跋に曰く「文選音與文選音決恐是一書」と。
- 石濱純太郎學士（君山先生唐鈔本文選殘篇跋書後）・駱鴻凱（制言第8期所載選學源流）等は、文選集注に引ける鈔・音決を、上に記せる公孫羅の文選鈔・文選音決と見る。
- ⑰ 君山先生曰く、察は即ち姚察。鈔引く所は其の漢書訓纂の説。陳吏部尙書姚察撰、漢書訓纂30巻、隋志・見在書目、皆之を著録すと。
- ⑱ 集注巻115、未だ其の存佚を詳にせず。然れども「今案鈔爲郭林宗」の7字は、蔡伯喈、郭有道碑文篇題下の校語なること疑ふ餘地無し。即ち「郭有道」を鈔本は「郭林宗」に作るとの意である。若しこの「鈔爲郭林宗」を讀んで、「鈔は郭林宗つくる」又は「鈔は郭林宗のたり」等の意と爲し得べくんば、天下復た讀む能はざるの文無けむ。況や漢の郭林宗豫め梁の昭明が爲に文選の鈔を作ること有るべからざるをや。
- ⑲ 集賢注記に曰く「開元十九年三月、蕭嵩奏王智明・李元成・陳居注文選、先是馮光震、

奉敎入院，校文選，上疏以李善舊注不精，請改注，從之，光震自注得數卷，嵩以先代舊業，欲就其功，奏智明等助之，明年五月，令智明・元成・陸善經，專注文選，事竟不就」（玉海卷54引）と。駱鴻凱（前出）謂へらく，陸善經奉敎文選に注して未だ就らず，集注引く所，或は陸の私撰かと。又，新美學士は則ち云ふ「集賢院に於ける協同事業としての改注は竟に就らざりしも，後，陸善經獨力を以て之を續修せしならむ。而して集注引く所は其の續修によりて成れる者なるべし」と。新美説詳に支那學第9卷第1號所載「陸善經の事蹟に就いて」に見ゆ。

- ⑳ 集注本卷第10，未だ其の存亡を詳かにせず。
- ㉑ 「策」は「策」の俗字。顏氏家訓書證篇に曰く「簡策字，竹下施束，末代隸書，似祀宋之末」と。
- ㉒ 讀書志舉ぐる所の類目及び其の叙次，今の文選と必ずしも同じからず。
- ㉓ 東方文化學院京都研究所（京都大學人文科學研究所）景本に據る。
- ㉔ 板本「沂馬」2字互に倒す。此の本篇題及び李注中引く所，皆「沂馬」に作りて「馬沂」に作らず，板本李注引く所は則ち多く此の本に同じ。
- ㉕ 文選載する所の文，其の作者の集に收むる所と，文字異同有る時は，李善往々注中に於て之を校す。謝玄暉和王主簿怨情詩注・沈休文和謝宣城詩注等に亦是の例が有る。
- ㉖ 李善，文選正文と注引く所の文と，用字互に異りて，而も其意同じき者には，更に他に證を求めて，兩者同意なる所以を明かにするを例とす。説，詳に，拙著「李善文選注引文義例考」（日本中國學會報第二）に見ゆ。
- ㉗ 胡紹英，文選箋證卷26，亦「京當爲原」を以て李善の語と誤解す。是を以て其の立論甚だ謬る。
- ㉘ 六臣注諸本の校語，及び統注に據れば，五臣本は自ら「九原」に作れるを知る。李善本・五臣本，もと甚しく殊れるに非ず。李善本の舊往々却つて五臣本に存す。
- ㉙ 讀書雜誌餘編下。
- ㉚ 説詳に胡氏考異に見ゆ。足利本・袁本・四部叢刊本・淺野本，此の劉注無く，集注本亦正に無きを以て，胡説の謬らざるを知る。
- ㉛ 此の字數は胡刻本に據る。六臣注本小異。下此に倣ふ。
- ㉜ 東方文化叢書景印本に據る。
- ㉝ 此の32字は三條家本に據る。胡刻本では34字になる。
- ㉞ 引く所は陳景雲の文選舉正の説であらう。陳氏原本未だ見ず。
- ㉟ 板本は「漢後」の2字互に倒す。然れども此の本引く所は多く「漢後」に作る。
- ㊱ 汪文臺輯，謝承後漢書に，王元長の文の注，及び沈休文の文の注に引く所を採りて而も「都」に作るは非。
- ㊲ 四部叢刊景壽祺本卷4に據る。尙書，成王政序「成王東伐淮夷，遂踐奄」，將蒲姑序「成王既踐奄」俱に亦「踐」に作る。
- ㊳ 板本文選卷39，江文通，詣建平王上書の注に孟子の此の文，及び劉照注を引いて「致」に作る。
- ㊴ 敦煌本毛詩，采芑篇は「旗」を皆「驥」に作り，今本毛詩は「騏」に作る。
- ㊵ 「漪」の字，胡刻本に依る。胡氏考異に云ふ，袁本・茶陵本，「漪」を「漪」に作ると。

- 足利本・四部叢刊本・淺野本，亦「猶」に作る。
- ④① 說，詳に文選筆記第2に見ゆ。胡克家考異卷1の說，梁氏旁證卷8の說竝に略同じ。
- ④② 梁有晉侍中劉逵注左思三都賦三卷。
- ④③ 劉逵魏都賦注曰云云を引き，卷6魏都賦舊注に其の文無し。
- ④④ 武内博士，老子原始に，定めて河上公本と爲せる者。
- ④⑤ 釋文校錄に曰く「今依王本，博采衆家，以明同異」と。
- ④⑥ 「與人交者」以下の16字，此の本誤りて脱す。今，胡刻本に據りて補ふ。
- ④⑦ 四部叢刊本に據る。
- ④⑧ 陳士珂，家語疏證，說無し。
- ④⑨ 程先甲，選雅卷2，亦此の注に據りて「短吝也」を引く。非なり。
- ④⑩ 干祿字書に云ふ「熬」は「殺」の俗字と。
- ④⑪ 俱に古籍叢殘景印本に據る。
- ④⑫ 大阪府立圖書館藏本。
- ④⑬ 石川縣立圖書館藏本，及び廣島光藤珠夫氏藏本。
- ④⑭ 武内義雄博士校勘記に據る。
- ④⑮ 集注本李善注，亦今本の「弑」の字，多く「殺」に作る。
- ④⑯ 說，亦說文弑字の注に見ゆ。
- ④⑰ 鈕樹玉，說文解字校錄，弑字下の說，吾が意を獲たるに庶幾し。
- ④⑱ 板本卷24，潘安仁，爲賈謐作贈陸機詩注に引く所，「毫」の字有り。
- ④⑲ 此の條の「淑」の字及び「叔」の字は，原書では俗字體に書く。今改めた。
- ④⑳ 四部叢刊本・淺野本，「不淑已見云々」を「毛萇詩傳曰，吞嗟也，毛詩曰，子之不淑，云如之何」に作る。蓋し幽憤詩注に據りて複出せしもの。
- ④㉑ 板本李善注，楊泉五湖賦を引くはただ此の一條のみ。
- ④㉒ 板本李善注，衡山記を引くはただ此の一條のみ。

文選諸本の研究

昭和32年3月20日 印刷

昭和32年3月24日 発行

著 者 斯 波 六 郎

發行者 斯波博士退官記念事業會
廣島大學文學部中國文學研究室內

印刷所 中村印刷株式會社
京都市下京區西七條御所ノ内東町39

非 賣 品